

**外国人雇用を  
もっと知ろう!**

---

**外国人材受入Q&A**

## はじめに

令和元年9月、福岡県は外国人材受入を考える事業主のための相談事業を開始しました。

当事業の中で、事業主の皆様からは、外国人材を受け入れるにあたって、「まず何を考えなければいけないのか」、「どのようなことを確認すればいいのか」という相談が数多く寄せられています。

そのような外国人材受入の「入口」でのお悩み解消のお手伝いができないかと考え、令和2年3月に「外国人材受入のためのガイドブック」を発行しました。

こちらのアドレスからダウンロードもできます。

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/515928\\_60156252\\_misc.PDF](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/515928_60156252_misc.PDF)

ガイドブックの発行から更に1年、相談事業を継続していく中で、「入口」部分でのお悩みはそのガイドブックで解消できるものの、

「他社にいた外国人が当社に転職してきた場合の手続きは？」

「不法就労ってどういうもの？」

「外国人職員にも自動車運転免許を取ってもらいたいんだけど・・・」

という、より広範囲で細かな点についての相談が増えてきました。そのことを受け、この度、「外国人雇用をもっと知ろう!～外国人材受入 Q & A」を発行することになりました。

当冊子では、分野ごとに多く寄せられた質問について、Q & A形式で皆様の疑問にお答えし、更に詳しく知っておいていただきたいことについては、そのテーマについてのコラムも掲載しています。

外国人材活用についての相談は年々増えています。疑問を解消し、適切な外国人材の雇用をするために、まずは「外国人材受入のためのガイドブック」でチェックしてみましょう。

そのうえで、ガイドブックよりも更に細かいことを確認したい場合は、是非とも当冊子を御活用ください。

なお、すべてのケースを網羅できているわけではなく、お悩みのケースを当冊子だけでは解決できないこともあります。

より個別具体的な御相談は、末尾掲載の相談窓口へお問い合わせいただけますようお願いいたします。

※記載の情報は、発行日（令和3年3月31日）のものです。

## 目次

### ● はじめに

コラム	外国人雇用管理指針（厚生労働省）	P1
-----	------------------	----

### ◇◇◇ 外国人を雇用するときによくある質問 ◇◇◇

Question1	外国人の就職先の「カテゴリー」とは何ですか？	P2
-----------	------------------------	----

Question2	日本の大学を卒業して、日本語検定1級を持っている外国人は雇用しやすくなったと聞きましたが、詳細を教えてください。	P3
-----------	--	----

Question3	「特定活動」とは、どんな在留資格ですか？	P6
-----------	----------------------	----

コラム	「クールジャパン」に関わる分野での採用	P9
-----	---------------------	----

Question4	外国にある親会社や関連会社から、外国人を自社に転勤させることができると聞きましたが、詳しく教えてください。	P11
-----------	---	-----

Question5	「通訳や翻訳」の業務について、その外国人の母国語を使う仕事内容でないと、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可が出ないと聞きましたが、実際はどのようなのでしょうか？	P14
-----------	--	-----

コラム	中国料理人の格付けチェック	P17
-----	---------------	-----

Question6	本国で医師免許や看護師免許を持っている外国人は、そのまま日本でも医師や看護師として働くことができますか？	P18
-----------	--	-----

Question7	外国人が、日本で介護職に従事するための在留資格には、どのようなものがあるのか教えてください。	P21
-----------	--	-----

Question8	在留資格「介護」を取得するためには、どのようなルートがあるのか教えてください。	P22
-----------	---	-----

コラム	外国人は歯科技工士や測量士で働けるの？ ～専門職での外国人雇用について～	P26
-----	---	-----

Question9	①「特定技能1号」を経なければ「特定技能2号」に移行できないのですか？ ②「特定技能1号」には家族帯同は認められないのですか？	P29
-----------	--	-----

コラム	年金法改正（令和3年4月1日施行）に伴う、技能実習生の年金についての考え方	P31
-----	---------------------------------------	-----

◇◇◇◇ 就職活動にかかわる質問 ◇◇◇◇

**Question10** 今回当社が内定を出した高校卒業予定の外国人ですが、子どものころから親と一緒に日本で暮らしているそうです。就労できる在留資格へ変更できますか？ …… P33

**Question11** もうすぐ日本の大学を卒業予定なのですが、就職が決まっています。  
①就職活動ができる在留資格はありますか？  
②日本で就職先が内定し、採用時期までしばらく待機期間があるという場合はどうすればいいですか？ …… P36

**Question12** 母国で大学を卒業し、現在は北九州市の日本語学校に通っています。卒業後も引き続き就職活動をしたいのですが、可能でしょうか？ …… P38

◇◇◇◇ 外国人の生活や申請・届出にかかわる質問 ◇◇◇◇

**Question13** 留学生をアルバイトで雇用したいと考えていますが、何か気を付けることはありますか。 …… P39

**Question14** 不法就労とはどのようなことを言いますか？ …… P44

**Question15** 新たに外国人を雇うときや他社で働いていた外国人を雇う場合、何か特別な手続きが必要ですか？ またそれは、外国人本人が行うのですか、それとも会社が行うのでしょうか。 …… P47

**Question16** ①会社で雇っている外国人が一時帰国（再来日して職場復帰の予定）を希望しているのですが、その場合に何か入管手続きが必要ですか？  
②スタッフの在留期間更新許可申請中に在留期限が過ぎてしまっていますが、それでも出国できますか？ また、留学生を採用して、在留資格変更許可申請中でも、その学生は出国できますか？ …… P50

**コラム** 外国人が日本で運転できる自動車運転免許 …… P53

**Question17** 住民票に通称名を記載してもらうことはできますか？ …… P59

**Question18** 在留カードの有効期間について留意する点を教えてください。 …… P62

**Question19** 外国人を日本に呼び寄せるときの申請代理人には誰がなれますか？ …… P63

**コラム** 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」について …… P67

◇◇◇◇ 在留資格について、もっと知ろう ◇◇◇◇

**Question20** 「高度専門職」とはどのような在留資格ですか？ …… P69

**Question21** 「ワーキング・ホリデー」とはどんな制度ですか？ …… P72

**コラム** 外国人力士の在留資格は何？ ～在留資格「芸術」、「興行」、「文化活動」～ …… P74

巻末付録

- 厚生労働省「外国人雇用はルールを守って適正に」 …… P77
- 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可ガイドライン …… P97
- 「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について …… P112
- ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について …… P116
- 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン …… P120
- 外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号）に係るガイドライン …… P125

## コラム 外国人雇用管理指針（厚生労働省）

厚生労働省は、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>

その中では、次のようなことが掲載されています。（抜粋）

### 第四 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずるべき必要な措置

- 一．外国人労働者の募集および採用の適正化
- 二．適正な労働条件の確保
- 三．安全衛生の確保
- 四．雇用保険・労災保険・健康保険および厚生年金保険の適用
- 五．適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等
- 六．解雇の予防および再就職援助
- 七．労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

指針の内容は、厚生労働省の作成したパンフレットで分かりやすく説明されています。（P77～P96に付録として掲載）

このパンフレットを活用し、タイトル通り「外国人雇用はルールを守って適正に」行っていただければと思います。

令和2年11月版  
(外国人を雇用する事業主の方へ)

## 外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～以下の2点は、事業主の責務です！～

### 1 雇入れ・離職時の届出 P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。  
また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。そのため、不法就労の防止につながります。

### 2 適切な雇用管理 P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。  
この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

#### ▶ その他（ご参照ください）

在留資格一覧表	P16
外国人の雇用に関する参考情報	P17
外国人の雇用に関するQ&A	P18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P18
関係機関のお問い合わせ先	P19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P20

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク  
PL021102外01

## ◇◇◇◇◇ 外国人を雇用するときのよくある質問 ◇◇◇◇◇

### Question 1 外国人の就職先の「カテゴリー」とは何ですか？

在留資格に関する申請をする際、申請書と共に様々な資料を提出するのですが、添付する資料は申請する在留資格や申請者が所属する機関の規模等により変わってきます。

その所属機関の規模等は4つの「カテゴリー」に分類されています。  
下記は在留資格「技術・人文知識・国際業務」のカテゴリーです。

#### 【カテゴリー1】

- (1) 日本の証券取引所に上場している企業
- (2) 保険業を営む相互会社
- (3) 日本又は外国の国・地方公共団体
- (4) 独立行政法人
- (5) 特殊法人・認可法人
- (6) 日本の国・地方公共団体認可の公益法人
- (7) 法人税法別表第1に掲げる公共法人
- (8) 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- (9) 一定の条件を満たす企業等

#### 【カテゴリー2】

- (1) 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- (2) 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関

#### 【カテゴリー3】

前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人  
(カテゴリー2を除く)

#### 【カテゴリー4】

カテゴリー1、2、3のいずれにも該当しない団体・個人

Question  
2

日本の大学を卒業して、日本語検定1級を持っている外国人は雇用しやすくなったと聞きましたが、詳細を教えてください。

本邦の大学または大学院を修了し、学位を取得した留学生（以下、『学位取得留学生』）に関して、国内での就職を促進していくために、在留資格「特定活動」の種類が2019年に追加されましたのでご紹介します。

法務省資料より「特定活動告示の改正の趣旨」

本邦の大学（四年制大学）又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であり、在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認めることとする。

これまでは、学位取得留学生に関しても、あくまで専門的職種に限り国内就労が許可されていました。例えば、

- ・工学学士を取得した者が、企業に『エンジニア』として就職する。（技術）
- ・経済学学士を取得した者が、企業に『経理担当者』として就職する。（人文知識）
- ・貿易企業に『翻訳通訳者』として就職する。（国際業務） ※この場合専攻は問いません。などです。

この特定活動は「指定書付き」の就労資格です。就労場所が指定されている在留資格であるため、転職したら、まず地方出入国在留管理官署へ「在留資格変更許可申請」をしなければなりません。審査のうえ、新たな指定書の交付を受けることが必要なためです。これは、転職したことのみで「在留資格変更許可申請」を求めている「技術・人文知識・国際業務」等との大きな違いです（ただし、『14日以内に入管庁へ契約機関変更の届出等』は義務付けられています）。

以下、要件に関して記述します。

特定活動告示46号で規定

下記(1)～(4)に掲げる要件のいずれにも該当する者が、常勤の従業員として雇用され、日本の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること

- (1) 日本の大学（短期大学を除く。）を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと
- (2) 日本人と同等額以上の報酬を受けること
- (3) 高い日本語能力を有すること（試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること）
- (4) 日本の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること

【従事できない業務】

- ・風俗営業活動
  - ・法律上資格を有する者が行うこととされている業務（業務独占資格を要する業務）
- ※また、大学・大学院において修得した知識や能力を必要としない業務にのみ従事することはできない。

一つずつ見ていきましょう。

■ 常勤の従業員として雇用され、日本の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること

「常勤の従業員として雇用され」とあるため、委任契約や請負契約は含まれないと考えられます。

現状では、例えば複数機関と請負契約をして生計を立てているITプログラマー等でも、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で就労できる場合があります（詳細は割愛）。しかし今回は、あくまで機関の常勤従業員として雇用されることが前提とされています。そして当然、大学または大学院で学んだことを活かす職務内容であることが前提です。

(1) 日本の大学（短期大学を除く。）を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと

「短期大学を除く」と明記されている点に注意です。現状では、短期大学卒業の留学生でも、短期大学士を取得しており、その他の要件を満たせば在留資格「技術・人文知識・国際業務」にて就労可能です。しかし今回の告示特定活動においては、短期大学修了だけでは基準を満たさないこととなります。

(2) 日本人と同等額以上の報酬を受けること

この改正に限った要件ではありません。当然ながら、外国人だからという理由で雇用条件等について日本人より不利な待遇をすることは許されません。

（参考）労働基準法3条

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(3) 高い日本語能力を有すること（試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること）

『N1』とは、日本語能力試験で一番高いレベルです。定義としては、

- ・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。
- ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話しの流れや詳細な表現意図を理解することができる。
- ・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話しの流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。

とされています。

なお「高い日本語能力」の要件としては、N1以外に、「BJT ビジネス日本語能力テスト 480点以上」が予定されているとのことです（これは高度専門職でも『高度人材ポイント制の加点対象となる日本語能力一覧 [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact\\_3/pdf/h29\\_06\\_nihongonouryoku.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_3/pdf/h29_06_nihongonouryoku.pdf)』に記載されています）。

(4) 日本の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後 当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

※「学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」とは、一般的に、大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）を意味します。

## 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る例は以下のとおりです。

- (ア) 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です）。  
※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。
- (イ) 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。  
※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。
- (ウ) 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの（日本人に対する接客販売業務を行うことも可能です）。  
※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。
- (エ) ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です）。  
※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。
- (オ) タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（通常のタクシードライバーとして乗務することも可能です）。  
※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。  
※ タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第 86 条第 1 項）を取得する必要がありますが、第二種免許は、個人の特定の市場への参入を規制することを目的とするものではないことから、いわゆる業務独占資格には該当しません。
- (カ) 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。  
※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。
- (キ) 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。  
※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

※ P120 に出入国在留管理庁（以下「入管庁」とする）のガイドラインを掲載しています。

## Question 3

### 「特定活動」とは、どんな在留資格ですか？

「特定活動」とは、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、他の在留資格の活動以外の活動を行うために設けられたものです。その種類は何十とあり、それぞれに異なる要件があります。日本のみならず世界の社会情勢に素早く柔軟に対応するための受け皿とされており、機敏な動きを期待できることが「特定活動」の特徴と言えます。高度人材の「特定活動」から「高度専門職」という新たな在留資格が増設された例もあります。

「特定活動」の内容は、法務大臣が告示した活動、いわゆる特定活動告示に規定されており告示特定活動（以下「告示特活」とする）と呼ばれます。この中には、『家事使用人』、『アマチュアスポーツ選手』、『EPA 看護師・介護福祉士候補者』、などがあり、令和 2 年 12 月末時点で 49 種類あります。

特定活動は告示特活だけではなく、法務大臣が特別な事情により人道上在留を認める告示外特定活動（以下「告示外特活」とする）も存在します。こちらは告示のように公にされるものではなく、各地方出入国在留管理官署に通達として知らされるものです。

ここでは、就労に関係する「特定活動」をピックアップしてご紹介します。

#### 《在留資格「留学」から変更申請することが多い特定活動》

##### ●就職活動のための特定活動（告示外特活）（P36～詳細掲載）

「就活特活」と呼ばれるもので、大学や短大、専門士が付与される専門学校を卒業した留学生は、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として、卒業する学校からの推薦状を提出することなどを条件として、在留期間 6 か月（一度のみ更新申請可能、卒業後 1 年経過の日まで）の「特定活動」に変更申請できます。

##### ●起業準備のための特定活動（告示外特活）

大学等を卒業した留学生が、日本で継続して起業活動を行うことを希望する場合にも同じように変更申請ができます。これらは告示外ですが、入管庁ホームページ（以下「入管庁 HP」とする）にも必要書類等の掲載がされています。

##### ●待機の特定期間（告示外特活）（P36～詳細掲載）

「内定特活」とも呼ばれるもので、企業から内定を受けた留学生が、入社まで数ヶ月の待機期間がある場合も、「特定活動」への変更申請ができます。例えば、9 月卒業生を企業が翌年 4 月から採用する場合に、一旦帰国することなく、この「特定活動」の在留資格を利用することを検討できます。

#### 《大学在籍中に活用できる特定活動》

##### ●インターンシップ（告示特活）

外国の大学の学生が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内、当該機関の業務に従事する活動、と規定があります。

※ P125 に入管庁のガイドラインを掲載しています。

##### ●サマージョブ（告示特活）

外国の大学の学生が、その学業の遂行及び将来の修業に資するものとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動と規定されています。

《日本国内を自由に移動できる特定活動》

●ワーキング・ホリデー（告示特活）（P72～詳細掲載）

これは青少年にのみ認められている告示特活です。二国・地域間の取決め等に基づき、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため、本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために、必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動、と規定されています。ビザ発給要件は、国・地域によって多少違いはありますが、主として休暇を過ごす意図を有し、年齢18歳以上30歳以下、子又は被扶養者を同伴しないこと、生計を維持するために必要な資金及び帰りの切符・資金を所持、健康であること、以前にワーキング・ホリデービザを発給されたことがないこと等が要件です。

この告示特活は、その他の告示特活と違い、日本ででの在留資格認定証明書交付申請が認められておらず、本国や居住地の日本大使館・領事館でワーキング・ホリデービザの発給申請を行います。

《その他》

●製造業外国従業員受入事業（告示特活）

この事業の目的は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめるとされています（製造業外国従業員受入事業に関するガイドライン抜粋）。

まずは、本邦にある製造事業者が、当該事業者の海外生産拠点の職員へ特定の専門技術の移転等を実施するための計画（製造特定活動計画）を作成し、経済産業大臣の認定を受けます。外国にある事業所で勤務年数1年以上の職員（特定外国従業員）を、国内生産拠点に最大1年転勤させ、専門技術を移転させます。日本滞在中は家族の帯同は不可です。また、特定外国従業員の帰国後1年間は原則解雇禁止です。国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは対象外となっています。

この制度を利用して来日する特定活動が告示に明示されました。

●出国準備のための特定活動（告示外特活）

在留資格の変更許可申請、在留期間更新許可申請が不許可になった場合等に、「不許可＝即不法滞在」となることがないように、一般的には1か月（コロナの緊急対策として数ヶ月付与される場合もあります）の出国準備のための猶予期間が与えられます。言葉の通り、出国の準備期間として与えられるものですが、与えられた猶予期間で、不許可原因の改善をして再度在留資格変更許可申請をすることも可能です。

告示特活と告示外特活を区別してご紹介しましたが、告示特活は認定申請（申請する外国人を海外から呼び寄せる場合の地方出入国在留管理官署への申請）が可能ですが（ワーキング・ホリデー等の例外もあります）、告示外特活は認定申請ができないため、「短期滞在」やその他の在留資格で入国後「特定活動」へ変更します。許可されると「指定書」がパスポートに添付され、その活動内容に従って日本で生活することとなります。今後の「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」とする）の動向を探るためには、「特定活動」に注目すべきことを最後にお伝えして、終わりにいたします。

「特定活動」		イメージ
法務大臣が告示したもの (告示特活)		法務大臣が通達したもの (告示外特活)
1号	外交官家事使用人	就職活動のための特定活動
2号	経営・管理家事使用人	起業準備のための特定活動
	⋮	待機のための特定活動
5号	ワーキングホリデー	出国準備のための特定活動
6号	アマチュアスポーツ選手	家族滞在からの特定活動 P33～詳細掲載
	⋮	海外大卒就活特活 P38～詳細掲載
9号	インターンシップ	etc
	⋮	
12号	サマージョブ	
16号	EPAインドネシア看護師候補者	
17号	EPAインドネシア介護福祉士候補者	
	⋮	
20号	EPAフィリピン看護師候補者	
21号	EPAフィリピン介護福祉士候補者	
	⋮	
25号	医療滞在	
26号	医療滞在同伴者	
27号	EPAベトナム看護師候補者	
28号	EPAベトナム介護福祉士候補者	
	⋮	
33号	高度専門職就労配偶者	
34号	高度専門職父母	
	⋮	
40号	富裕層短期間滞在	
41号	富裕層短期間滞在配偶者	
42号	製造業外国従業員	
43号	日系4世	
	⋮	
46号	本邦大学卒業者	
47号	本邦大学卒業者配偶者・子	
48号	東京五輪関係者	
49号	東京五輪関係者配偶者・子	

(令和2年12月末現在)

## コラム 「クールジャパン」に関わる分野での採用

平成 29 年に、出入国在留管理庁（以下「入管庁」とする）から【「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について】という資料が公表されました。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930003415.pdf> (P112 に掲載)

日本の魅力を世界へ発信する「クールジャパン」戦略が推進され、日本のコンテンツ等に対する外国からの関心が高まっています。アニメ・ファッション・デザイン・食などを学びに来た留学生が、日本で働くことを希望する場合、在留資格はどうなるのでしょうか。入管庁では、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方及び許可、不許可に係る具体的な事例を公表しています。

この発表により、今まで日本で就職しても在留資格の取得が厳しいと考えられていたアニメ・ファッション・デザイン・食分野等への就職に伴う在留資格変更が可能となるということ、それまでは非常に限定的と思われていた、留学生や家族滞在者の、就職につながる進路の選択肢が広がることになりました。

しかしながら、在留資格が許可されるためには、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動であって、単に経験を積んだことにより有している技術・知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を要するものでなければなりません。つまり、単純労働では許可はされません（後出の「具体的な事例」を御参照ください）。

なお、日本で従事しようとする活動が入管法に規定される在留資格に該当するものか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。

したがって、上記の活動に該当しない業務に一時的に従事する場合であっても、それが企業における研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないような場合は、在留資格の変更が許可されるケースがあるということです。

採用当初の OJT（※）については、一般的には、業務習熟のために必要な研修として認められることとなります。他方で、OJT の期間が、採用当初に留まるようなものではなく、当該外国人の在留期間の大半を占めるような場合には、在留資格に該当する活動を行っていないこととなるため、認められないこととなります。個別の事案については地方出入国在留管理官署へ御相談ください。

※研修や OJT がどこまで許容されるのかの指標については、以下の資料を御参照ください。

- ・留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン（P97 に掲載）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004581.pdf>

- ・別紙 4) 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について（P110 に掲載）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005384.pdf>

## 具体的な事例

※許可・不許可事例ともに、ここに挙げられているものに限定される訳ではありません。

学歴	専攻	職務内容	許可○/不許可×
専門学校 (専門士)	マンガ・アニメーション科	コンピュータ関連サービスを業務とする会社において、キャラクターデザイン等のゲーム開発業務	許可○
専門学校 (専門士)	マンガ・アニメーション科	アニメ制作会社において、入社後 6 月程度、背景の色付け等の指導を受けながら行いつつ、その後は絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動	許可○
専門学校 (専門士)	デザイン科	デザイン事務所において、デザイナーとして創作業務	許可○
専門学校 (専門士)	デザイン科	服飾業を営む会社において、パタンナーとして、裁断・縫製等の制作過程を一部伴う創作活動	許可○
専門学校 (専門士)	美容科	ヘアウィッグ等の商品開発及び営業販売の業務	許可○
専門学校 (専門士)	栄養管理学科	食品会社の研究開発業務	許可○
専門学校 (専門士)	経営学科	企業の海外展開業務を行う人材として採用された後、本社における 2 か月の座学を中心とした研修及び国内の実店舗での 3 か月の販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で海外展開業務	許可○
専門学校 (専門士)	経営学科	企業において 3 年間の滞在予定で海外展開業務を行う計画であったが、実際は、入社後 2 年間は実地研修の名目で店舗での接客業務等を行う	不許可×
専門学校 (専門士)	マンガ・アニメーション科	アニメ制作会社において、主体的な創作活動を伴わない背景画の色付け作業等の補助業務のみ	不許可×
専門学校 (専門士)	デザイン科	服飾業を営む会社の店舗において、専ら接客・販売業務	不許可×
専門学校 (専門士)	美容科	美容師やネイリストとしての業務	不許可×



Question  
4

外国にある親会社や関連会社から、外国人を自社に転勤させることができるか聞きましたが、詳しく教えてください。

「企業内転勤」での呼び寄せができる可能性があります。

在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応し、人事異動により外国の事業所から本邦の事業所に転勤する外国人を受け入れるために創設されたものです。

同一企業等の内部で外国の事業所から本邦の事業所に一定期間転勤して、「技術・人文知識・国際業務」の活動を行うものが該当します。

入管法別表より

「企業内転勤」

本邦（日本）に本店、支店その他の事業所のある公私機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

「技術・人文知識・国際業務」

本邦（日本）の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

つまり、あくまで「技術・人文知識・国際業務」の業務内容で受け入れることが必須であり、例えば、単なる現場作業員として、外国の工場から日本の工場へ迎えることはできません。

《在留資格「企業内転勤」の主なポイント》

- ・派遣元である外国の機関に「技術・人文知識・国際業務」の業務で、継続して一年以上勤務している必要があります。
- ・「当該事業所において行う活動」と定められており、日本で「企業内転勤」の在留資格のまま転職は出来ません。
- ・「期間を定めて転勤」と定められていますので、日本において勤務する期間が限られています。ただし、この転勤期間を更新することは可能です。
- ・「技術・人文知識・国際業務」の規定では、「日本の公私機関との契約に基づいて」との定めがありますが、『企業内転勤』では本人の雇用契約は外国の派遣元との契約のままでもかまいません（迎え入れた日本の機関と、あらためて雇用契約を結ぶことも可能です）。

この「企業内転勤」という在留資格をもっと知るために、4つの例題をとおして考えてみましょう（記載以外の個別事情は考慮しないものとします）。

・例題1・

「企業内転勤」の在留資格で迎え入れた従業員を、さらに日本にある別の取引会社に出向させることはできるか？

答：出向できない。

「企業内転勤」の在留資格該当性では、『当該事業所において行う活動』と規定されており、日本における特定の事業所での活動しか認められていませんので、別会社への出向や派遣は認められません。

・例題2・

外国の本店に在職期間1年未満の従業員がいる。その者を日本支店に「企業内転勤」の在留資格で転勤させることはできないので、代わりに「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で転勤させることは可能か？（※本人は学歴要件、実務要件等、「技術・人文知識・国際業務」の基準を満たしているものとする）

答：可能ではある。

まず、前述のとおり、「企業内転勤」の要件として、転勤元の会社に1年以上継続して勤務していることが必要ですが、本事例では在職期間1年未満であるため、同資格での転勤はできません。

そこで、「企業内転勤」と活動内容が同じである「技術・人文知識・国際業務」に切り替え転勤させることは可能です。

その際に注意したい点があります。「企業内転勤」と「技術・人文知識・国際業務」との雇用契約の違いです。

「企業内転勤」の場合は、日本の公私機関との契約は要件ではありません。よって本人は、外国にある本店（転勤元）との雇用契約に基づいたまま日本で勤務することも可能です。しかしながら、「技術・人文知識・国際業務」の場合、日本で勤務するには、日本の公私機関との契約が必要であると定められています。

・例題3・

「出戻り」でも企業内転勤の在留期間更新は可能か？

ジョンは、X国の大学の商学部を出て（商学の学位を取得）、X国の大手商社に入社しました。その会社では経理担当として勤務していましたが、入社して12年後、日本支店の経理部への転勤を命じられました。

辞令によると転勤期間は5年で、日本支店での勤務後はまたX国の本店に戻ることになっていました。

しかし、そんな彼に日本のある企業から、経理課長としてのヘッドハンティングの話があり、その提示された好待遇に舞い上がった彼は、勢いで今の会社（派遣元）を退職してしまいました。

彼は「技術・人文知識・国際業務」の人文知識（経理業）の要件も満たしているため（大学の商学部卒で、しかも実務経験10年以上）、日本で「企業内転勤」から「技術・人文知識・国際業務」に在留資格の変更をして、その日本企業に転職しようと思ったのです。

ところが、彼が正式に転職する直前に、なんとその日本企業が諸事情で突然倒産してしまい、ヘッ

ドハンティングは夢と消えてしまいました。困った彼は、元の会社に頼みこみ、出戻りとしてなんとか復職を許されました。彼の在留資格はまだ「企業内転勤」のままでしたので、その後もそのまま日本支店で勤務しました。

そんな彼に在留期間更新の時期が来ます。彼は無事に「企業内転勤」の在留期間を更新できるのでしょうか？

**答：残念ながら、ジョンは「企業内転勤」の在留期間更新はできません。**

企業内転勤の基準として、継続して一年以上、派遣元に所属している必要があるためです。

彼は短期間であったにせよ、派遣元のX国の会社を一度退職しています。その時点で在籍期間が継続していません。そもそも派遣元を退職したら、もう在留資格「企業内転勤」に該当しなくなっています。彼がそのまま知らぬ顔で「企業内転勤」で在留をし続けたら、厳密には許可を超える就労に当たります。在留期間の更新も出来ません。

彼の場合は一度X国の本店に戻り、復職（出戻り）の時点から一年以上勤務して、また「企業内転勤」の在留資格で日本支店に来ることになるか、あるいは、彼は幸いにも「技術・人文知識・国際業務」の人文知識（経理業）の要件はすでに満たしていますので、日本に滞在したまま「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行うことも可能です。許可されれば、今後は日本支店の従業員として勤務できるでしょう。

の在留資格認定申請を行い、入国し直すべきだったのです。なお、例えばマイケルが大阪にある『孫会社D社』に出向して働いていた場合でも同じです。出向先が孫会社や関連会社でも状況は変わりません。

・補足・

「本邦（日本）の公私の機関」とよく出てきますが、ところで、外国に本店をおく『外国企業の日本支店』は、日本の公私の機関と言えるのでしょうか？

実は、入管庁の審査要領において、日本の公私の機関については以下のように定義されています。

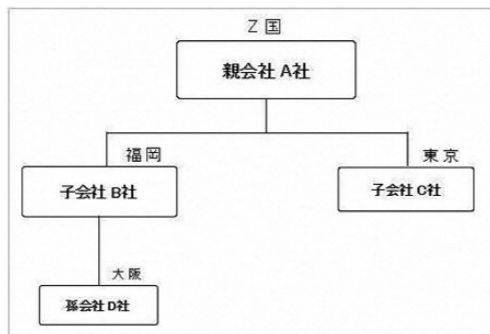
「本邦（日本）の公私の機関」には、国、地方公共団体、独立行政法人、会社、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はない。）も含まれる。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）外国の法人等も含まれる。さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれる。

つまり、外国企業の日本支店は、日本の公私の機関に該当するのです。

・例題4・

『転勤元からの出向辞令で他社で働いていた』場合でも在留期間更新は可能か？

マイケルは、Z国のA社でITプログラマーとして勤務していましたが、2年ほど前から、「企業内転勤」で来日し、A社の子会社であり日本の福岡にあるB社で勤務しています。彼はまだ「企業内転勤」として1年間の在留期限しかありませんので毎年更新が必要です。



さて、そんな彼には最近、心配なことがあります。来月また在留期間の更新があるのですが、彼は現在、実際には東京にあるA社の子会社C社で働いているのです。

その理由は、実は先月、A社から下記の「出向辞令」が出ていたからです。

マイケル殿

20〇〇年〇月より1年間限定で、ITプログラマーとして、日本国B社から日本国C社への出向を命ずる。なお、給与は引き続きA社から毎月支払う。

このような状態で、彼は無事に在留資格「企業内転勤」を更新できるのでしょうか？

**答：地方出入国在留管理官署に確認したところ、「状況を考慮しつつ、あくまで個別具体的に審査はするが、在留期間更新はできない可能性が高い」とのことでした。**

前述の例題1にも関わってきますが、あくまで企業内転勤は、当該事業所において行う活動であり、今回の当該事業所はB社であるため、A社からの正式な命令であっても、彼はC社で勤務は出来ないのです。そもそも地方出入国在留管理官署では最初の在留資格認定審査の際、親会社A社と子会社B社は審査しましたが、C社のことは何も把握していません。そのため更新審査の際、まずはC社の詳細な資料の提出が求められますが、無事に更新が出来る可能性は低いでしょう。

したがって、どうしてもC社で彼が必要なら、いったん帰国し、あらためてC社で「企業内転勤」

Question 5

「通訳や翻訳」の業務について、その外国人の母国語を使う仕事内容でないと、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可が出ないと聞きましたが、実際はどうなのでしょうか？

必ずしも母国語でなければいけない訳ではありませんが、母国語の方が在留資格を認められる可能性が高くなります。

まず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の基準を確認してみましょう。

入管法第七条第一項第二号の基準を定める省令

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。  
申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。（中略）
- イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦（日本）の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。
- ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。
- 二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。
- イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。
- ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。

次に、入管庁の審査要領を見てみると、

二号の口については、外国人が従事しようとする業務に関連する業務について、原則として3年以上の実務経験を有することを要件として定めている。実務経験は、「関連する業務について」のものであれば足り、外国人が本邦において従事しようとする業務そのものについての実務経験を有することまでは必要とされていない。

ただし書きの規定は、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務は、外国人の母国語に係るものが通常であり、実務経験のない外国人でも行うことが可能であることから、大学を卒業していれば、実務経験は要しないことを定めている。留意事項としては、行おうとする活動が第二号イに列挙されている「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事する」場合であっても、大学等において、これらの業務に従事するのに必要な科目を専攻し、卒業した者又は本邦（日本）の専門学校を終了し、専門士の称号を得たものである場合は、第一号（人文知識カテゴリー）が適用される。

たしかに在留資格「技術・人文知識・国際業務」の国際業務は、本人の母国語もしくは公用語に関わる業務であることが原則です。しかし、審査要領によると、大学や日本の専門学校で、その語学を専攻して学んだ場合は、それが母国語や公用語でなくても業務が認められることがあります。

以上のことを踏まえ、いくつかの事例について入管庁に確認しました（記載の無い事項は考えないものとします）。

#### ・事例 1・

エジプトの大学のビジネス学科を卒業した後、日本語学校に通う**エジプト人 A さん**（TOEIC800点、N2 取得）が、「**日本語と英語**」の**翻訳・通訳業務**に就くため、在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」（国際業務カテゴリー）に在留資格変更許可申請をした。

#### 予想審査結果：不許可の可能性大

理由：英語も日本語もエジプト人の母国語ではなく、大学の専攻もビジネス学。審査要領によると基準省令2号の口のただし書きが適用されるのは母国語であるアラビア語が想定されているため。

#### ・事例 2・

ネパールの大学のビジネス学科を卒業した後、日本語学校に通う**ネパール人 B さん**（TOEIC800点、N3 取得）が、「**ネパール語と日本語**」の**翻訳・通訳業務**に就くため、在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」（国際業務カテゴリー）に在留資格変更許可申請をした。

#### 予想審査結果：許可の可能性あり

理由：ネパール語は申請者の母国語。基準省令2号の口のただし書により、実務経験は問われない。

#### ・事例 3・

中国の大学のビジネス学科を卒業した後、日本語学校に通う**中国人 C さん**（TOEIC800点）が、「**中国語と英語**」の**翻訳・通訳業務**に就くため、在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」（国際業務カテゴリー）に在留資格変更許可申請をした。

#### 予想審査結果：許可の可能性あり

理由：中国語は申請者の母国語である。英語は母国語ではないが、TOEIC の点数等で能力を証明できる。基準省令2号の口のただし書により、実務経験は問われない。

#### ・事例 4・

ベトナムの大学の英語学科を卒業した後、日本語学校に通う**ベトナム人 D さん**が、「**英語と日本語**」の**翻訳・通訳業務**に就くため、在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」（人文知識カテゴリー）に在留資格変更許可申請をした。

#### 予想審査結果：許可の可能性あり

理由：審査要領の留意事項より、業務に従事する科目に必要な知識に関連する科目を専攻して大学を卒業しているため、第1号（人文知識カテゴリー）が適用されることになる。科目と業務内容の関連性あり。

#### ・事例 5・

グアテマラの大学の工学部を卒業した後、地元の会社で働いていた**グアテマラ人 E さん**（TOEIC800点）が、「**スペイン語と英語**」の**翻訳・通訳業務**に就くため、「技術・人文知識・国際業務」（国際業務カテゴリー）の在留資格認定証明書交付申請を行った。

#### 予想審査結果：許可の可能性あり

理由：**スペイン語はグアテマラの公用語である。**英語は母国語ではないが、TOEIC の点数等で能力を証明できる。基準省令2号の口のただし書により、実務経験も問われない。

このように、外国人が翻訳や通訳業務を日本で行うためには、どの言語を翻訳するのか、その言語が母国語（公用語）に該当するのか、大学を卒業しているのか、業務と関連性のある科目を専攻して大学や専門学校を卒業しているのかによって、「国際業務カテゴリー」にあたるのか、または、「人文知識カテゴリー」にあたるのかが変わってきます。

翻訳・通訳の業務に就く際の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の許可を受けるためには TOEIC のような語学能力試験の点数は要件とはなりません。実際に使用する言語の翻訳・通訳業務を行う際には積極材料になることは間違いありません。

翻訳や通訳業務で申請を行う場合は、今回挙げた点を申請前にしっかりと確認することが非常に大切になってきます。

## コラム 中国料理人の格付けチェック

中国では、理論や技術の成熟度により、同じ職業の中でも格付けを行っているのをよく見かけます。例えば、都会ではタクシー運転手にも星制度があり、前方座席のプレートに印字されていることがあり、最も優秀な運転手には五つ星が与えられています。そのプレートを見れば、優秀な運転手かどうかは一目瞭然です。

中華料理店の経営者から、中国人料理人を呼び寄せたいという御相談を受けることがあります。

そういう時には、在留資格を得るための要件を満たすかどうかにも気になりますが、その料理人の腕前についても気になることです。

中国人の場合は戸口簿を見てみると、生年月日や出生地はもちろんのこと、信仰している宗教についてなど、申請人についてかなり多くの情報を得ることができます。その戸口簿には職業を記載する欄があります。中国では職業が「中華人民共和国職業種類一覧」により、87種類に分類されていますが、料理人の場合は、一般的には「厨師」と書かれます。

さて、中国料理人の格付けですが、それは「職業資格証明書」を見ることでチェックできます。職業資格証書は中華人民共和国労働及社会保障部により発行されます。料理人も5段階の等級に分類されます。それぞれの資格を取得するための要件は以下の通りです。

### ● (初級) 国家職業資格5級

見習コースを完了した在职職員または職業学校の卒業生。

### ● (中級) 国家職業資格4級

初級証書を取得し5年以上の仕事経験を持ち、または労働行政部門の規定に準ずる中級技能を狙う技術専門学校及びその他の学校の卒業生。

### ● (高級) 国家職業資格3級

中級証書を取得し5年以上が経過し、関連職業において10年の職務経験を持ち、または正規の高級技能訓練コースを修了している者。

### ● (技師) 国家職業資格2級

中級証書を取得し、豊富な生産・実践経験を積み、操作技能などに特長があり、関連職業において重要な技術難問を解決でき、中級技術者を教える能力を備える者。

### ● (高級技師) 国家職業資格1級

3年の技師経験があり、完璧な技術を備え、本職業の高度難問を解決でき、技術革新及び故障防止などにおいて顕著な貢献があり、高級技術者を育てる能力を持ち、指導力が発揮できる者。



(中国「労働法」第八章第六十九条の規定、中国「職業教育法」第一章第八条の規定)

・中国労働社会保障部「職業資格証書制度基本概念」(中国語)

[http://www.molss.gov.cn/gb/ywzn/2006-02/14/content\\_106387.htm](http://www.molss.gov.cn/gb/ywzn/2006-02/14/content_106387.htm)

職業資格の試験は、理論と操作技能の二部門に分けて採点され、点数により合格、良好と評価されます。

1級の中華料理人が作った超高級中華に舌鼓を打ってみたいものです。

## Question 6

## 本国で医師免許や看護師免許を持っている外国人は、そのまま日本でも医師や看護師として働くことができますか？

日本で、医師や看護師として働くため【医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動】の「医療」という在留資格がありますが、日本でその仕事に従事する場合には、自国の医師免許・看護師免許では足りず、日本の医師免許・看護師免許の取得が必要で

です。外国の医師免許・看護師免許を持つ外国人が、日本でも医師免許・看護師免許を取得するには、自動車の運転免許のような、外国の免許からの切替えというのは認められておらず、下で述べる手順を踏まなければなりません。

### 《医師免許》

外国において医科大学(医学部)を卒業した方、又は医師免許を取得した方が日本で医師国家試験を受験するためには、医師法の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされています。受験資格認定の手続き及び審査方法は、以下の通りです。

※以下、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日医政発0324007号厚生労働省医政局長通知)より

まず受験資格の有無が審査されます。審査対象は、外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者ですが、海外の医学校等の、当該医学部の卒業生が医師国家試験の受験資格を一律に認定される訳ではありません。

最初に、次のような基準の書類審査を受け、審査の結果として、(1)医師国家試験の受験資格を認定される場合、(2)医師国家試験予備試験の受験資格を認定される場合、(3)その両方が認められない場合、があります。

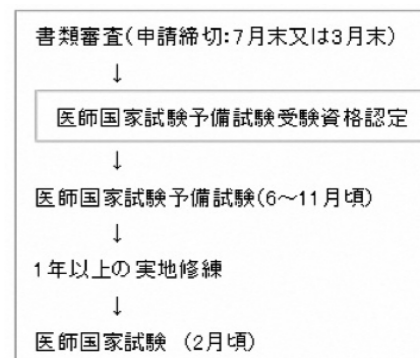
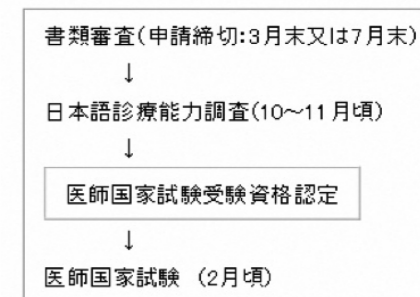
#### (1) 医師国家試験受験資格認定

書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行います。

(2) 医師国家試験予備試験受験資格認定書類審査の認定基準を満たした者に対して医師国家試験予備試験受験資格認定を行います。

医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後医師国家試験予備試験を受験し、同試験に合格してから、更に1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練の後に、医師国家試験が受験可能になります。

1年以上の実地修練が求められていますが、修練を受けるための機関については、予め準備されている訳ではなく、受験希望者自らが探す必要があるということです。



●書類審査の認定基準

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査が行われます。

		医師国家試験受験資格認定	医師国家試験予備試験受験資格認定
外国医学校の修業年数	医学校の入学資格	高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）	
	医学校の教育年限及び履修時間（大学院の修士課程、博士課程等は算入しない）	6 年以上（進学課程；2 年以上、専門課程；4 年以上）の一貫した専門教育（4500 時間以上）を受けていること。 ただし、5 年であっても、5500 時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。	5 年以上（専門課程；4 年以上）であり、専門科目の履修時間が 3500 時間以上、かつ一貫した専門教育を受けていること。
	医学校卒業までの修業年限	18 年以上 (5 年制の場合は、17 年でも可)	17 年以上
医学校卒業からの年数		10 年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く）	
教育環境		大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること	大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものではないこと
当該国の政府の判断		WHO の World Directory of Medical Schools に原則報告されていること	
医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無		取得していること	取得していなくてもよい
日本語能力		日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1（平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。）の認定を受けていること	

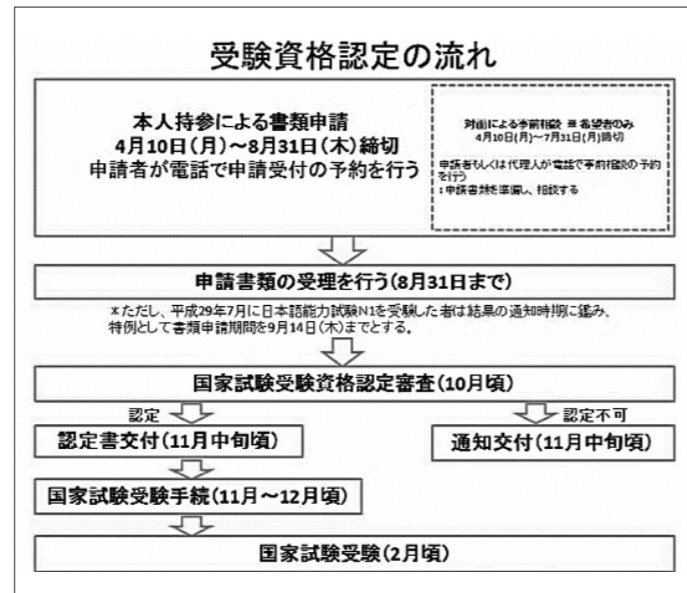
参考：厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/05/tp0525-01.html>

《看護師免許》

外国人が自国の看護師学校・養成所卒業後、日本の看護師免許を取得する方法としては、インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 国から EPA「Economic partnership agreement（経済連携協定）」を活用し、来日して受験資格を得る方法と、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 5 号に基づき、厚生労働大臣の認定を受ける方法があります。

受験資格認定の手続きと審査方法は、以下の通りです。

※以下、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成 17 年 3 月 24 日医政発 0324007 号厚生労働省医政局長通知）より



1. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を得た者。

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の 3. 認定基準に基づき審査を行います。

3. 認定基準

以下の (1)～(7) までの認定基準を満たした者に対し、看護師国家試験受験資格認定を行います。

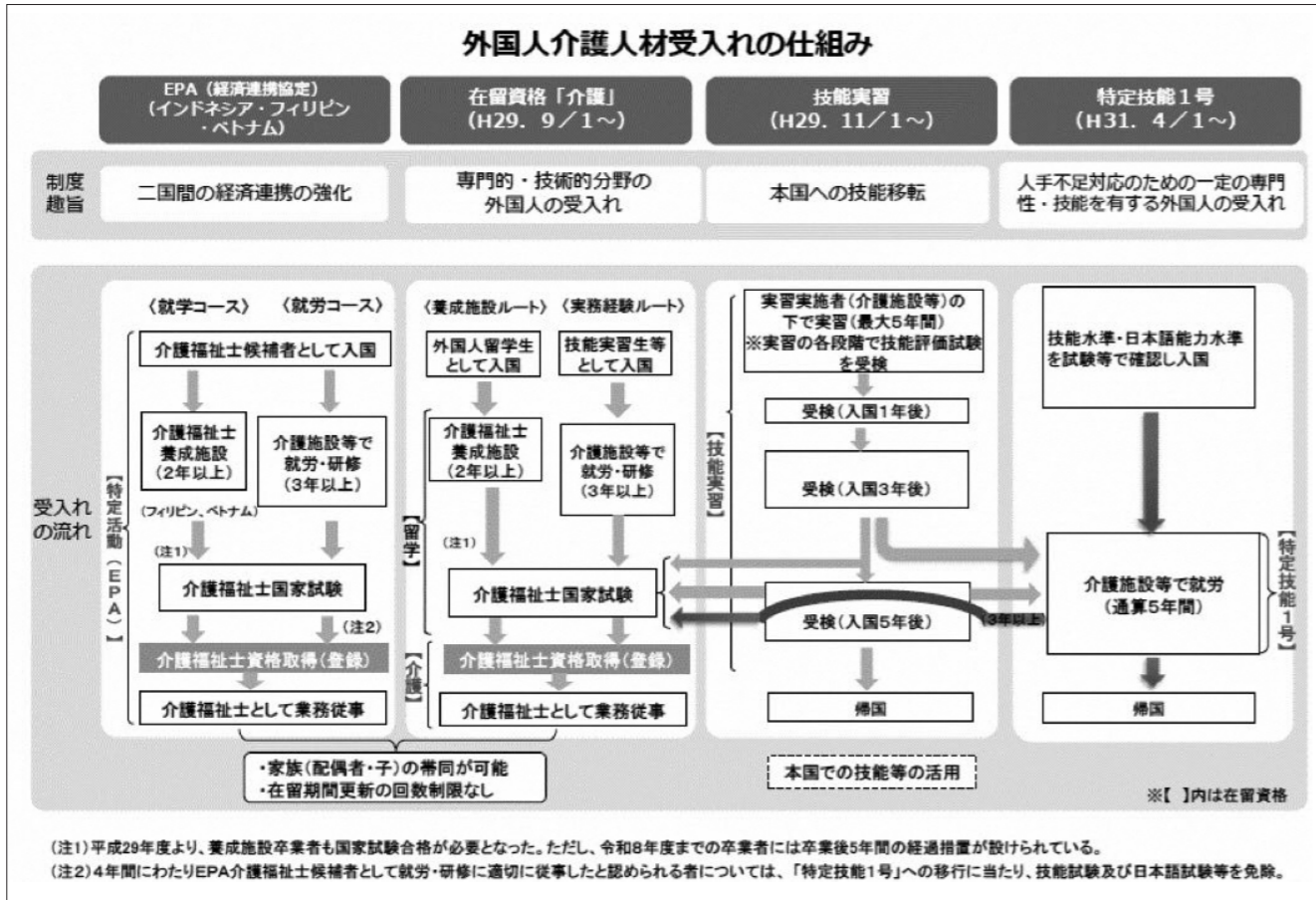
(1) 外国看護師学校養成所の修業年限	詳細は ア)～ウ) の認定基準による。
ア) 外国看護師学校養成所の入学資格	高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）、または同等と認められる者
イ) 外国看護師学校養成所の修業年限	3 年以上
ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限	15 年以上、または同等と認められる者
(2) 教育科目の履修時間	履修時間の合計が 97 単位以上（3000 時間以上）で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野、統合分野の単位数、時間数を概ね満たすこと。
(3) 教育環境	日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること
(4) 当該国の判断	当該国、または州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること
(5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無	原則として取得していること
(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度	国家試験、またはこれと同等の制度が確立されていること
(7) 日本語能力	日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1（平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。以下同じ）の認定を受けていること

参考：厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112866.html>

Question 7

外国人が、日本で介護職に従事するための在留資格には、どのようなものがあるのか教えてください。

「特定活動」「介護」「技能実習」そして「特定技能」の在留資格で介護職に就くことができます。



厚生労働省 HP より <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000656925.pdf>

外国人が日本で介護職に従事するための在留資格は、「永住者」「日本人(永住者)の配偶者等」「定住者」といった就労に制限がないもの以外では、

- ① EPA(経済連携協定)を活用しての「特定活動」
  - ② 日本の介護福祉士養成校を卒業して、介護福祉士試験に合格して資格を取得しての「介護」
  - ③ 本国への技術移転を目的とする「技能実習」
- の3種類でした。

現在、介護分野の外国人が日本に長く滞在するための在留資格は①の「特定活動」又は②の「介護」であり、①の「特定活動」については介護福祉士試験受験準備期間も含まれますが、いずれも最終的には介護福祉士の資格を有していることが求められています。

厚生労働省(外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000496822.pdf>

Question 8

在留資格「介護」を取得するためには、どのようなルートがあるのか教えてください。

在留資格「介護」は、以前は「本邦の介護福祉養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者(養成施設ルート)」にしか認められなかった在留資格でした。つまり、本邦の介護福祉養成施設を卒業することが必須となっていました。しかし、令和2年4月に、基準省令(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動)が改正され、従前の養成施設ルートの他に、実務経験ルート、福祉系高校ルート、EPA(経済連携協定)ルートでも認められるようになりました。これにより、介護福祉士の資格を取得するまでの経緯は問わず、介護福祉士の登録が完了すれば、在留資格「介護」が認められるという事になりました。

【ルート別 介護福祉士の資格取得】

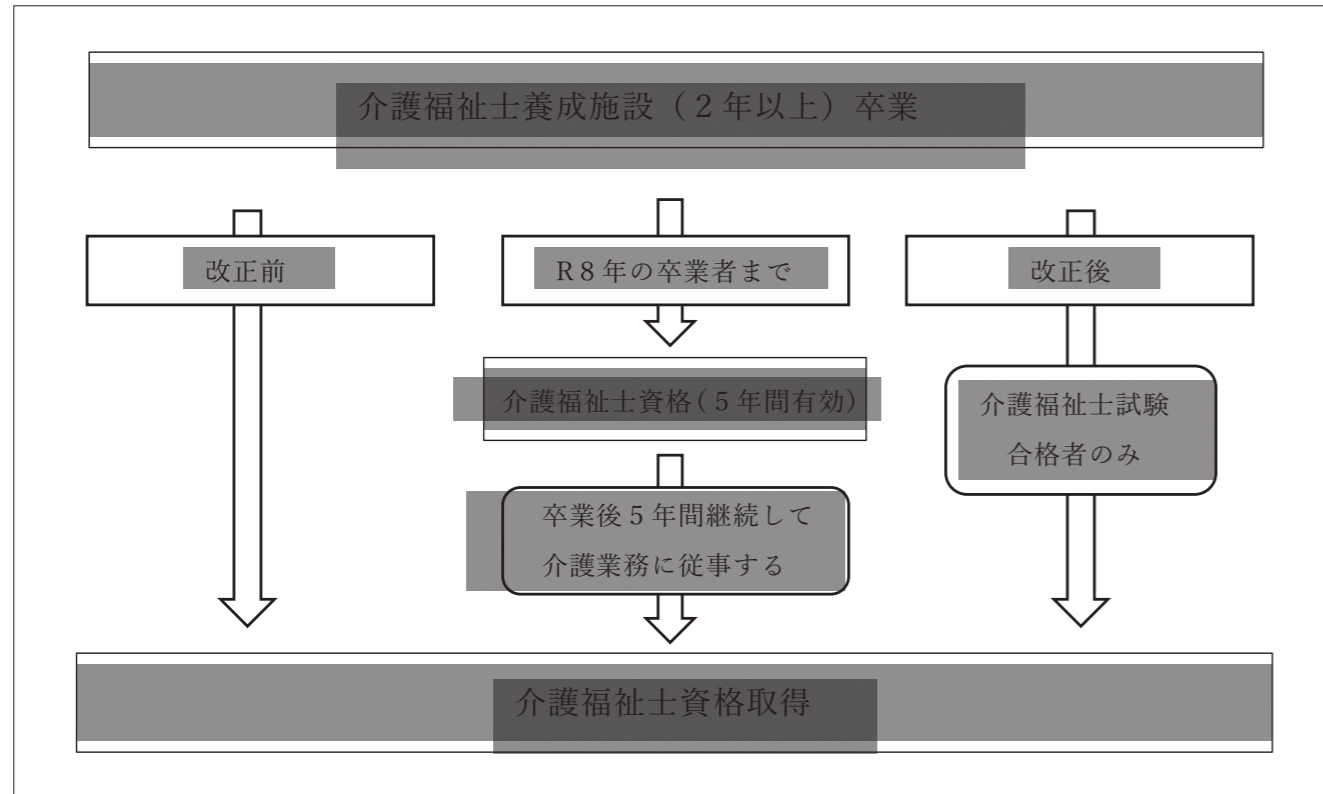
	養成施設ルート	実務経験ルート	福祉系高校ルート	EPAルート
改正前	○	×	×	×
改正後	○	○	○	○

従前は、養成施設ルートでは、養成施設を卒業さえすれば、介護福祉士の試験を受けずとも、介護福祉士の資格を取得できていました。しかし、介護福祉士は、国家資格でありながら、養成施設を卒業さえすれば、無試験でも介護福祉士の資格を取得できるということが長年、問題視されてきました。その後、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、養成施設卒業生も介護福祉士の資格を取得するためには、国家試験合格が必要になりました。ただし、経過措置期間として、令和9年の養成施設卒業生までは、国家試験未受験や不合格でも、卒業後5年間続けて介護業務に従事することで介護福祉士になることができます。5年間の介護業務に従事する期間は、「介護福祉士となる資格を有する者」とする経過措置が設けられています。

卒業後5年間続けて介護業務に従事することの具体例をあげてみます。

- 卒業してA施設で介護業務に従事していましたが、退職。その1ヶ月後、B施設で介護業務に従事。A施設とB施設の勤務期間を合算したら5年になるような場合について  
⇒卒業後、5年間続けて介護業務に従事することが必要。A施設を退職した翌日にB施設で介護業務に従事していれば問題はありますが、1日でも空いているような場合は、合算することはできません。

下記に、介護福祉士資格取得までの、改正前、経過措置期間、改正後の流れを示しておきます。



#### 《実務経験ルートについて》

養成施設ルート以外のルートで介護福祉士になるためには、実務経験3年以上で実務者研修又は介護職員基礎研修・喀痰吸引等研修を受けてから、介護福祉士試験に合格する必要があります。

この際の実務経験は「従業期間が3年(1095日)以上かつ従事日数540日以上」と規定されています。従業期間には「産休、育休、病休」等の休職期間が含まれます。

従事日数とは、介護等の業務に従事した日数のことで、1日の勤務時間は問わないとされています。つまり、「留学」や「家族滞在」の外国人が資格外活動許可を得ての1日4時間以内(週28時間以内)の短時間勤務であったとしても、従事日数は1日としてカウントされるということになります。

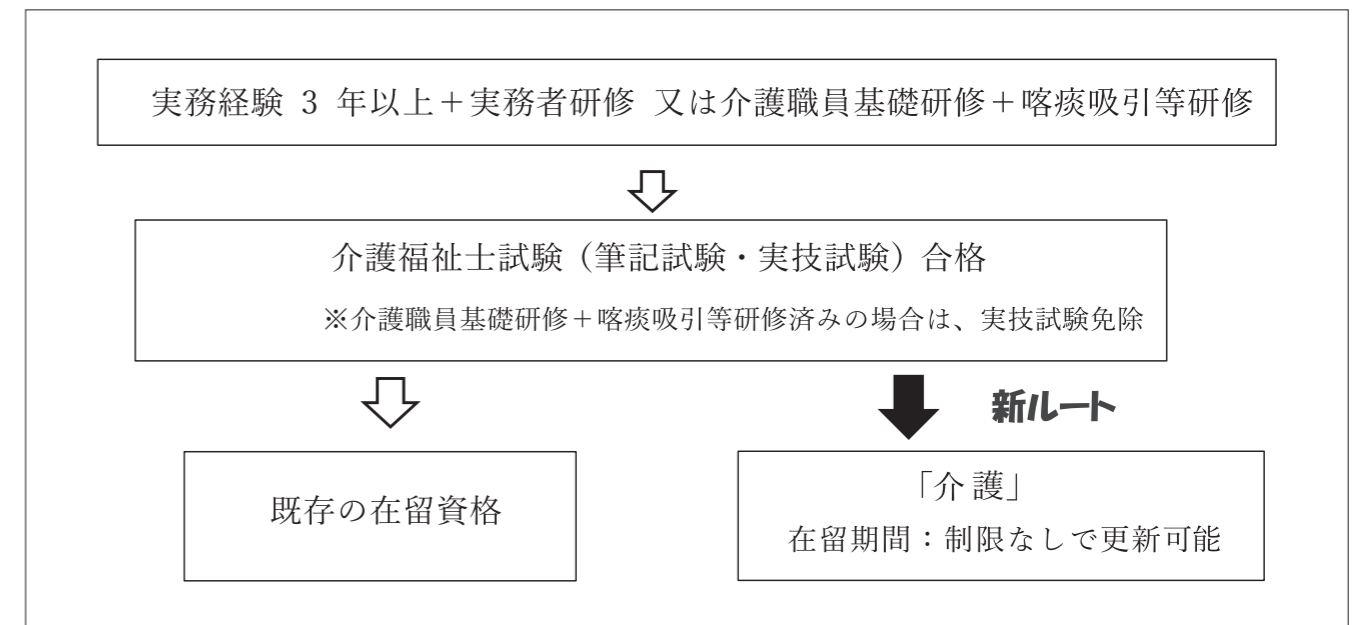
#### 従事日数のカウント方法

- ・週5日、1日4時間のパートタイムで働いた ⇒ 従事日数：5日
- ・週5日、1日8時間の正社員で働いた ⇒ 従事日数：5日
- ・A施設→B施設→C施設と転職をしている(すべて介護等の業務に従事)  
⇒従業期間、従事日数ともにA、B、Cの合算したものになります。
- ・X事業所とY施設を掛け持ちで介護などの業務に従事している  
⇒同じ日に複数の事業所で介護等の業務に従事している場合は、従業期間、従事日数は1日という扱いになります。

#### 《外国人の場合の実務経験ルートについて》

従前は、養成施設ルート以外で介護福祉士の資格を取得したとしても、在留資格「介護」を取得することはできず、就労に制限のない居住系在留資格以外の外国人にとって、実務経験ルートでの介護福祉士の資格取得は意味を見出しにくいものでした。

今回、実務経験ルートでの資格取得であっても、在留資格「介護」が認められるようになったということは、「家族滞在」「留学」などの在留資格の外国人であっても、資格外活動許可を得ての就労で実務経験要件を満たすことにより、介護福祉士の受験資格を得て受験、合格し、介護福祉士の登録が完了すれば、在留資格「介護」への変更が可能になります。



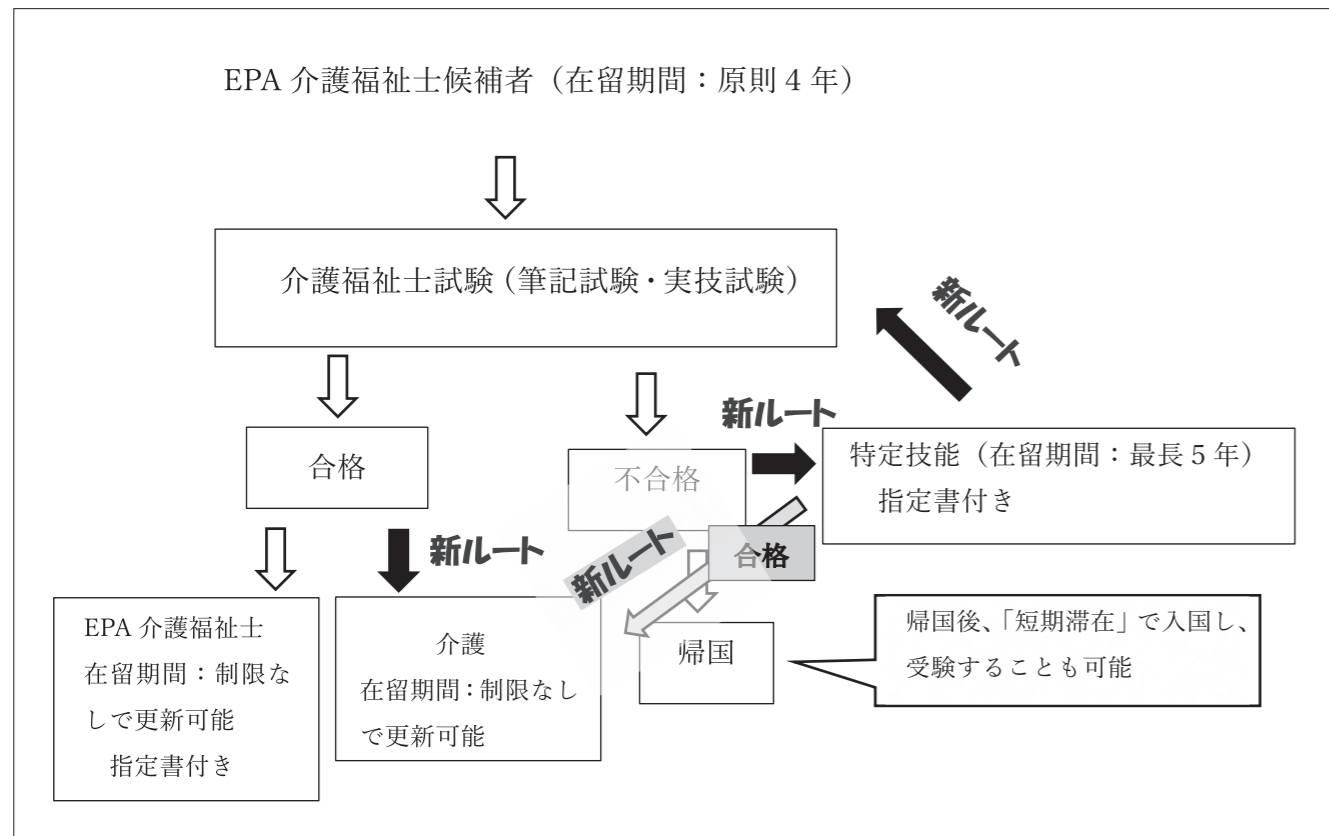
#### 《EPA(経済連携協定)ルートについて》

EPA介護福祉士候補者として日本に在留する場合の在留資格は「特定活動」になります。そして、介護福祉士に合格した後も指定書書き換えのための在留資格の変更許可申請は必要ですが、在留資格は「特定活動」のままになります。

これまでは、EPAルートで介護福祉士の資格を取得した外国人は、永住許可を得たり日本人や永住者、定住者と婚姻しての身分に係る在留資格へ変更したりしないのであれば、介護に従事する限りはずっと「特定活動」のままでした。その間、転職を希望したとしても、EPAに係る「特定活動」の在留資格に該当する勤務先への転職しか認められていませんでした。今回の基準省令の改正で在留資格「介護」への変更が可能になったということは、転職先の選択の自由度が大幅に上がることにつながります。

また、EPAルートの外国人は、介護福祉士に合格しない場合は、帰国しなければなりませんでした。しかし、「特定技能」の在留資格が創設されたことで、帰国せず「特定技能」へ在留資格を変更することが可能になりました。そして「特定技能」で在留している間に介護福祉士の資格を取得できれば「介護」に変更することも可能になります。

EPA介護福祉士の在留資格は「特定活動」です。そして「特定活動」は指定書付きの在留資格になります。転職の際には、指定書書き換えのため、在留資格変更許可申請が必要になります。



※ EPA から他の在留資格変更の際は、国際厚生事業団（JICWELS）への報告が必要です。

また、在留資格「介護」への変更許可を受けるためには、介護福祉士の登録を受ける必要がありますが、介護福祉士登録証が交付されるのは、介護福祉士国家試験に合格した年度の翌年度の 4 月 1 日以降となります。実務経験ルート及び福祉系高校ルートから介護福祉士国家試験に合格し介護福祉士となる資格を取得した留学生が、同日までに在留資格「介護」への資格変更が許可されない場合は、4 月 1 日から介護等の業務に従事できません。そのため、4 月 1 日から介護施設等において介護などの業務に従事する場合は、介護福祉士証を受領するまでの間、「特定活動」の在留資格により介護等に従事することが認められます。

最後に、新しいルートができたことで、在留資格「介護」の取得の手段は増えたこととなりますが、外国人にとって、介護福祉士の資格を取得することは容易なことではありません。受験に際し、外国人の場合は、日本人よりも試験時間が長く、問題用紙の漢字にふりがなの記載はありますが、試験の内容は日本人と同じです。ですから、日本人と同様の資格取得のための勉強を行う必要があります。

## コラム 外国人は、歯科技工士や測量士で働けるの？ ～ 専門職での外国人雇用について ～

外国人雇用を検討される事業主が増えるにつれ、いわゆる「業界の専門職」で外国人社員を働かせることができるのか？ というご相談も増えてきました。

実は、職種が限定されている在留資格があります。

例えば、在留資格「技能」は、外国料理の調理師・スポーツ指導者・航空機の操縦者・貴金属等の加工職人、などです。法律職でも「法律・会計業務」という在留資格があるのですが、これは、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士などに限定されています。（「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」以下、「基準省令」とする）

それでは、基準省令で定められていない専門職では、外国人は全く就労できないのでしょうか？

ここでは実際にご相談のあった「歯科技工士」と「測量士（補）」を例に挙げ、考察してみましよう。

### 【歯科技工士】

歯科技工士は、日本の国家資格を持っていないと日本では働く事ができません。海外の歯科技工士の資格をもっている場合、持っている資格が厚生労働省の認める資格であれば、日本の歯科技工士試験の「受験資格」が与えられます。

しかし、外国人が日本の歯科技工士試験に合格したとしても、該当する在留資格があるのでしょうか。まず、歯科医や歯科衛生士など同様に、在留資格「医療」が頭に浮かびます。

### 在留資格「医療」（入管法別表より）

医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

しかしながら、「医療」の在留資格を得ることができるのは、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・臨床工学技士又は義肢装具士の資格であると限定されているのです。

歯科技工士の資格はこの限定列挙に含まれていないので、それだけでは「医療」の在留資格での就労は認められません。

それでは在留資格「技術・人文知識・国際業務」の「技術」の部分に当てはまる可能性はないでしょうか？入管法別表には、次のように記されています。

### 在留資格「技術・人文知識・国際業務」（入管法別表より）

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

「理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」は、その分野についての技術者だけではなく、専門知識を生かした総合職、営業職等も含まれるというのが現在の運用です。

### 【入管庁の見解】

「歯科技工士」が行う、入れ歯（義歯）、さし歯、金冠、矯正装置などの製作・修理については、どちらかと言えば、手先の器用さや忍耐力を要する「職人」的要素が強く、「理学、工学その他の自然科学の



分野に属する技術若しくは知識を要する業務」とは認めがたい。したがって、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するとは言えない。ただし、歯科学の専門知識を生かして、技術営業等をメインの業務としつつ、空き時間に作業を手伝う、というような場合には「技術・人文知識・国際業務」に該当すると判断される可能性がある、とのこと。

#### 《測量士、測量士補》

測量の専門学校等を卒業し、「測量士」や「測量士補」の資格を持ち、測量会社に就職し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労している外国人もいます。

「測量 = 単純作業」というイメージを持っている方もいらっしゃるかもしれませんが、「測量士」や「測量士補」は国家資格であり、専門職と言えるでしょう。技術者として「基本測量（すべての測量の基礎となる測量）」、「公共測量（国又は地方公共団体の実施する測量）」に従事するために必要な資格で、「測量士」は、測量に関する計画を作製し、又は実施する者、「測量士補」は、測量士の作製した計画に従い、測量に従事する者のことです（測量法第48条）。

実際に行う業務としては、測量機器を用いて行う「外業」と、「外業」によって持ち帰ったデータをパソコンや専門的な計算機・技術を用いて分析、変換、加工するといったデスクワークの「内業」があり、「職人」というより、工学、特に土木分野における「専門技術者」の要素が強いと言えるでしょう。

そして、その測量士、測量士補の外国人に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が付与されているということは、測量が「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」と認められているといえます。

「測量士補」の資格を取得するには、測量士補試験に合格する以外に、

1. 文部科学大臣の認定した大学、短期大学、又は高等専門学校において、測量に関する科目を修め、当該大学等を卒業した方。
2. 国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設にて1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した方。（測量士法第51条第1～3号）

「測量士」の資格を取得するには、測量士試験に合格する以外に、

1. 文部科学大臣の認定した大学、短期大学、又は高等専門学校において、測量に関する科目を修め、当該大学等を卒業し、測量に関し実務経験（大学は1年以上、短大・高等専門学校は3年以上）を有する方。
2. 国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得し、測量に関して2年以上の実務経験を有する方。
3. 測量士補で、国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において、高度の専門の知識及び技能を修得した方。（測量士法第50条第1～4号）

と、なっています。

なお、「測量士補」として実務経験を2年積みば「測量士」の資格が取得できます。また、「測量士」、「測量士補」の資格を持っていれば、前半で少し触れた、在留資格「法律・会計業務」で限定されている資格の一つである「土地家屋調査士」の国家試験の午前中の試験が免除になるなど、技術者として、ステップアップする道も開かれています。

#### 《まとめ》

入管法は、その周辺法令も含めると、おそらく日本で一番改正の多い法律と言われており、条文の改正のみならず、社会情勢の変化や技術の進歩などで、その解釈や運用が変わっていくことも珍しくありません。実際に、少し前まで「卒業しても該当する在留資格はない」と考えられていた福祉系学校の卒業生にも、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が付与されるようになっていきます※。

今は在留資格として認められていない専門的な仕事内容が、将来、何らかの在留資格に該当する活動と認められたり、あるいは、その専門職を行うための在留資格が新設されることも考えられます。

専門職の外国人雇用についてお悩みがありましたら、外国人材受入企業相談窓口にお気軽に御相談ください。

#### ※ **・補足・** 「福祉施設の相談員」について

日本の福祉関係の専門学校で学んだ外国人が、卒業後、介護施設に介護職員としてではなく相談員として就職し、その「相談業務・マネジメント業務」が、福祉の専門知識を使う人文知識の分野として認められ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得たケースもあります。

Question  
9

- ①「特定技能1号」を経なければ「特定技能2号」に移行できない  
のですか？  
②「特定技能1号」には家族帯同は認められないのですか？

- ① 制度上は必ずしも「特定技能1号」を経なければ「特定技能2号」に移行できない訳ではありませんが、実務経験を積むための期間の在留資格が「特定技能1号」以外にあるかどうかを検討する必要があります。
- ② 基本的には「特定技能1号」の外国人が扶養者となつての家族の帯同は認められていませんが、例外として、既に日本で一緒に暮らしている方が特定技能1号へ在留資格変更した場合、配偶者や子、日本で生まれた子については人道的措置として、「特定活動」の在留資格で日本に滞在することが認められる可能性があります。

①について

《「特定技能1号」を経なければ「特定技能2号」に移行できない？》

「特定技能1号」については、「日本語試験」及び「技能評価試験」に合格する、または、技能実習2号を良好に修了する、という2つの方法で、その在留資格を得るための技能水準を満たしていると判断されます。

その他、介護分野のように、EPAや介護福祉士養成校修了などの、別の方法が定められている分野もあります。詳細は分野ごとの運用要領にて御確認ください。

それでは、「特定技能2号」についてはどうでしょうか？

現在、特定技能2号へ移行できる職種は14業種の中でも建設分野と造船・船用工業分野の2分野に限定されています。それぞれの分野における2号移行への要件は分野別運用要領にて以下のように定められています。

●建設分野

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分 別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を要件とする。

2号特定技能外国人については、試験合格のほか「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。建設キャリアアップシステムの能力評価制度におけるレベル3(職長レベルの建設技能者)を想定しています。その詳細については、各技能に応じて異なり、国土交通省において別途定めることとなっています。

●造船・船用工業分野

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分 「造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶接)」

イ 実務経験 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

2号特定技能外国人の技能水準としての「複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験」とは、造船・船用工業において監督者等の職に任じられてからの実務経験をいいます。

特定技能2号の受験資格に、「特定技能1号である者」という要件がないことから、入管庁に確認したところ、必ずしも特定技能1号でない者でも、試験に合格し実務経験を積みさえすれば特定技能2号の在留資格を得ることは可能だということです。

「実務経験」に関しては、建設業に関しては国交省のホームページで

2号特定技能外国人に求める「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」【運用要領第2】は建設キャリアアップシステムの技能評価レベル3に要する実務経験年数と同一とする方針です。詳細は決定次第、当サイト上に公表します。

と掲載されています。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html)

造船・船用工業分野においては、国交省海事局船舶産業課により

特定技能2号へ移行する場合は、試験合格に加えて、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することを要件とする。

と定められています。

とはいえ、現実的に実務経験を積むための期間の在留資格が「特定技能1号」以外にあるかどうかということであれば、「特定活動46号」や「技術・人文知識・国際業務」でも、個別的な判断により、その期間の活動が認められる可能性があります。

②について

《「特定技能1号」には家族帯同は認められない？》

基本的には「特定技能1号」の外国人が扶養者となつての家族の帯同は認められていません。したがって、「特定技能1号」の外国人が日本で配偶者や子を呼び寄せて一緒に暮らそうと思った場合は、配偶者や子は「特定技能1号」者の被扶養者としてではない別の在留資格での滞在をしなければならないのが原則です。しかし例外もあります。

平成30年11月の国会でこのような答弁がなされています。

「特定技能第一号」の在留資格をもって在留する外国人については、家族の帯同を認めないこととしている。もっとも、「特定技能第一号」の在留資格をもって在留する外国人の配偶者又は子の場合に限らず、本邦に在留する外国人の配偶者又は子について、「家族滞在」の在留資格を取得できない場合であっても、個別の事情を考慮し、「特定活動」の在留資格を認める場合がある。

- ・「留学」生のAが「特定技能1号」に変更した場合、「家族滞在」で在留していたAの配偶者Bに認められる可能性があります。
- ・上記AB夫婦の間に生まれた子Cについても、同様の在留資格が認められる可能性があります。ただし、これはあくまでも既に日本に住んでいる、あるいは日本で生まれた者に対する人道的措置であり、海外にいる配偶者や子を呼び寄せて、日本で一緒に住むことについては認められていません。

## 年金法改正（令和3年4月1日施行）に伴う、 技能実習生の年金についての考え方

令和元年末時点での在留外国人のうち、技能実習生の数は、永住者（特別永住者含む）に次ぎ、第2位です（約41万人）。

彼らは一時的に日本で技術を学び、実習が修了したら母国へ帰国するのですが、20歳以上の場合、毎月の給与から日本の年金保険料を支払っています。実習実施者（実習生の受け入れ企業）は、従業員5人未満の個人事業主でない限り、実習生を厚生年金に加入させることが義務付けられているのです（従業員5人以上の個人事業主でも、厚生年金の加入義務がない業種もあります）。

なぜ一時的に日本に滞在する技能実習生（以下、実習生）にも年金支払いを求めるのか、と少し疑問に思うかもしれません。しかし、年金には障害を負った際に支給される「障害年金」や、本人が死亡した際に遺族が受け取る「遺族厚生年金」もありますので、厚生労働省は、「実習中に重い障害を負ったり、死亡した際のことを考えて」実習生も年金制度に加入するよう取り決めています。

それでは、何も問題なく技能実習を終えて帰国する実習生にとって、実習期間中に支払った年金保険料は、いわゆる掛け捨てになるのでしょうか。そこで、そうならないように、日本年金機構からは、「脱退一時金」制度を活用するよう案内がされています。

ここで言う脱退一時金とは、外国人（日本国籍を有しない者）の方で下記の要件を満たす場合、2年以内なら日本に還付金を請求できるという制度です。

- ・日本で6ヶ月以上、年金保険料を納めていた。
- ・国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。
- ・出国し、日本に住所を有しない。 再入国、みなし再入国で出国した場合は、再入国可能期間が経過した、または市区町村に転出届を出した。

納付していたのが国民年金か厚生年金かで、この脱退一時金の額は変わってきます。当然、厚生年金で支払っていたほうが多く受け取れるのですが、前述の実習実施者が従業員5人未満の個人事業主であれば、実習生は国民年金に加入することになります。国民年金は本人が希望するなら全額免除や一部免除を申請できますが、それは受け取ることができる脱退一時金の額にも影響することをしっかり教える必要があります。

令和2年12月の時点では、脱退一時金は納付期間の計算が最大で36月と決められており、年金保険料を支払った期間の全てが計算されるわけではありません。

したがって、20歳以上で実習を開始し3号まで修了した（つまり約5年間、年金保険料を支払い続けた）時点で、帰国してこの脱退一時金を請求しても、36月（3年間）分しか受け取れないのです。

この点は、厚生労働省からも、「2号修了時の帰国期間（実習生は、2号から3号へ移行する際に、最低一ヶ月は一時帰国するよう定められている）に、転出届を出してから帰国する」ことを勧めています。そうすることで、上記の「日本に住所を有しない」要件をクリアでき一時帰国中に、1号・2号実習中（約3年間）に支払った年金保険料分の脱退一時金を請求できるからです。なお、請求書が日本年金機構に届き、支給処理が進行中であることを確認できた時点で、日本へ再入国できます（脱退一時金が口座に振り込まれるのを待つ必要はありません）。もちろん、3号を修了し帰国した際も、再度、脱退一時金を請求できます。

さらなる注意点として、厚生年金で支払っていた場合、脱退一時金の約20%は所得税として源泉徴収されます。つまり、受け取った後さらに確定申告による還付請求をしなければ、全額支給されたことにはならないのです。

なお、この確定申告は日本に居住している者しか出来ないため、多くの外国人は日本国内にいる信頼

できる協力者を「納税管理人」に指定して、確定申告を任せることになります。さらにこの還付は脱退一時金と違い、日本国内の口座にしか振り込まれません。そのため、まずは納税管理人の口座を借りて還付を受け、そこから海外の本人へ送金してもらわないといけない、というのが現実です。

※2号修了後の脱退一時金の源泉徴収については、3号実習生として再来日した外国人本人による確定申告による還付請求も認められています。

脱退一時金を受給したら、その計算に使われた年金納付期間はリセットされます。つまり、実習生が将来、何らかの形で日本に戻ってきて在留し、再び年金保険料を支払うことになっても、実習生時代に納めていた納付期間（記録）はもう消えています。そのまま日本で老後まで暮らすことになったとしても、受け取れる年金額に換算されません。

### 《外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ》

年金法が改正され、令和3年4月1日から施行されます。その改正点の中でも外国人に関連する大きなものとしては、「脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ」があります。これまでは、上述の通り実習生にとって一番多くの金額を受け取ることができるのは、「2号修了後に3年分の脱退一時金を受け取る」ことだったのですが、この改正により「3号修了後に5年分の脱退一時金を受け取る」方法も選択できるようになります。

さらに言えば、「特定技能」という在留資格の新設により、限られた分野ではありますが、3号まで5年間実習した実習生が、さらに5年間在留（日本に合計10年在留）することも可能になります。

平成29年8月から、老齢年金受給資格が10年に短縮になったのは記憶に新しいところです。脱退一時金を受け取らず、日本で10年間、年金保険料を支払い、老齢年金受給資格を得ると、将来、母国を含む日本以外のどの国へ移住したとしても、日本からの老齢年金を受け取ることができます。

技能実習から特定技能へ移行できる分野はまだまだ限られていますし、もちろん、10年間年金に加入し支払いを続けたとしても、老齢年金を実際に受給できる年齢に達する前に亡くなることもあるかもしれませんので、何がベストなのかは分かりませんが、技能実習3号まで修了しようと考えている実習生に対しては、少なくとも「4月以降は脱退一時金が最大5年分もらえること」を説明し、特定技能へ移行できる職種の実習生には「脱退一時金を受け取る」ことと、「老齢年金の受給資格を得る」ことの選択肢があることを示してあげることは必要でしょう。そうすることで、外国人にとって実習先や就労先としての日本は、信頼される国になっていくはずですよ。

## ◇◇◇◇◇ 就職活動にかかわる質問 ◇◇◇◇◇

Question  
10

今回当社が内定を出した高校卒業予定の外国人ですが、子どものころから親と一緒に日本で暮らしているそうです。就労できる在留資格へ変更できますか？

就労資格を持つ外国人親の扶養を受けて日本で暮らす子は「家族滞在」の在留資格が圧倒的多数です。「家族滞在」の在留資格で来日している外国人の、中学・高校卒業後の進路については、大学卒業やそれに準じる学歴を得ない限り、「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格を得るための実務経験や学歴要件を満たすことはできず、資格外活動許可による就労以外は認められないというのが一般的でしたが、次のように平成 27 年には「定住者」、そして平成 30 年には「特定活動」という、就労制限の無い在留資格への変更の道が開かれました。

### 《「定住者」の在留資格への変更の対象となる方》

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 我が国の義務教育を修了していること（※ 1）
  - (2) 我が国の高等学校を卒業していること又は卒業見込みであること（※ 2）
  - (3) 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること（※ 3）
  - (4) 入国時に 18 歳未満であること
  - (5) 就労先が決定（内定を含む）していること（※ 4）
  - (6) 住居地の届出等、公的義務を履行していること
- （※ 1）小学校（学校教育法第 1 条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む）及び中学校（学校教育法第 1 条に規定する中学校（夜間中学を含む）をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）を卒業していることが必要です。
- （※ 2）高等学校（学校教育法第 1 条に規定する高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）のほか、高等専門学校も対象となります。
- （※ 3）「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方（「留学」等）は、本取扱いの対象となります。
- （※ 4）資格外活動許可の範囲（1 週につき 28 時間）を超えて就労する場合に対象となります。

### 《「特定活動」の在留資格への変更の対象となる方》

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 我が国の高等学校を卒業していること又は卒業見込みであること（※ 1）
  - (2) 扶養者が身元保証人として在留していること
  - (3) 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること（※ 2）
  - (4) 入国時に 18 歳未満であること
  - (5) 就労先が決定（内定を含む）していること（※ 3）
  - (6) 住居地の届出等、公的義務を履行していること
- （※ 1）高等学校（学校教育法第 1 条に規定する高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）のほか、高等専門学校も対象となります。高等学校に編入している場合は、卒業に加えて、日本語能力試験 N 2 程度の日本語能

力を有していることが必要です。

- （※ 2）「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方（「留学」等）は、本取扱いの対象となります。
- （※ 3）資格外活動許可の範囲（1 週につき 28 時間）を超えて就労する場合に対象となります。

入管庁 HP 『「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で義務教育を修了した上、高等学校卒業後に本邦での就労を希望する方へ』より

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00122.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html)

日本で高校学年を修了した外国人の就労できる在留資格への変更の可能性

	日本の小学校 卒業	日本の中学校 卒業	インターナ ショナルス クール中等部 卒業	日本の高校・ 高専へ1年時 春入学	日本の高校・ 高専卒業	インターナ ショナルス クール高等部 卒業	就職内定	国内に在留す る扶養者の 身元保証	日本語検定N2	就労できる在 留資格の可能 性
17歳ま でに入国	○	○		○	○		○ x	不問	不問	定住者
						○ ※2				該当なし ※3
			○ ※1			x				
				○	○		○	x	不問	特定活動
			x				○	○	x	該当なし※3

- ※1 外国人学校に通っても就学義務の履行とは認められない。(昭和59年文部省通知)
- ※2 インターナショナルスクールは「我が国の高等学校」に含まれない。
- ※3 「該当なし」となっている者についても、大学や短大、専門学校に進学し、必要な学歴要件をクリアしての「技術・人文知識・国際業務」等への変更許可の可能性や、経営者である親からの相続や事業承継を受けて「経営・管理」の在留資格への変更許可の可能性、他の要件を満たしての居住資格への変更許可の可能性は残される。

Question  
11

もうすぐ日本の大学を卒業予定なのですが、就職が決まっています。  
①就職活動ができる在留資格はありますか？  
②日本での就職先が内定し、採用時期までしばらく待機期間がある  
という場合はどうすればいいですか？

大学等を卒業した留学生が就職活動する場合も、内定後就職までの期間を待機する場合も「特定活動」への変更が可能です。

《大学等を卒業した留学生が、卒業後、「就職活動」を行うことを希望する場合（就活特活）》※

●大学等を卒業

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学(短期大学及び大学院を含む。以下同じ)を卒業した外国人(ただし、別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生は含まない)で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する場合(高等専門学校を卒業した外国人についても同様とします)。

申請には、大学等の卒業証明書、大学等からの推薦状、就職活動を継続して行っていることを明らかにする資料等が必要です。

●専門学校を卒業

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等、就労に係るいずれかの在留資格に該当する活動と関連があると認められる場合。

申請には、専門学校の発行する専門士の証明書、専門学校の卒業証明書、専門学校からの推薦状、就職活動を継続して行っていることを明らかにする資料等が必要です。

《内定から採用までの期間の待機を目的とした場合（内定特活）》※

- ・在留資格「留学」で在留していた大学を卒業したまたは専修学校専門課程で専門士の称号を取得してその課程を卒業した外国人で、「就活特活」の在留資格で在留している人が、就職先が内定し、内定後1年以内であり、かつ、卒業後1年6月以内に採用される場合。
- ・大学等を9月に卒業する外国人で、在学中に就職先が内定し、その採用時期が翌年の4月である場合で、採用までの間、日本に滞在することを希望する場合。

※就活特活、内定特活、いずれも企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」や特定活動46号(本邦大学卒業者)等の在留資格への変更許可が見込まれる場合であること、に注意が必要です。

特定活動46号(本邦大学卒業者)とは、日本の4年制大学を卒業または大学院を終了した留学生で、日本語能力試験N1またはBJTビジネス日本語能力テスト480点以上を有する場合に、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事する活動を認めるものです(P3参照)。

詳細は入管庁HP『留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン』を御参照ください。<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005094.pdf>

## 《資格外活動許可について》

留学生のアルバイトと同様に、就活特活、内定特活の在留資格をもって在留する人も、1週について28時間以内（※2）の収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動が可能となります（風俗営業等は不可）。

※2 「1週について28時間以内」とは、どの曜日から起算をした場合でも常に1週について28時間以内であることをいいます。

また、「就活特活」、「内定特活」で在留する人が、1週について28時間を超える「就職活動の一環として行う職場体験を目的とする活動（いわゆるインターンシップ活動）」を希望する場合には、個別の資格外活動許可（※3）を受けることができます。

※3 個別の資格外活動許可とは、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他の必要な事項を定めて、個々に指定して許可されるものです。

詳細は入管庁HP『インターンシップをご希望のみなさまへ』を御参照ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00109.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00109.html)

なお、1週について28時間を超えるインターンシップを希望する場合には、資格外活動許可申請書と併せて、インターンシップを行う予定の機関が作成した、具体的な活動内容、活動期間及び活動時間、活動場所ならびに報酬等の待遇を証する文書を、地方出入国在留管理官署に提出することが求められます。

また、「内定特活」で在留する専修学校の専門課程を修了した人が、インターンシップを希望する場合には、専攻した科目との関連性が認められる活動に限り、個別の資格外活動が許可されます。そのため、申請の際には上記の書類に加え、専修学校が発行する成績証明書を提出することも求められます。

## Question 12

**母国で大学を卒業し、現在は北九州市の日本語学校に通っています。卒業後も引き続き就職活動をしたいのですが、可能でしょうか？**

留学生在卒業後に就職活動を行うための特定活動を利用するには、原則、日本の大学等または日本の専門学校を卒業した留学生に限られています。しかし、北九州市では留学生の就職支援の為、国家戦略特区を利用して規制が緩和されました。海外の大学・大学院を卒業し、且つ、北九州市に適正校の認定を受けた日本語学校を卒業した留学生にも就職活動の特定活動が認められます。

### 《留学生の要件》

- (1) 海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。
- (2) 在籍していた日本語学校における授業の出席状況が良好であること。
- (3) 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること。  
（日本語学校卒業等後の就職活動継続期間においても資格外活動は1週について28時間まで。ただし、インターンシップの場合等は、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能）
- (4) 日本語学校に在籍している期間中から、日本企業への就職活動を行っていること。
- (5) 卒業等後も北九州市内を生活拠点とし、在籍していた日本語学校と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、北九州市等が行う外国人留学生の就職支援事業に関する情報提供を受けること。
- (6) 日本語学校を卒業等後も就職活動を継続することに関し、卒業等した日本語学校から推薦状を取得していること。

ここで言う「日本語学校」は、北九州市から日本語教育機関の要件適合に関する確認証明書の交付を受けた日本語学校を指します。以下が確認証明書の交付を受けた日本語学校です（令和2年10月30日現在）。

・学校法人北九州 YMCA 学園

所在地 北九州市小倉北区鍛冶町二丁目3番9号

確認証明書交付日 令和2年4月3日（1年間有効）

・学校法人国際学園 九州医療スポーツ専門学校 日本語科

所在地 北九州市小倉北区東篠崎1丁目9番8号

確認証明書交付日 令和2年7月6日（1年間有効）

つまり、この2校のどちらかを卒業した留学生で、上記の留学生の要件に該当する留学生のみが対象です。海外の大学を卒業しても、日本では日本語学校のみを卒業し、それがこの2校の日本語学校ではない北九州市内や福岡県内の留学生は、就職活動の特定活動への変更はできません。

これは令和2年3月18日から北九州市が全国第1号として開始した事業で、他の特区自治体にも広がっている様子ですが、西日本では令和2年12月22日現在で北九州市と広島県のみとなっています。

## ◇◇◇◇◇ 外国人の生活や申請・届出にかかわる質問 ◇◇◇◇◇

### Question 13 留学生をアルバイトで雇用したいと考えていますが、何か気を付けることはありますか。

留学生がアルバイトをするためには、資格外活動許可を受ける必要があります。留学生が一般的に得ている資格外活動許可は、その中でも包括許可と呼ばれるもので、原則1週に28時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しないものです（P41～参照）。

また、外国人を雇用するということが、ハローワークへの届出も必要になります。（P48 参照）

#### 《注意！よくあるトラブル》

##### ●アルバイトの掛け持ち【一般原則】(1)(2) ※

週28時間以内とは、複数のアルバイトを掛け持ちしても、「その全ての就労時間の合計」が週28時間以内でなければなりません。

また、週28時間以内とは、「どの曜日から起算しても週28時間以内」でなければなりません。つまり「月火水木金土日」のうち、どの曜日から7日間切り取っても、28時間以内でないといけません。

なお、留学生の場合、教育機関の長期休暇中は1日8時間以内まで許可されます。しかしこれは、あくまで学則で決められた長期休暇（例：夏休み）であり、ゴールデンウィークや年末年始でたまたま連休が続いても、その期間は当てはまりませんので注意が必要です。

##### ●卒業や中退した留学生が、アルバイトだけは続けていた【一般原則】(2) ※

本来の「留学」という在留活動を行っていないのに、アルバイトをすることはできません。

また、3月に卒業した場合、高校、特別支援学校、高等専門学校については学校教育施行規則により最終学年の3月31日まで在籍と定められていますので卒業年度の3月31日までにはアルバイトができます。

大学や専修学校については卒業された学校の学則によりますので、いつまで在籍かは学校に確認が必要です。

なお、留学生に関して現在『新型コロナウイルスによる特例措置』が行われていますので、後述します。

##### ●風営法にかかる機関での就労【一般原則】(4) のイ※

風俗営業の許可が必要な「場所」での就労は不可です。いわゆるキャバクラ店でホステスはもちろん出来ませんし、その店の厨房で皿洗い等でも不可です。

なお、例えば『清掃会社に雇われた清掃員が、キャバクラ店やパチンコ店へ派遣されて掃除をする』のも不可です。業務内容が何であれ、風俗営業の許可が必要な「場所」で就労する時点で不可な点に注意が必要です。

※【一般原則】の詳細については、P41に記載

##### ●留学生のオーバーワークについて

進学や進級に伴う在留期間更新許可申請や、学校卒業後、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能」等の就労できる在留資格に変更申請した際に、過去のオーバーワーク、つまり週28時間を超える就労をしていた事が理由でそれが認められないことが多発しています。

また、本人ではなくとも、在留資格「家族滞在」で来日している配偶者や子のオーバーワークが発覚し、

本人の期間更新や資格変更により不利に働くケースも多くあります。「きっとバレないだろう。もしバレても反省文を書けば許されるだろう」などという甘い考えは通用しません。

#### 《インターンシップについて》

留学又は特定活動（就職活動及び就職内定者）の在留資格をもって在留中の方について、就職活動の一環として行うインターンシップの場合など、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることができます。

##### ●対象となる方

- (1) 在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者であって、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している者（卒業に必要な単位をほぼ修得した大学4年生等）
- (2) 在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者（修士2年生、博士3年生等）
- (3) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている者（短期大学を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者を含む）
- (4) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者（短期大学を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者を含む）

※上記に該当しない方であっても、単位を修得するために必要な実習等、専攻科目と密接な関係がある場合等には、許可を受けることができます。

##### ●対象となる活動

対象となる活動の例としては、就職活動の一環として行う職場体験を目的とする活動が挙げられます。大学等で学んだ専門的知識等を生かし、また、専修学校の専門課程を修了した方については、専攻した科目との関連性が認められるものに限られます。

詳細は入管庁 HP『インターンシップをご希望のみなさまへ』をご参照ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00109.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00109.html)

#### もし、資格外活動に違反してしまったら・・・

そもそも資格外活動許可を受けずに、『収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動』を行った場合は本人に資格外活動罪が成立するだけでなく、その者に不法就労活動させた者にも不法就労助長罪が成立します。

『資格外活動罪』（第70条）（第73条）

- ・3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
- ・1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは200万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

『不法就労助長罪』（第73条の2）

- ・3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

これは【一般原則】(5)の「収容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知」にあたりますので、今後資格外活動許可を取得したくても【一般原則】の要件を満たさない、ということです。

#### 《資格外活動許可とは》

資格外活動許可とは、現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可です。

（注）「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動について

は、資格外活動の許可を受けることを要しません。

以下の要件のいずれにも適合する場合に資格外活動を行う相当性が認められ許可されます。

#### 資格外活動許可の要件【一般原則】

- (1) 申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと。
- (2) 現に有する在留資格に係る活動を行っていること。
- (3) 申請に係る活動が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる活動（特定技能及び技能実習を除く）に該当すること。  
（具体的には、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能の在留資格の方です）
- (4) 申請に係る活動がいずれの活動にも当たらないこと。  
ア 法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動  
イ 風俗営業若しくは店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介事業に従事して行う活動。
- (5) 收容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと。
- (6) 素行が不良でないこと。
- (7) 本邦の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

#### 《「包括的許可」と「個別的許可」について》

##### ●包括的許可

上記【一般原則】(3)以外の要件にあてはまる場合に許可されます。

その名の通り包括的な許可なので、例えばコンビニエンスストアでアルバイトをしている留学生在がアルバイト先を違う店に変更した場合でも、包括的許可を再度申請する必要はありません。

#### 包括的許可の対象となる方の例

- ・「留学」
- ・「家族滞在」
- ・外国人の配偶者、子、又はそれに準ずる者が扶養を受ける者として日常的な活動を指定されて在留する「特定活動」の方
- ・継続就職活動又は内定後就職までの在留を目的とした「特定活動」の方
- ・「教育」のうち地方公共団体等との雇用契約により活動する方
- ・「技術・人文知識・国際業務」のうち地方公共団体等との雇用契約により活動する方
- ・「技能（スポーツインストラクターに限る）」のうち地方公共団体等との雇用契約により活動する方

##### ●個別的許可

上記【一般原則】の要件全てにあてはまる場合に許可されます。

『その職場×その業務』とセットで個別に許可が出ているので、職場か業務どちらかが変わる場合は、再度個別的許可を申請する必要があります。

#### 個別的許可の対象となる方の例

- ・留学生が就業体験を目的とするインターンシップに従事として週28時間を超える資格外活動に従事する場合
- ・「教授」の方が民間企業で語学教師として稼働する場合（「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動）
- ・「文化活動」の在留資格で滞在している方
- ・個人事業主として活動する場合や客観的に稼働時間を確認することが困難である活動

#### 《資格外活動許可の有効期間》

資格外活動許可は、在留期間の更新を行えば自動的に資格外活動も更新される訳ではなく、更新許可申請と同時に更新後に、資格外活動許可の再申請を行わなければ、仮に在留期間の更新が許可されても資格外活動許可は失効し、その状態での就労は当然認められていません。許可を受けているかどうかは、パスポート（証印シール）及び在留カード（スタンプ）で確認ができます。

#### 《新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について》

##### ●「留学」の在留資格の方

#### 引き続き教育を受ける場合は？

通常	・「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動が可能。
特例	・現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合や、これまで在籍している教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。
	・専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。 （帰国可能になった場合でも、令和3年1月期生までは、当初の課程終期から最長1年間に限り現在在籍している教育機関において進学時期又は就職時期まで更新を認める） ・資格外活動許可を受けた場合、原則として週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

#### 教育を受けない場合は？

特例	・帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、「特定活動(6月)」への在留資格変更許可が可能。就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。
	・2020年に教育機関を卒業した留学生在で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。



## ●在留資格「短期滞在」の方

本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週 28 時間以内のアルバイト可）を許可されています。

コロナ禍において、本国や居住地に帰国することができず、本邦での生計維持が困難である外国人の方に対して、週 28 時間以内の就労（アルバイト）を認めることにしました。就労（アルバイト）を希望する方で、以下の 2 の要件に該当する方は、地方出入国在留管理官署で資格外活動許可申請を行ってください。

### 1 資格外活動許可申請

#### 2 要件 (1) 現在有している在留資格で就労をすることができないこと

(2) 帰国が困難であること

(3) 在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること

※情報は、本稿執筆時点（2020 年 12 月）のもので、特に新型コロナウイルスに関する特例措置は頻りに情報が更新されていますので、御注意ください。詳しくは、下記を御参照ください。

・法務省：新型コロナウイルス感染症関連情報

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

## Question 14

### 不法就労とはどのようなことを言いますか？

不法就労となるのは、次の 3 つの場合です。

1	不法滞在者や被退去強制者が働くケース	例・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2	入管庁から働く許可を受けていないのに働くケース	例・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	入管庁から認められた範囲を超えて働くケース	例・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く ・留学生が許可された時間数を超過して働く

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判断することができます。外国人を雇用する際は、ここに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

また、不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には地方出入国在留管理官署へ通報したり出頭を促すなどしてください。

#### 60 人以上不法就労か 在留資格外活動させた疑い、人材派遣会社 4 人逮捕

2020.12.9 13:25 産経新聞ニュース

ベトナム国籍の従業員に在留資格外の活動をさせたとして、警視庁組織犯罪対策 1 課などは、入管難民法違反（不法就労助長）容疑で、会社役員、山川朋一容疑者（53）＝東京都北区中里＝ら 4 人を逮捕するとともに、山川容疑者が役員を務める豊島区東池袋の人材派遣会社「モトキ商事有限公司」を 9 日に書類送検した。4 人の認否を明らかにしていない。

組対 1 課によると、同社は令和元年 9 月から 2 年 7 月までの間に、不法在留などを行っている 60 人以上の外国人に不法就労をさせていたとみられるという。

逮捕容疑は元年 11 月 13 日から 2 年 10 月 21 日までの間、埼玉県三郷市所在の営業所で、ベトナム国籍の従業員の男（27）に商品の仕分け作業など資格外活動をさせたとしている。

#### 《外国人を雇用したときは》

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く）を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります）。この場合は、入管庁への届出は不要です。

「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページを御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html)

## 《事業主も処罰の対象となります！》

- (1) 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人  
⇒ 「不法就労助長罪」（3年以下の懲役・300万円以下の罰金）  
※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- (2) 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主  
⇒ 退去強制の対象
- (3) 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人  
⇒ 30万円以下の罰金

## 《外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！》

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。

ただし、在留カードを所持していなくても、以下に該当する方は就労できる場合があります。

- ※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方
- ・ 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- ・ 「3月」以下の在留期間が付与された方
- ・ 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

該当する方を雇用しようとする場合には、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」、「研修」、「家族滞在」、「文化活動」、「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんので御注意ください。

※「短期滞在」についてはコロナ特例により許可される場合があります。

## 《在留資格の取得については次も気をつけましょう！》

### (1) 「在留資格等不正取得罪」

「偽りその他不正の手段で」在留資格の認定や許可を受ける行為に関する犯罪です。

- 第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
- 二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による（在留資格の変更）許可を受けた者（入管法より）

「偽りその他不正の手段」とは、

- ・ 故意であること。
  - ・ 虚偽の申し立てをすること。
  - ・ 自分にとって不利なことは隠しておくこと。
  - ・ 虚偽文書を提出すること。
- を指します。

### (2) 「営利目的在留資格等不正取得助長罪」

「営利目的」で不法入国や虚偽の申告等で在留資格の取得を「容易にした者」に対する罰則です。つまり、不正行為で入国又は在留資格の取得をした外国人ではなく、金銭をもらう等の営利目的で「偽りその他不正の手段で在留資格を取得又は更新しようとする外国人」の手助けをした者を処罰の対象とするというものです。

第74条の6 営利の目的で70条第1項第1号若しくは第2号に規定する行為（以下「不法入国等」という）又は同項第2号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（入管法より）

該当する例として、以下のような事例が挙げられます。

- ・ 例1 飲食店のホールやキッチンで働くにも関わらず、管理者として勤務するという申請書を作成すること。
- ・ 例2 お金をもらって、偽装結婚や虚偽の事業計画などで、在留資格申請のための申請書を作成すること。

## 《不安なときは専門家に聞きましょう》

分からないことがあれば、雇用前に最寄りの地方出入国在留管理官署や入管業務を専門としている行政書士や弁護士に問い合わせることをおすすめします。

雇用してしまった後に不法就労であることが分かって、知らなかったでは済まされず、不法就労助長罪となってしまいます。少しでも疑問があれば必ず相談しましょう。

Question  
15

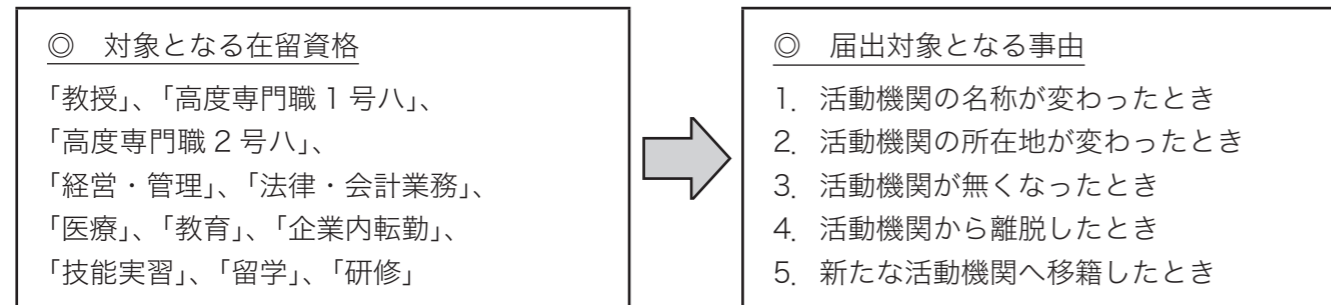
**新たに外国人を雇うときや他社で働いていた外国人を雇う場合、何か特別な手続きが必要ですか？ またそれは、外国人本人が行うのですか、それとも会社が行うのでしょうか。**

真っ先に確認しなければならないのは、「転職先の業務内容や労働条件が在留資格の要件を満たすのか」ということになります。在留資格についての要件を満たす場合にも、期間更新のタイミングが来ない限りは「技術・人文知識・国際業務」「技能」のように契約機関に関する届出をすればいいものと、「高度専門職1号」や「特定技能」のように指定書の書き換えのための在留資格変更許可申請をしなければいけないものがあります。

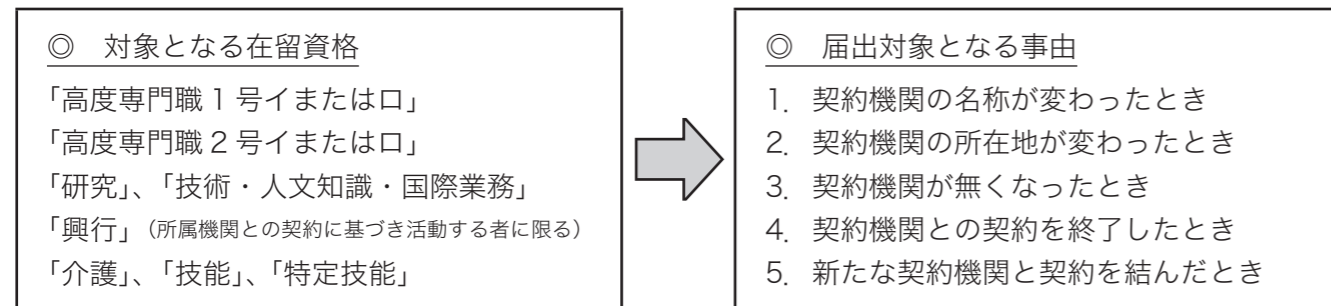
入管法では、転職や離職などで所属機関に変更が生じた際、中長期在留者に対して法務大臣への届出を義務付けており、この届出は変更が生じた日から14日以内に行う必要があります。

どのような在留資格の方が、どのような事象が生じたときに届出が必要なのかは次の通りです。

《活動機関に関する届出》



《契約機関に関する届出》



※「高度専門職1号」と「特定技能」に関しては、届出に加え在留資格変更許可申請が必要です（後述）。

注意！

届出を行ったとしても、外国人本人が有する在留資格で認められていない業務に就いて良いことにはなりません。従事してもらった業務が、採用した外国人が現在持つ在留資格で就くことができる業務かどうか心配なようでしたら、外国人本人が地方出入国在留管理官署へ※就労資格証明書の交付申請をすることで、そのことを確認することもできます。

※就労資格証明書…在留カードに記載されている在留資格を確認するだけでは判然としない、その外国人が行える就労活動内容を具体的に示す証明書のこと。

《届出先と方法》

届出は、以下のいずれかの方法により行うことができます。

- ①地方出入国在留管理官署の窓口への提出
- ②東京出入国在留管理局への郵送での提出
- ③「出入国在留管理庁電子届出システム」インターネットを利用して行う

※①②に関しては、本人の署名は必要ですが所属機関が代理人として届出することも可能です。

また入管法に定める届出を怠った場合、20万円以下の罰金、虚偽の届出をした場合には1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることがあります（虚偽の場合は強制退去事由にも該当）。

外国人を雇い入れた場合は、速やかにこれらの届出を済ませよう外国人本人に指導して下さい。

その他にも就労資格を持つ外国人が行う届出として、

「地方出入国在留管理官署への届出」（届出方法は上記①のみ）  
結婚などで姓を変更したり、国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、居住地を管轄する地方出入国在留管理官署へ届出をする必要があります。

「市区町村への届出」  
新しく住居を定めた場合や住居地を変更したときには、14日以内にその居住地の市区町村役場に届出をし、在留カードに居住地の記載をしてもらいます。

次に、外国人を受け入れている所属機関が行う届出については以下の通りです。

「入管庁への届出」  
就労資格（芸術、宗教、報道、技能実習、特定技能を除く）を持つ外国人を受け入れている所属機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除く）は、その受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）した場合には、14日以内に入管庁へ『中長期在留者の受入れに関する届出』をするよう努めてください。

「ハローワークへの届出」  
特別永住者または在留資格「外交」「公用」以外の方を雇用したとき又は離職した場合には、事業所の住所を管轄するハローワークやインターネットを通じて厚生労働大臣に対し『外国人雇用状況の届出』をします。

- 雇用保険の被保険者となる場合…雇用保険被保険者資格取得届出書、資格喪失届出書の提出
- 雇用保険の被保険者とならない場合…外国人雇用状況届出書の提出

上記ハローワークへの届出については雇用対策法に定められており、届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。※P45参照  
また、これらの届出は正社員だけに限らずアルバイト社員についても該当します。

このように単に届出と言ってもそれを怠ると罰則規定が定められていることや、永住許可においても「届出等の義務を適正に履行すること」という要件があり、将来永住を考えている外国人にとってマイナスポイントにもなりえます。雇用主と被用者双方で届出の内容や時期を把握し、必要な届出を期限内に行うことはとても重要です。

## 《指定書付在留資格》

入管法第二十条一項には、在留資格の変更について

「在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。」

とあり、在留資格「高度専門職」、「特定技能」、「特定活動」については、所属機関や活動内容が法務大臣によって指定されることが読み取れます。

これらの在留資格を認められた者は、パスポートに「所属機関」「活動内容」等が書かれた指定書が貼られます。

指定書付の在留資格は、例えば、「高度専門職1号」(P69参照)のように、報酬面や環境面も含め、所属機関がその研究やビジネスを支えるに足りる機関であるのかが獲得ポイントに大きな影響を及ぼすように、また、「特定技能1号」であれば、受入れ機関がその外国人を支援する体制を整えているかどうか重要であり、且つ定められた14分野での就労活動に限定されているように、「所属機関」や「活動内容」によってその在留資格が認められるかどうか左右されるものが多いのが特徴です。

指定書に「所属機関」や「活動内容」が記載されている外国人が転職する場合、その指定書の書き換えが必要となり、そのための手続きは、在留資格変更許可申請となります。

この場合、その指定書の書き換えが完了するまでは、新たな所属機関（転職先）での勤務は認められません。

## Question 16

- ① 会社で雇っている外国人が一時帰国（再来日して職場復帰の予定）を希望しているのですが、その場合に何か入管手続きが必要ですか？
- ② スタッフの在留期間更新許可申請中に在留期限が過ぎてしまいますが、それでも出国できますか？  
また、留学生を採用して、在留資格変更許可申請中でも、その学生は出国できますか？

- ① みなし再入国許可（特段の入管手続き不要）が活用できる可能性があります。その場合、出国の際空港等でEDカードに記入する以外、特別な手続きは不要です。
- ② 結論から言えば特例期間（P52参照）となるので可能です。ただ、結果の分からない不安定な状態ですので、できれば出国を避けるか、帰国したとしても必要最小限の期間をお勧めします。

日本に在留する外国人が「再入国許可」（入管法第26条）を受けずに出国した場合には、その外国人が有していた在留資格及び在留期間は消滅してしまいますので、再び日本に入国しようとする場合には、その入国に先立って新たに査証を取得した上で、上陸審査を経て上陸許可を受けることとなります。

これに対し、「再入国許可」を受けた外国人は、再入国時の上陸申請に当たり、通常必要とされる査証が免除され、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされます。

2012年7月9日からは、上述の「再入国許可」に加えて「みなし再入国許可」（入管法第26条の2）の制度が導入されましたが、この2つの許可の大きな違いは下表の通りです。

	再入国許可	みなし再入国許可
再入国するまでの有効期間	最長5年 (特別永住者は6年)	1年 もしくは今の在留期限までの早い方 (特別永住者は2年)
再入国許可期限延長の可否	最長1年まで可能	不可
出国前の許可申請の要否	必要	不要
手数料	あり	なし

それぞれの許可についてももう少し細かく見てみましょう。

### 《「再入国許可」について》

#### ●再入国許可の種類

再入国許可には、1回限り有効のものと有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のもの2種類があります。

#### ●再入国するまでの有効期間

現に有する在留期限の範囲内で、最長5年（特別永住者は6年）となります。現在の在留期間がこれより短い場合は、その期間の満了までとなります。在留期間の残りが少なく、その期間内に再入国できない場合は、先に在留期間の更新を行う必要があります。

#### ●再入国許可期限を延長するには

急病などの止むを得ない理由で期間内に再入国できない場合は、現地の日本大使館か総領事館で、再入国許可の「有効期間の延長許可」を申請することができます。

延長できる期間は、1回の許可につき最長1年で、且つ、最初に再入国許可を得た日から6年（特別永住者は7年）以内となります。また、在留期限を超えて延長することもできません。

●再入国許可の申請方法

居住地を管轄する地方出入国在留管理官署に以下の書類を提出します。

- (1) 再入国許可申請書
- (2) 在留カード又は特別永住者証明書
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 旅券を提示することができないときは、その理由を記載した理由書
- (5) 身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）

許可されるときは 3,000 円（1 回限り）、若しくは 6,000 円（数次）の手数料が必要となります。

《「みなし再入国許可」について》

●対象となる外国人

日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方で、中長期の在留者の方は、在留カードを所持している必要があります(入管法第 26 条二)。但し、次の場合に該当する方については、対象となりません。

- ① 「3 月」以下の在留期間を決定された方
- ② 「短期滞在」の在留資格をもって在留する方
- ③ 在留資格取消手続中の者
- ④ 出国確認の留保対象者
- ⑤ 収容令書の発付を受けている者
- ⑥ 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ⑦ 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

●再入国するまでの有効期間

出国の日から 1 年間となります。在留期限が出国の日から 1 年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

●みなし再入国許可の申請方法

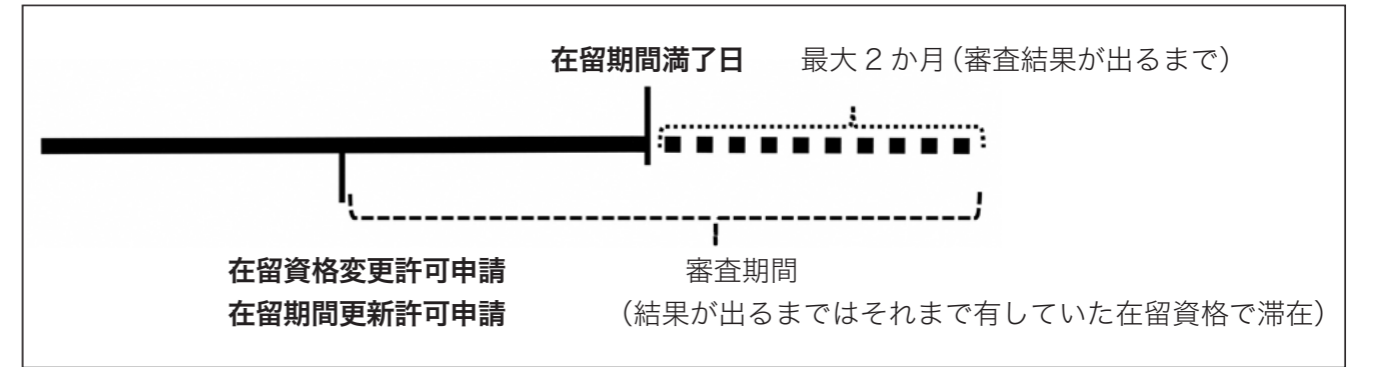
有効な旅券（中長期在留者の方は旅券及び在留カード）を所持し、出国時に入国審査官に対して、みなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明します。具体的には、再入国出国用 ED カードに出国予定期間及び再入国を希望する旨のチェック欄が設けられているので、同欄にチェックをして、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝える必要があります。

「みなし再入国許可」の対象となる外国人の方々は、1 年未満の帰省や短期間の旅行、国外出張なら、原則として「再入国許可」を受ける必要はありません。但し、「みなし再入国許可」により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできませんので注意して下さい。



《特例期間》

在留期間更新許可申請中や在留資格変更許可申請中に在留期限を迎えても、審査が継続している限りは最大 2 か月間（その間先に審査結果が出た場合は、審査結果が出た日）まで、それまで持っていた在留資格で滞在することが認められています。その特例期間の間に出国することも法律上は可能ですが、特例期間内に日本に戻って来ることができず、在留資格を失うケースも見られますので注意が必要です。



**入管法二十条六項**  
 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる。

**入管法二十一条四項**  
 第二十条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

## コラム 外国人が日本で運転できる自動車運転免許

外国人が、日本で自動車等の運転をするには、次の①～③のいずれかの免許証を所持している必要があります。

### ①日本の運転免許証（日本国内在住者） \*道路交通法第97条の2第2項

●運転できる期間：免許有効期限内

外国の運転免許を受けている者は、外国の運転免許を受けた後、その国に通算して3か月以上滞在している者に限り、運転免許試験の一部（学科試験、技能試験）が免除されます。

### ②日本で運転できる国際運転免許証 \*道路交通法107条の2 ※1

国際運転免許証で運転する場合、自国のパスポート+国際運転免許証の提示が必要となります。

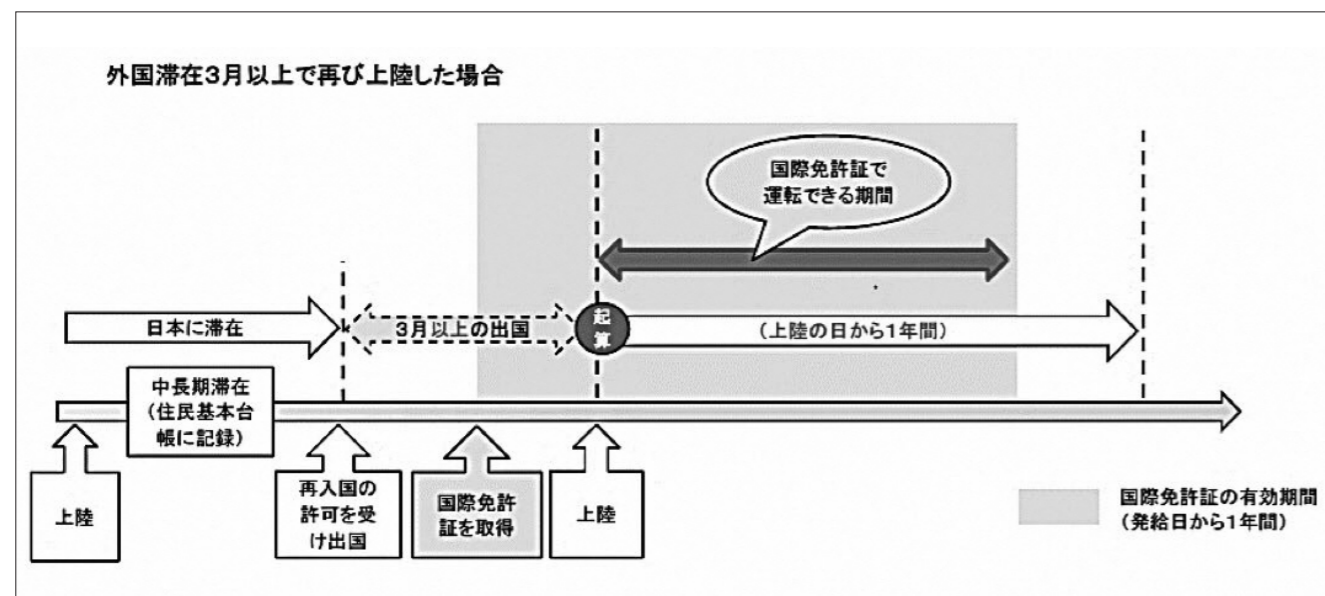
日本で運転できる国際運転免許証はジュネーブ条約締約国（※2）が発行し、同条約に定める様式に合致した国際運転免許証です。ジュネーブ条約締約国が発行した国際運転免許証であっても、ウィーン条約等の他の条約に基づく様式により発行された国際運転免許証では、日本で運転はできません。

注意！日本においてジュネーブ条約の国際運転免許証で運転できる期間

- 国際運転免許証の発給から1年以内でありかつ日本に上陸した日から1年以内であること
- 道路交通法107条の2（P57参照）に規定するいわゆる「3か月ルール」（※3）に抵触していないこと

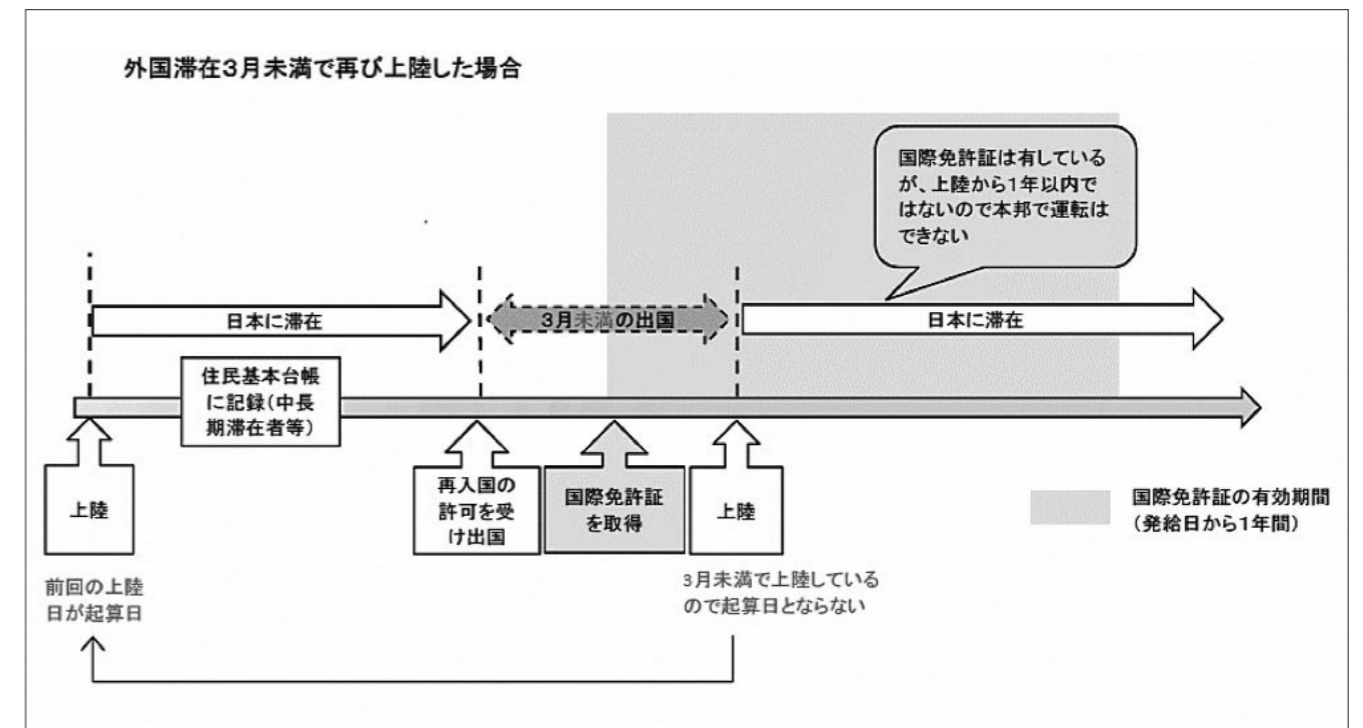
#### 日本に住む外国人が出国の日から3か月以上経過して再上陸した場合

住民基本台帳に記録されている方（中長期滞在の外国人等）が、出国の確認又は再入国の許可を受けて日本を出国し、3か月以上の滞在中に新たな国際運転免許証を取得した後、再び上陸した場合は、当該上陸（帰国）の日が国際運転免許証の運転可能期間の起算日になります。



#### 日本に住む外国人が出国の日から3か月未満で再上陸した場合

住民基本台帳に記録されている方（中長期滞在の外国人等）が、出国の確認又は再入国の許可を受けて日本を出国し、3か月未満の滞在中に新たな国際運転免許証を取得した後、再び上陸した場合は、当該上陸（帰国）の日が国際運転免許証の運転可能期間の起算日にならないので日本で運転はできません。（注記）難民旅行証明書の交付を受けて出国した方も同じです。



参考 警視庁ホームページ

[https://www.npa.go.jp/policies/application/license\\_renewal/have\\_DL\\_issued\\_another\\_country.html](https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/have_DL_issued_another_country.html)

[https://www.npa.go.jp/policies/application/license\\_renewal/pdf/HP3monthpicture.pdf](https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/HP3monthpicture.pdf)

#### 国際免許でも、運転できる車に制限があります。

運転できる車両区分 B、D の該当する箇所にスタンプがあることを御確認下さい。

B：普通車（9人乗り以下）HV,HW,K,P,W1～3,RV,V,T1 クラス

C：大型貨物車（車両総重量3.5t以上）T2～T8 クラス

D：大型乗用車（10人乗り以上）W4,BUS2 クラス



アジア州	フィリピン インド タイ バングラデシュ マレーシア シンガポール スリランカ
	カンボジア ラオス人民共和国 大韓民国 ブルネイ・ダルサラーム国
中近東	トルコ イスラエル シリア キプロス ヨルダン レバノン アラブ首長国連邦
アフリカ州	南アフリカ 中央アフリカ共和国 エジプト ガーナ アルジェリア モロッコ ボツワナ
	コンゴ民主共和国 コンゴ ベナン コートジボワール レソト マダガスカル マラウイ
	マリ ニジェール ルワンダ セネガル シエラ・レオネ トーゴ チュニジア ウガンダ
	ジンバブエ ナミビア ブルキナファソ ナイジェリア
ヨーロッパ州	英国 ギリシャ ノルウェー デンマーク スウェーデン オランダ フランス イタリア
	ロシア連邦 セルビア モンテネグロ スペイン王国 フィンランド ポルトガル
	オーストリア ベルギー ポーランド アイルランド ハンガリー ルーマニア アイスランド
	ブルガリア マルタ アルバニア ルクセンブルク モナコ サンマリノ バチカン キルギス
	ジョージア チェコ共和国 スロバキア スロベニア リトアニア クロアチア共和国
	リヒテンシュタイン公国
アメリカ州	アメリカ合衆国 カナダ ペルー キューバ エクアドル アルゼンチン チリ パラグアイ
	バルバドス ドミニカ共和国 グアテマラ ハイチ トリニダード・トバゴ ベネズエラ
	ジャマイカ
オセアニア州	ニュージーランド フィジー オーストラリア パプアニューギニア
特別行政区等	香港 マカオ フランスの海外領土（フランス領ポリネシア等） アルバ キュラソー島
	シント・マールテン ケイマン諸島 マン島 ガーンジー ジャージー ジブラルタル
	アメリカ合衆国の海外領土（グアム、プエルトリコ等）

※2 ジュネーブ条約・・・1949年9月19日にジュネーブで署名された道路交通に関する条約

### ③外国運転免許証 \*道路交通法 107 条の 2

自動車等の運転に関する外国（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域（現在、エストニア共和国、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾）の免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る。）

- 運転できる期間：日本に上陸後1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間  
在留資格「短期滞在」等の、在留期間が1年以内の外国人の場合は、上記②③の運転免許証でしか自動車の運転ができないということになります。中長期滞在者の外国人が、運転する場合は、日本に上陸後1年間は②③の運転免許証を使用することも考えられますが、遅くとも上陸後1年経過以後には、②③から①の運転免許証への切り替えを終え、①の運転免許証を所持しておかなければ、引き続き、運転することができない、ということになります。

外国人の中には、『「国際運転免許証」を持っていれば、日本で運転しても大丈夫だ。』と勘違いしている者も多いようです。無免許運転と知らずに運転をし、捕まることで、退去強制や実刑にはならずとも在留資格の更新申請や、永住許可申請、帰化申請に悪影響を及ぼすことも十分に考えられます。外国人には、現在所持している運転免許証の確認、日本で運転の予定があるか等を聞き、日本での自動車運転に関する規則を説明し、外国人が知らず知らずのうちに、不適切な運転免許証で、無免許運転をすることがないように、適切な説明、アドバイスをしていかなければいけません。

#### 《外国の免許証から日本の免許証への切り替えについて》

（JAF HP より <https://jaf.or.jp/individual>）

外国の運転免許証をお持ちの方は、各都道府県警察の運転免許センターにて日本の運転免許証に切り替えることができます（以下、この手続きを外免切替といいます）。

- 外免切替を行うためには、以下の2つの条件を満たすことが必要となります。
  1. 外国免許証が有効であること（有効期限の切れた免許証は切り替えできません）
  2. 外国免許証を取得した日から通算で3カ月以上その国に滞在したことが証明できること
- 運転免許センターでの外免切替の一般的な手順は次のとおりです。
  1. 申請書類提出
  2. 適性試験
  3. 交通規則の知識確認
  4. 運転技能の確認（運転免許センター内コースを実際に走行）
  5. 日本の運転免許証取得
 提出書類、申請手数料、試験などの詳細につきましては、お住まいの地域を管轄する各都道府県警察の運転免許センターに直接お問い合わせください。

《福岡県の場合》

(福岡県警察 HP より <https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html>)

受付場所等

受付場所	受付日時	試験内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑豊試験場</li> <li>・筑後試験場</li> </ul>	月曜日～金曜日  13時00分～ 13時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査（外国免許取得後、その国に滞在期間が通算して3か月以上であること。）</li> <li>・適性試験</li> </ul>
※知識及び技能の確認免除国又は、実技の確認が不要（原付）な場合は、	（休日及び年末年始を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識及び技能の確認</li> <li>※知識及び技能の確認免除国（27か国と5地域）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡試験場</li> <li>・北九州試験場</li> </ul> でも申請ができます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイスランド ・アイルランド ・イギリス</li> <li>・イタリア ・オーストラリア ・オーストリア</li> <li>・オランダ ・カナダ ・韓国 ・ギリシャ</li> <li>・スイス ・スウェーデン ・スペイン</li> <li>・スロベニア ・チェコ ・デンマーク</li> <li>・ドイツ ・ニュージーランド ・ノルウェー</li> <li>・ハンガリー ・フィンランド ・フランス</li> <li>・ベルギー ・ポーランド ・ポルトガル</li> <li>・モナコ ・ルクセンブルク</li> <li>・アメリカの一部州（メリーランド州・ワシントン州・ハワイ州・バージニア州）</li> <li>・台湾</li> </ul>

必要書類、手数料については、上記ホームページにて御確認ください。

※1 道路交通法 第107条の2

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車の運転）

道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第七十七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。）を所持する者（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は

出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く（※3）。第百十七条の二の二第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽（けん）引自動車によって旅客用車両を牽（けん）引して当該牽（けん）引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

※3 P53記載の、いわゆる「3か月ルール」



## 住民票に通称名を記載してもらうことはできますか？

### 《通称名を利用するケース》

外国人は時として、本人の意思とは関係なくパスポート上の氏名が変わることがあります。最近多い例として、手書きのパスポートを印字のパスポートに更新する際に、氏と名の前後が入れ替わったり（例 ALI JAN → JAN ALI）、長い名前を省略形で書いたり（例 MOHAMMED → MOHD）、父親の名前が付け加えられることが挙げられます。

パスポートの氏名の表記が変わった時は、14日以内に地方出入国在留管理官署に届け出なければなりません。在留カードの表記が変更され、居住する市区町村の住民票にも反映されます。その時に、当初の住民票に記載されていた氏名のフリガナと、新たな氏名のフリガナが異なったものになることも起きてきます（上の例で言うと、ALI JAN「アリ ジャン」→JAN ALI「ジャン アリ」、MOHAMMED「モハメッド」→MOHD「モード」）。そのことで、その外国人にとって不都合が生じる場合も出てきます。

その外国人が何かの許認可を受けていたとして、その許認可の更新申請時に、氏名表記が変わった住民票を提出すると、「変更が生じている」と役所から判断されることが一つの例として挙げられます。法人の役員であった場合、法人登記上の役員の氏名の表記と異なってしまうため、役員の氏名の変更登記を行った上、許認可の変更届を行う必要も出てきます。そのような事態を避ける方法として、「通称名」を利用することが考えられます。

不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成や法人登記などの色々な手続きの申請の際、その印鑑証明書の添付によって、外国人は通称名を使用することができます。

法人を設立する場合、発起人の印鑑証明書が必要ですが、印鑑証明書に通称名の記載があれば、その外国人は通称名による登記ができます。代表取締役の就任の際、商業登記における法人の役員や不動産登記における所有者など、氏名の登記についても、通称名のみで行うことができます（福岡法務局）。

例えば、ALI JANさんが、法人の役員として「取締役アリ ジャン」と登記されていたとします。そのALI JANさんのパスポート上の氏名が、JAN ALIとなったとしても、「アリ ジャン」を通称名として登録していれば（必ずしも、予め通称名を登録しておかなければいけない訳ではなく、申請により新たに通称名を登録することも可能です）、通称名については何の変更も生じず、「取締役アリ ジャン」についても、何ら変更事由は生じていないことになり、上述の許認可更新時に住民票を提出しても、事前に変更登記を行ったり、許認可に関する変更届を提出する必要もないということになります。

### 《「通称名」とはなんなのでしょう？》

通称とは、氏名以外の呼称であり、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいい、住民票に記載ができることとされています。

外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に、通称として記載を求めると呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。（住民基本台帳法第30条の26第1項）

また、「社会生活上通用している」と認められた通称について、削除を申し出ることはできますが、通称名の変更を行うことはできません。通称の記載や削除をした場合は、通称とともに記載や削除の年月日が住民票に記載されます（北九州市ホームページ）。




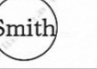
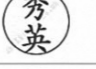
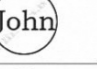
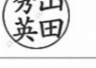

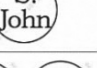

### 《通称名の登録手続きについて》

住民基本台帳にかかる手続きは、自治事務として、各自治体で決められています。

市区町村の住民課に、住民票に通称名を記載するための申し出を行い、通称名の記載が必要である理由と、その通称名が社会生活上通用していることが客観的に明らかとされる、出処の異なる複数の資料の提出が必要です。例えば、福岡市では、雇用先の社員証、給与明細や在職証明書、公的な証明として健康保険証や許認可を受けている証明書などの添付が必要です（福岡市中央区役所）。

場合によっては、銀行の通帳、病院の診察券、消印のある郵便物や公共料金の請求書なども資料と成り得ます。日本人との婚姻による日本人配偶者の氏や、養子縁組による通称名の記載を申し出る場合には、戸籍謄本のような氏や家族関係を証明する資料が必要となります。

住民基本台帳に記録されている外国人は、市長村において印鑑登録をすることができます。通称名の届け出を行った外国人は、住民票に記載されている通称名で印鑑登録をすることができます。外国人の印鑑証明書には本国の氏名がアルファベットやカタカナで記載されますが、通称名は氏名に括弧書きで併記されます。ちなみに、下記の福岡市印鑑条例のように、各自治体において、印鑑は通称名の全部、または、氏や名にあたる1つ以上の区切りの文字を使ったものであることが必要であるという定めが設けられているのが一般的です。

名前	王 秀英	Smith John
通称※	山田 秀英	山田 ジョン
カタカナ表記※	—	スミス ジョン
姓名を刻印した印鑑		
姓のみを刻印した印鑑		
名のみを刻印した印鑑		
通称名を刻印した印鑑		
頭文字と名を組み合わせた印鑑	—	
住民票の氏名のカタカナ表記を組み合わせた印鑑	—	

上の表は「印鑑証明の達人」より引用  
<http://www.allinkan.net/inkan-touroku/alien/>

### （福岡市印鑑条例）

第2条 本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。

第4条 外国人の場合においては、印鑑が住民票に記載されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部であらわされていないものは（区長が特に認めるものを除く。）印鑑の登録の申請は、受理しない。

### 《通称名の活用例》

子供が公立学校に編入学する場合、市町村教育委員会に入学願や編入学願を提出しますが、保護者からの申し出があれば、通称名を決めることができます。そして、前半でも述べた通り、各許認可の申請においても、外国人の名前のフリガナでなく、通称名を利用することもできます。

日本に入国し、市町村へ居住地の届出を行う際に、通称名の登録を行い、保険証やマイナンバーカードへの通称名の記載の届出をしたり、運転免許証の申請時にも通称名の記載の届出をしたりすることで、いろいろな煩わしさを避けることができます。

ただし、社会生活で通用している通称名が変わることは想定されておらず、基本的に削除や、新たな通称名の記載は認められていません。頻繁な通称名の変更によって、通称名を悪用した携帯電話番号の取得に使用したり、マネーロンダリングのような犯罪の一因となる可能性があるため、厳しい規制がかけられています。

住民票

福岡県△市★町4丁目5番6号

○×町1丁目2番3号

氏名 ~~ALI JAN~~  
JAN ALI (通称 アリ ジャン)

生年月日 [REDACTED] 性別 [REDACTED] 国籍 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

平30. 6. 9 福岡県△市★町4丁目5番6号から転入

平30. 6. 18申出により通称記載

Question 18

在留カードの有効期間について留意する点を教えてください。

在留期間の更新申請時には、在留カードの有効期限について留意しなければいけないことがあります。一般的に在留カードの有効期限は、その人の在留期間満了日であると認識されていますが、そうではないケースもあるのです。

《在留カードの有効期間》

<b>在留資格「永住者」「高度専門職2号」</b> ・16歳以上の方 交付の日から7年間 ・16歳未満の方 16歳の誕生日まで	<b>在留資格「永住者・高度専門職2号以外」</b> ・16歳以上の方 在留期間の満了日まで ・16歳未満の方 在留期間の満了日又16歳の誕生日のいずれか早い日まで
---	--

《在留カードの有効期間更新申請期間》

<b>「永住者（16歳以上に限る）」又は「高度専門職2号」</b> ・現に有する在留カードの有効期間の満了日の2か月前から有効期間満了日まで <b>在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている者</b> ・16歳の誕生日の6か月前から同誕生日まで <b>申請期間内に申請することが困難であると予想されるもの</b> 出張や留学のため長期間本邦外で生活することとなり申請期間内に再入国することができないなどのやむを得ない理由のために申請期間内に申請をすることが困難であると認められる場合は、申請期間前においても申請できます。
--

《トラブル事例》

14～15歳の時に在留期間3年以上の「家族滞在」「定住者」等の在留資格を得ていた者が、在留期間満了日が迫ってきたので、在留期間更新申請をしようとしたが、16歳以上の年齢に達した時点で在留カードの切り替えを行っていなかったため、有効な在留カードの提示ができず、申請が受理されなかった。
---

このような場合には、まず在留カード交付申請を行い、新たに有効な在留カードを発行してもらってから在留期間更新申請を行うことになります。在留カード交付申請と在留期間更新許可申請を同時に行うことも可能です。

《切り替え申請時には》

16歳前後の方に限らず、永住者でも在留カードの更新を忘れる方は時々います。有効期限切れの在留カードから有効なカードへの切り替え申請の際には、カードの有効期限が切れてしまった理由を説明する「陳述書」が必要になります。

Question  
19

## 外国人を日本に呼び寄せるときの申請代理人には誰がなれますか？

海外在住の外国人を新たに日本に中長期滞在者として呼び寄せようとする場合、一般的に在留資格認定証明書交付申請を行います。基本的には日本にいない人が申請人となることはできず、代理人による申請となります。しかしながら、入管法においてはたとえ委任を受けても誰でも代理人になれる訳ではありません。

行政書士や弁護士は地方出入国在留管理官署への書類の提出を取次ぐことはできますが、申請書の申請代理人欄には国内にいる申請代理人が署名するのが原則となります(入管法施行規則6条2第4項等)。

では、どのような人が入管法における申請代理人となれるのでしょうか。

### 《原則は本人申請》

入管法では、各種の手続きを行うにあたっては、入管法第六十一条の九の三(本人の出頭義務と代理人による届出等)で、外国人本人が出頭して申請することが原則であると規定されています。

※16歳未満者、疾病等の者について代わって申請すべき者についても定められています。

既に日本に上陸している人が、入管法上の何らかの手続きをしようとする時には、本人が申請人になることができますが、外国人本人が海外にいて、日本から招へいする手続きである「在留資格認定証明書交付申請」については、誰が申請代理人になるのでしょうか。

「在留資格認定証明書交付申請」の代理人については、入管法第七条二で以下のように定められています。

- 第七条の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。
- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができる。

### 《入管法上の法定代理人とは》

入管法第七条の二で規定されている「法務省令で定める代理人」とは誰を指すのかについては、入管法施行規則第六条の二で以下のように定められています。

- 3 法第七条の二第二項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

例えば、料理人を「技能」の在留資格で呼び寄せる場合は、上述の別表第四の『本人と契約を結んだ本邦の機関の職員』という定め、国際ビジネスマンを「技術・人文知識・国際業務」で呼び寄せるのであれば、『本人と契約を結んだ本邦の機関の職員』という定めにより、それらの職員(一般的には代表者や支配人)が申請代理人になります。

そのことに付随してよくある相談として、それらの料理人やビジネスマンと同時に、その扶養を受ける家族を「家族滞在」の在留資格で呼び寄せたいというものがあります。

そこで、施行規則別表第四で在留資格「家族滞在」の代理人は誰かを見てみると、次のように記載さ

れています。

- 一 本邦において本人を扶養することとなる者又は本邦に居住する本人の親族
- 二 本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

つまり、扶養者が先に日本に在留していて後から家族を呼び寄せる場合には、扶養者が申請代理人となりますが、日本に招へいする外国人とその配偶者と子ども同時に在留資格認定証明書交付申請をする場合には、当該外国人の所属機関の職員等で在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者が、家族滞在者の申請代理人にもなることができます。

### 《「経営・管理」の場合》

「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請における代理人は、2015年の法改正によって以下のよう定められました。

- 一 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員
- 二 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)

上記二の代理人が申請者となる場合には、申請の際に、代理人の「身分を証する文書(会社の身分証明書等)」の提示に加え、本邦事業所の設置について委託されていることが分かるもの(当該委託に係る契約書等)を提示(コピー提出)することが必要です。

日本で新たに会社を設立して「経営・管理」の在留資格を取得しようとする場合でも、日本にいる協力者が新設会社の取締役となり、事業所の賃貸借契約を締結したり、出資金の振込先になるなどして、会社の設立が完了している場合に、新設会社の取締役である協力者が在留資格認定証明書交付申請の代理人になるようとする時には、上記一の本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員にあたります。

上記二に該当する場合とは、日本に親族や知人はいるが、新設会社の取締役に就任したり、銀行口座に出資金を受け入れてもらうというほどの関係性ではないので、『会社設立の完了前に「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請をしたい』というような場合が該当します。

他の在留資格における入管法7条の2第2項で定める代理人については、入管法施行規則 別表第四(第六条の二関係)を御参照ください。

規則別表第四（第六条の二関係）	
活動内容	代理人
外交	一 本人又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が構成員となる外交使節団、領事機関等の職員 二 本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員
公用	一 本人又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が公務に従事する外国政府又は国際機関の本邦駐在機関の職員 二 本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員
教授	本人が所属して教育を行うこととなる本邦の機関の職員
芸術	本人と契約を結んだ本邦の機関又は本人が所属して芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員
宗教	本人を派遣する外国の宗教団体の支部その他の本邦にある関係宗教団体の職員
報道	本人と契約を結んだ外国の報道機関の本邦駐在機関又は本人が所属して報道上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員
高度専門職	一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行うおとす場合 本人と契約を結んだ本邦機関職員 二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行うおとす場合 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦事業所の職員
経営・管理	一 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦事業所の職員 二 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦事業所の設置について委託を受けている者（法人の職員）
法律・会計業務	本人が契約を結んだ本邦の機関の職員又は本人が所属して法律・会計業務を行うこととなる機関の職員
医療	本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職員
研究	一 本人と契約を結んだ本邦の機関の職員 二 本人が転勤する本邦の事業所の職員
教育	本人が所属して教育を行うこととなる本邦の機関の職員
技術・人文知識・国際業務	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
企業内転勤	本人が転勤する本邦の事業所の職員
介護	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員

興行	契約機関（契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関）又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員
技能	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
特定技能	本人と特定技能雇用契約を結んだ本邦の機関の職員
技能実習	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行うおとす場合 実習実施機関の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行うおとす場合 監理団体の職員
文化活動	一 本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員 二 本人を指導する専門家 三 本邦に居住する本人の親族
留学	一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員 二 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 イ 本人の学費又は滞在費を支弁する者 ウ 本邦に居住する本人の親族 三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員 イ 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合にあっては本邦に居住する本人の親族
研修	受入れ機関の職員
家族滞在	一 本邦において本人を扶養することとなる者又は本邦に居住する本人の親族 二 本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつている者
特定活動	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
日本人の配偶者等	本邦に居住する本人の親族
永住者の配偶者等	本邦に居住する本人の親族
定住者	本邦に居住する本人の親族

# 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」について

## 《はじめに》

令和元年6月28日に、日本語教育を推進することを目的として「日本語教育の推進に関する法律」（以下「日本語教育推進法」という）が公布、施行され、それに基づき閣議決定により「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を定めました。

また、平成31年4月から、新たな外国人材の受入れ制度（在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」）が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であるとしています。

このような背景のもと、日本語教育推進法及び、同法に基づく基本方針が策定されました。

この基本方針は、3つの章から構成されていますが、この場では、「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」でとりあげられている、国内における日本語教育の機会の拡充について、日本国内に在留する外国人を対象とした施策を紹介します。

## 《国内における日本語教育の機会の拡充について》

基本方針は、日本国内における日本語教育の機会の拡充に取り組むべき場面として、5つの場面をとりあげています。

- 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- 外国人留学生等に対する日本語教育
- 外国人等である被用者等に対する日本語教育
- 難民に対する日本語教育
- 地域における日本語教育

基本方針は、各項目ごとに、現状を紹介し、そのための具体的施策例をあげています。ここでは、外国人等である被用者等に対する日本語教育に焦点を当てます。

## 《外国人等である被用者等に対する日本語教育》

我が国の外国人労働者数は、令和元年には、約166万人となっています。日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要であるとしています。

また、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要であり、このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずるとしています。

### ●具体的施策例

- ① 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ② 就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

## 《おわりに》

今回は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の一部の紹介にとどまりましたが、日本政府が、「日本語教育の推進に関する法律」を、わざわざ制定し、これに基づく、本基本方針を策定した理由は、日本に在留する外国人が社会から孤立しないために、日本語を習得できるようにすることが極めて重要という認識にあると考えます。

### 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

#### 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的  
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務  
○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。  
○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務  
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

#### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
  - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充  
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
  - (2) 海外における日本語教育の充実  
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

#### 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

※文化庁ホームページより「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の概要

Question  
20

「高度専門職」とはどのような在留資格ですか？

在留資格「高度専門職」は、日本の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる、高度な専門能力を有する外国人の受け入れ促進のために創設された在留資格です。

※詳細は、入管庁「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」を御覧ください。

「高度専門職1号(イ)」

日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動

「高度専門職1号(ロ)」

日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

「高度専門職1号(ハ)」

日本の公私の機関において事業の経営又は管理に従事する活動

「高度専門職2号」

1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動が可能

就労の在留資格に関する要件を満たし、かつ学歴や年収等の項目ごとのポイントの合計が一定点数以上に達した外国人は高度専門職の在留資格を申請することができます。

ポイントの評価項目と配点は法務省令で規定されており、合計が70点以上に達した外国人は『高度専門職1号』を申請することができます。さらに、『高度専門職1号』の在留資格で3年以上活動した後、『高度専門職2号』を申請することも可能です。(70点以上を保っていること)

高度専門職が許可、交付されると、優遇措置を得ることができます。

優遇措置

「高度専門職1号」

- ① 複合的な在留活動の許容
- ② 「5年」の在留期間の付与
- ③ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④ 配偶者の就労
- ⑤ 親の帯同(一定の要件あり)
- ⑥ 家事使用人の帯同(一定の要件あり)
- ⑦ 入国・在留手続の優先処理

「高度専門職2号」

- a. 上記③から⑥までの優遇措置
- b. 1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動が可能
- c. 在留期間が無期限

・補足1・ 「複合的な在留活動の許容」とは？

よくご質問のある、「高度専門職1号」の「複合的な在留活動の許容とは、どこまで許されるのか？」を、「高度専門職1号(ハ)」を例に考えてみます。

- 問① ハイテクソフト販売企業を営む「高度専門職1号(ハ)」の者が、別会社の社員としてそのソフトを販売する、ことは可能か？
- 問② 「高度専門職1号(ハ)」の者が、その経営手腕を活かして、個人として他の会社の経営アドバイザーに就く、ことは可能か？
- 問③ 「高度専門職1号(ハ)」の者が、その経営手腕を活かして、大学などの教育現場で経営学の講師に就く、ことは可能か？

〈答〉 入管庁によると、②については認められる可能性があるが、①、③については認められない可能性が高いとの回答を得ています。①の別会社勤務や、③の大学の講師は、「高度専門職1号(ハ)」の「自ら営む活動」に該当しないためです。

つまり「高度専門職1号(ハ)」の外国人が行う事ができる付帯業務は「自ら営む活動」に限られるという事です。また、「当該活動と併せて」と規定されているため、主たる活動を行わず、それらの付帯的な活動のみを行うことはできません。

複合的な在留活動の許容を判断するうえで、一番大切なのは、主たる活動との関連性です。「何でもあり」ではなく、あくまで主たる活動を軸として、それを補う活動だということです。

・補足2・ ポイント評価における注意点

- 問④ ポイント計算中の年収に、海外で得られるものはカウントできるのか？カウントできるとして、日本での報酬がゼロでも良いのか？

〈答〉 カウントできます。申請人が外国の公私の機関から転勤して、日本の所属機関に受け入れられている場合、このような可能性があります。日本での報酬がゼロでもかまいません。しかし、海外からの報酬が適切なものであるかは、適宜判断されます。

- 問⑤ 在留期間の更新の際、ポイントが70点に達しなかったらどうなるのか？

〈答〉 原申請では許可できない旨が通知され、申請人から原申請の申請内容を在留資格の変更許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、他の在留資格への変更が許可されることになります。

- 問⑥ ポイント計算の項目すべての疎明資料が必要か？

〈答〉 必要ありません。申請時の立証資料として提出するポイント計算に関する資料は、合計点が70点、もしくは80点以上であることを立証するものであれば足ります。

### 《雇用主として知っておきたいこと》

在留資格「高度専門職」は、在留カードといわばセットで、パスポートに「指定書」が貼られます。これは簡単に言えば「あなたを、〇〇の会社で〇〇の業務をすることを条件に、高度専門職を認めます」という書面です。

つまり、もともと高度専門職の在留資格を持つ外国人が「転職」してきた場合、そのまま雇用はできず、まずは地方出入国在留管理官署に「在留資格変更許可申請」をしてもらう必要があります。指定書の再発行が必要なためです。そして審査のうえ、転職先の職場であらためて高度専門職が認められれば、新たな在留カードと指定書が発行され、そこで初めて転職先での就労が可能になるのです。

※高度専門職は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」にあたる「国際業務」では認められません。具体的には、翻訳通訳者や語学講師、貿易担当者などです。

判断に悩むことがあれば、お気軽に外国人材受入企業相談窓口へ御相談ください。

#### ・参考資料：

高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_3\\_index.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)

### Question 21

## 「ワーキング・ホリデー」とはどんな制度ですか？

ワーキング・ホリデー制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労（風俗営業等は不可）を認める制度です。各々の国・地域が、その文化や一般的な生活様式を理解する機会を相手国・地域の青少年に対して提供し、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とします。

我が国は、昭和55年（1980年）にオーストラリアとの間でワーキング・ホリデー制度を開始したのを皮切りに、以下の26か国・地域との間で同制度を導入しています（令和2年4月1日現在）。我が国のワーキング・ホリデービザを取得する相手国・地域の青少年は、合計で年間約1万5千人に上っています。

	国・地域名	制度開始年	年間発給枠
1	オーストラリア	1980	無
2	ニュージーランド	1985	無
3	カナダ	1986	6,500
4	韓国	1999	10,000
5	フランス	2000（注）	1,500
6	ドイツ	2000	無
7	英国	2001	1,000
8	アイルランド	2007	800
9	デンマーク	2007	無
10	台湾	2009	10,000
11	香港	2010	1,500
12	ノルウェー	2013	無
13	ポルトガル	2015	無
14	ポーランド	2015	500
15	スロバキア	2016	400
16	オーストリア	2016	200
17	ハンガリー	2017	200
18	スペイン	2017	500
19	アルゼンチン	2017	日から垂：200 垂から日：400
20	チリ	2018	200
21	アイスランド	2018	30
22	チェコ	2018	400
23	リトアニア	2019	100
24	スウェーデン	2020	無
25	エストニア	2020	日からエストニア：無 エストニアから日：100
26	オランダ	2020	200

（注）平成11年（1999年）12月に暫定導入開始。

（外務省ホームページより）

## 《ワーキング・ホリデービザ発給要件》

日本及び当該相手国・地域の政府又は当局は、おおむね次の要件を満たす他方の国民・住民に対し、ワーキング・ホリデーのためのビザを発給しています（結んでいる協定の内容が対象国ごとに異なるので、国・地域によってビザ発給要件に多少の違いがあります）。

- 相手国・地域に居住する相手国・地域の国民・住民であること。
- 一定期間相手国・地域において主として休暇を過ごす意図を有すること。
- 査証申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること（オーストラリア、カナダ及び韓国との間では18歳以上25歳以下ですが、各々の政府当局が認める場合は30歳以下まで申請可能です。また、アイスランドとの間では18歳以上26歳以下の方が申請可能です）。
- 子又は被扶養者を同伴しないこと。
- 有効な旅券（パスポート）と帰りの切符（又は切符を購入するための資金）を所持すること。
- 滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金を所持すること。
- 健康であること。
- 以前にワーキング・ホリデービザを発給されたことがないこと。

ワーキング・ホリデー制度で来日している外国人の在留資格は「特定活動」です。在留期限が到来しても引き続き日本で仕事を続けたい場合は、就労が可能な資格への在留資格変更許可申請を行うのが一般的なのですが、上述の通り協定の内容は対象国ごとに異なるので申請については注意が必要です。

特に、イギリス、アイルランド、ノルウェー、フランス、香港、台湾、スロバキア、オーストリア、スペイン、アルゼンチン、チリ、アイスランド、リトアニア、スウェーデン、エストニア、オランダ国籍者については在留資格変更が難しいとされています。その理由はイギリスやアイルランド、ノルウェー等と我が国とで交わしている口上書のように「滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること」と記されていたり、フランスとの間の協定のように「在留資格変更はできない」旨が記されていたりするからです。そのような場合は在留資格認定証明書交付申請を行うこととなります。申請を行う際は事前に地方出入国在留管理官署への御相談をお勧めします。

※在留資格変更許可申請の際には、就く業務に該当する在留資格があるか、申請人が学歴・職歴等の要件を満たすか、注意が必要です。

## コラム

# 外国人力士の在留資格は何？ ～ 在留資格「芸術」、「興行」、「文化活動」～

日本で、プロのスポーツ選手やアーティスト活動を行う、またはそのレクチャーを受けるための在留資格があります。在留資格「芸術」や「興行」、「文化活動」です。

入管法別表より

### 「芸術」

収入を伴う音楽、美術、文学、その他の芸術上の活動（ただし、「興行」に該当する活動を除く）

### 「興行」

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（ただし、「経営・管理」に該当する活動を除く）

### 「文化活動」

収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（ただし、「留学」や「研修」に該当する活動を除く）

プロの画家なら在留資格「芸術」、プロ野球選手なら在留資格「興行」と、分かりやすい例もありますが、少し判断が難しいケースもあります。例えば、次の活動はそれぞれどの在留資格に該当するのでしょうか。

## 《「窯業」を習うこと》

窯業を習うことは、収入を伴わない芸術活動にあたるので、在留資格「文化活動」に該当します。

ただし、文化活動の「専門家の指導を受けてこれを修得する」とは、我が国特有の文化又は技芸に精通した専門家から個人指導を受けて修得することを言い、大学等の教育機関で教育を受ける活動を行う場合は、在留資格「留学」に該当します。

## 《陶芸家として窯元で制作すること》

陶芸家として窯元で制作することは、収入を伴う芸術活動にあたり、在留資格「芸術」に該当します。その際、入管が求める立証資料の中には、関係団体からの推薦状や過去の報道、入賞入選の実績等があり、つまり相当程度の実績を持ち、かつ、その芸術上の活動のみにより日本で安定した生活を営むことができると認められることが必要です。

## 《日本舞踊を習うこと》

日本舞踊を習うことは、収入を伴わない芸術活動にあたるので、在留資格は「文化活動」です。

ただし、大学等の教育機関で教育を受ける場合は「留学」の在留資格に該当します。

## 《日本舞踊を教えること》

日本舞踊を教えることは、収入を伴う芸術活動にあたるので、在留資格「芸術」に該当します。立証内容については前述陶芸家と同様です。

## 《ダンスを教えること》

ダンスを教えることは、収入を伴う芸術活動にあたるので、在留資格「芸術」に該当します。立証内容については前述陶芸家と同様です。



### 《大相撲の新弟子》

大相撲の新弟子（幕下以下で毎月の給与が支払われない者）は、収入を伴わない活動ではありますが、「興行」です。

### 《大相撲の関取》

大相撲の関取（十両以上で相撲協会から毎月給与が支払われる者）は、公衆に聞かせ又は見せることを目的とした活動「興行」です。

相撲部屋のほとんどが所在する東京出入国在留管理局の取扱いでは、大相撲に関して言うと、「短期滞在」にて入国後、相撲部屋への入門、新弟子検査の合格を経て、公益財団法人日本相撲協会からの認定を受けた者については、給与の有無に関係なく「興行」と判断される可能性が極めて高いとのこと（原則「短期滞在」から他の在留資格への変更申請は認められていないため、「興行」での認定申請を経て在留資格変更をする流れとなります。また、既に「留学」などの資格で国内に在留している人については、そのまま在留資格変更許可申請ができます）。

収入を伴わない芸術活動だから「文化活動」、ということではなく事案を個別に判断していることが分かります。

ところで、前述の日本舞踊やダンスの講師が、自ら舞台に立って報酬をもらう場合は、芸術家としての活動ではありますが、公衆に聞かせ又は見せることを目的とした「興行」に該当します。そのため資格外活動許可が必要になる可能性があります。ただし、施行規則 19 条の 3「臨時の報酬」にあたるか判断されれば、資格外活動許可は必要ありません。

入管法施行規則では、「臨時の報酬」について以下のとおり規定しています。

#### （臨時の報酬等）

**第十九条の三** 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 業として行うものではない次に掲げる活動に対する謝金、賞金その他の報酬
  - イ 講演、講義、討論その他これらに類似する活動
  - ロ 助言、鑑定その他これらに類似する活動
  - ハ 小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作
  - ニ 催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これらに類似する活動
- 二 親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事すること（業として従事するものを除く。）に対する謝金その他の報酬
- 三 留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬

入管庁へ確認したところ、『「臨時の報酬」にあたるかどうかは、出演行為の反復継続性が無いかや、受け取る報酬額などをもって総合的に判断する。そのため、臨時の報酬にあたらないと判断されれば、たとえ1回の出演でも資格外活動許可が必要になる。資格外活動許可の申請が必要かどうかを含め事前に確認をしてもらう方が良い』との回答でした。

# 巻末付録

(外国人を雇用する事業主の方へ)

# 外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

## 1 雇入れ・離職時の届出 P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届けてください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。不法就労の防止につながります。

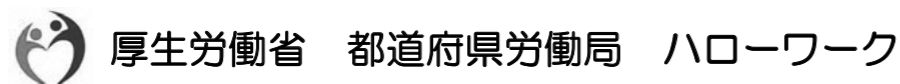
## 2 適切な雇用管理 P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

### ▶ その他（ご参照ください）

在留資格一覧表	P16
外国人の雇用に関する参考情報	P17
外国人の雇用に関するQ&A	P18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P18
関係機関のお問い合わせ先	P19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P20



PL021102外01

# 1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)  
第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、**在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。**

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が**雇用保険の被保険者となるか否か**によって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人について届出する場合  
→ P.3～P.4をご確認ください。
- ② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届出する場合  
→ P.5をご確認ください。

### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの**提示を求め、届出する事項を確認してください。**  
→ P.7をご確認ください。

● 届出の方法について ①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）	
●届出事項	①氏名 ②在留資格* ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.6参照） ⑨雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
●届出方法	「17」～「23」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方 （特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様です。

< 「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号） >

◆届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。  
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄  
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄  
すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は  
在留資格変更申請中の場合に記入してください。  
・電子届出によって届出済  
・様式第3号によって届出済  
・在留資格変更申請中

「23.在留資格」欄  
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械製造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・舶用工業）
- 特定技能1号（自動車整備）
- 特定技能1号（航空）
- 特定技能1号（宿泊）
- 特定技能1号（農業）
- 特定技能1号（漁業）
- 特定技能1号（食料品製造業）
- 特定技能1号（外食業）
- 特定技能2号（建設）
- 特定技能2号（造船・舶用工業）
- 特定活動（EPA）
- 特定活動（高度学術研究活動）
- 特定活動（高度専門・技術活動）
- 特定活動（高度経営・管理活動）
- 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- 特定活動（建設分野）
- 特定活動（造船分野）
- 特定活動（外国人調理師）
- 特定活動（ハラル牛肉生産）
- 特定活動（製造分野）
- 特定活動（家事支援）
- 特定活動（就職活動）
- 特定活動（農業）
- 特定活動（日系4世）
- 特定活動（本邦大学卒業生）
- 特定活動（その他）

● 届出の方法について ①-2 《雇用保険被保険者資格喪失届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）	
●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦在留カード番号（P.6参照） ⑧離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項
●届出方法	表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「19」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったこととなります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方 （特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。

< 「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式（様式第4号） >

表面

裏面

「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄  
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄  
すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請中の場合に記入してください。

「19.在留資格」欄  
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械製造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・舶用工業）
- 特定技能1号（自動車整備）
- 特定技能1号（航空）
- 特定技能1号（宿泊）
- 特定技能1号（農業）
- 特定技能1号（漁業）
- 特定技能1号（食料品製造業）
- 特定技能1号（外食業）
- 特定技能2号（建設）
- 特定技能2号（造船・舶用工業）
- 特定活動（EPA）
- 特定活動（高度学術研究活動）
- 特定活動（高度専門・技術活動）
- 特定活動（高度経営・管理活動）
- 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- 特定活動（建設分野）
- 特定活動（造船分野）
- 特定活動（外国人調理師）
- 特定活動（ハラル牛肉生産）
- 特定活動（製造分野）
- 特定活動（家事支援）
- 特定活動（就職活動）
- 特定活動（農業）
- 特定活動（日系4世）
- 特定活動（本邦大学卒業生）
- 特定活動（その他）

・電子届出によって届出済  
・在留資格変更申請中 など

● 届出の方法について ② 《外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）	
●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.6参照） ⑨雇入れ又は離職年月日 ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑩の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokuuin-koyou/07.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokuuin-koyou/07.html</a>
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

●外国人雇用状況届出書の見本

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄  
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「②①の者の在留資格」欄  
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
また、在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業者）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul> |
|--|--|

「⑦①の者の資格外活動許可の有無」欄  
在留資格「留学」など資格外活動許可を受けべき者である場合に記入してください。

「雇入れ年月日・離職年月日」欄  
届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

「雇入れ又は離職に係る事業所」欄  
外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。  
なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

「主たる事務所」欄  
「雇入れ又は離職に係る事業所」が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

届出事項を記入

様式第3号（第10条関係）（表面）  
雇入れに係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）			

雇入れ年月日（西暦） 年 月 日 離職年月日（西暦） 年 月 日

事業所の名称、所在地、電話番号等  
雇入れ又は離職に係る事業所 雇用保険適用事業所番号

派遣・請負労働者に係る届出の場合  
派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。  
請負業者が雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

● 在留カード番号の届出について

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります。

雇用保険の被保険者となるか否かによって、届出方法が異なりますので、以下をご確認ください。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合

様式第3号（第7条関係）（表面）  
雇用保険被保険者資格取得届

◆ 在留カード番号の記載欄  
在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記載する。

様式第4号（第7条関係）（裏面）  
雇用保険被保険者資格喪失届

- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届の在留カード番号記載欄に、在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出してください。

- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」をする場合も同様です。

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

様式第3号（第10条関係）（表面）  
雇入れに係る外国人雇用状況届出書

- 外国人雇用状況届出書（様式第3号）の在留カード番号記載欄に、在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出してください。

● 経過措置について  
令和2年2月29日以前の雇入れまたは離職に関する届出については、経過措置として、令和2年3月1日以降も在留カード番号欄のない届出様式で申請ができます。

● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め**、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより**、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法					
① 氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 <b>必ず本名</b> を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。				
② 在留資格	<p>在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、以下のいずれかを記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業生）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業生）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業生）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>				
③ 在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。				
④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 国籍・地域	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。				
⑦ 資格外活動許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。				
⑧ 在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。				

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印

「在留カード」について

在留カードは、中長期在留者（※5）に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

- ※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。
- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
  - ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
  - ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等
  - ④特別永住者
  - ⑤在留資格を有しない人

出入国在留管理庁ホームページ上で、在留カード等番号が失効していないか確認することができます。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方へのサービスのご案内」>「外国人雇用状況届出について」>「申請・届出手続きのご案内」>「外国人雇用状況届出」から利用することができます。

このバナーが目印です



※これまでに「雇用保険被保険者資格取得届・喪失届」又は「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。インターネットへの届出に変更される場合は、お手数ですが、届出を行ったハローワークまでお問い合わせください。

## 2 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

外国人が能力を發揮できる適切な人事管理と就労環境を！

### 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に發揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

#### ◆ 指針の主な内容 ◆

##### 募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょ。日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

##### 法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

##### 適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょ。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応ましょ。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょ。

##### 解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょ。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

#### ◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を發揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

#### 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

##### ●外国人労働者の募集及び採用の適正化

1 募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】</li> <li>・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めること。</li> <li>・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。</li> <li>・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。</li> <li>・ 職業紹介事業者に対し求人申し込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。</li> <li>・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】</li> </ul>
2 採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。</li> <li>・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に發揮できるよう、公平な採用選考に努めること。</li> </ul>

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●適正な労働条件の確保	
1 均等待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。</li> </ul>
2 労働条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】</li> </ul>
3 賃金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。</li> <li>居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。</li> </ul>
4 適正な労働時間の管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。</li> <li>労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。</li> <li>労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えるとともに、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。</li> </ul>
5 労働基準法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。</li> </ul>
6 労働者名簿等の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。</li> </ul>
7 金品の返還等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。</li> </ul>
8 寄宿舍	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業附属寄宿舍に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。</li> </ul>
9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (令和2年4月1日から適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者についても、短時間・有期雇用労働法又は労働者派遣法に定める、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。</li> <li>外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】</li> </ul>

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●安全衛生の確保	
1 安全衛生教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】</li> </ul>
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。</li> </ul>
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。</li> </ul>
4 健康診断の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。</li> </ul>
5 健康指導及び健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。</li> </ul>
6 母性保護等に関する措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。</li> </ul>
7 労働安全衛生法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。</li> </ul>
●労働・社会保険の適用等	
1 制度の周知及び必要な手続きの履行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。</li> <li>外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。</li> <li>健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。</li> <li>労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。</li> </ul>

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

<p>2 保険給付の請求等についての援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。</li> <li>傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。</li> <li>公的年金の加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。</li> </ul>
<p>●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等</p>	
<p>1 適切な人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が円滑に職場に適應できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。</li> <li>職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。</li> </ul>
<p>2 生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。</li> <li>居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。</li> </ul>
<p>3 苦情・相談体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。</li> </ul>
<p>4 教育訓練の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。</li> </ul>
<p>5 福利厚生施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な宿泊の施設を確保するよう努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。</li> </ul>

<p>6 帰国及び在留資格の変更等の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うよう努めること。</li> <li>外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。</li> <li>在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。</li> <li>一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。</li> </ul>
<p>7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。</li> </ul>
<p>●解雇等の予防及び再就職の援助</p>	
<p>1 解雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。</li> </ul>
<p>2 雇止め</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。</li> </ul>
<p>3 再就職の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。</li> </ul>
<p>4 解雇制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。</li> </ul>
<p>5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。</li> </ul>
<p>●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項</p>	
<p>1 労働者派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を派遣する外国人労働者に明示する</li> <li>派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等</li> </ul> </li> <li>派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。</li> </ul>



<b>2 請負</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負を行う事業主にあっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。</li> <li>雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。</li> <li>外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。</li> </ul>
<b>●外国人労働者の雇用労務責任者の選任</b>	
外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。	
<b>●外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置</b>	
<b>1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。</li> </ul>
<b>2 技能実習生に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。</li> </ul>
<b>3 留学生に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規卒卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るためには留学生の採用も効果的であることに留意すること。</li> <li>新規卒卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。</li> <li>インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。</li> <li>アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。</li> </ul>

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)  
 トップページ > 政策について > 分野別の政策  
 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策



参考

在留資格一覧表

※在留資格ごとに在留期間が定められています（令和2年3月1日現在）  
 ※在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

●就労目的で在留が認められる外国人			
これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。			
在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年（1号）又は無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年又は6月（2号）、1年、6月又は4月（1号）	特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者

## ●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世等

## ●その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特定活動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P7※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

## ●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。  
（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

## 参考

## 外国人の雇用に関する参考情報

### 労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書  
労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。  
（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）



外国語版モデル就業規則  
就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。  
（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）



外国人労働者の安全衛生対策について  
外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。



### 雇用管理関係

高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために、雇用管理改善に役立つ好事例集  
高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやそれを踏まえた企業の取り組みに対するヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。



外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック  
留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくべき12のポイントをまとめています。



### 生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック  
外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載しています。



## 参考

## 外国人の雇用に関するQ&A

### ●募集・採用時において

(Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。 また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるとしていただきます。
(Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	外国人を雇用する場合は、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期限を過ぎていないかを確認する必要があります。また、採用決定後に在留カード等の提示を求められる場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとさせていただきます。

### ●外国人雇用状況の届出について

(Q3) 雇入れの際、氏名や言語などから外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。
(Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
(Q5) 短期のアルバイトで雇入れた外国人の届け出は必要ですか。	必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。
(Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度か雇入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。	可能です。外国人雇用状況届出書（様式第3号）は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。
(Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を受けていることも確認してください。

### ●社会保険などについて

(Q8) 外国人を雇用了らした場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。	労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。
---	--------------------------------

### ●雇用労務責任者について

(Q9) 雇用労務責任者はどのように選任すればよいですか。また、選任した際の手続きはありますか。	外国人労働者の雇用管理業務を担当する人事課長等を選任してください。専任者でなく、兼任としても差し支えありません。また、選任した後のハローワークへの届出などの手続きは不要です。
--	---

## 参考

## 外国人雇用管理アドバイザーのご案内

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

### ご相談時の主なアドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

参考

関係機関のお問い合わせ先

出入国・在留などの手続きに関するお問い合わせ先

地方出入国在留管理局	所在地	電話番号
札幌出入国在留管理局	〒060-0042 札幌市中央区大通り西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-7502(代)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	022-256-6076(代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 港区港南5-5-30	0570-034259 (IP電話・海外から：03-5796-7234)
成田空港支局	〒282-0004 成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階 (審査管理部門)	0476-34-2222(代) 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 大田区羽田空港2-6-4 羽田空港C1Q棟	03-5708-3202(代)
横浜支局	〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720(代)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 名古屋港区正保町5-18	052-559-2150(代)
中部空港支局	〒479-0881 常滑市セントレア1丁目1番地C1Q棟3階	0569-38-7410(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港中一番地	072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024 神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4411(代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852(代)
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-717-5420(代)
那覇支局	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4185(代)

インフォメーションセンター	所在地	電話番号
外国人在留総合インフォメーションセンター	仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、同局横浜支局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、同局神戸支局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に設置	0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112)
相談員配置先	札幌出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局那覇支局に設置	

留学生の就職支援専用事前相談窓口

各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）では、「留学生の就職支援に係る専用窓口」を設置し、留学生や、留学生の雇用を予定している企業からの相談を受け付けています。詳しい内容は法務省のホームページ（[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00014.html)）をご参照ください。



技能実習の実施に関するお問い合わせ先

外国人技能実習機構地方事務所	所在地	電話番号
札幌事務所	〒060-0034 札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	011-596-6470
仙台事務所	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-4-1 読売仙台一番町ビル12階	022-399-6326
東京事務所	〒101-0041 千代田区神田須田町2-7-2 NKビル4階及び7階	03-6433-9211(総務課) 03-6433-9971(指導課) 03-6433-9975(認定課)
水戸支所（東京事務所）	〒310-0062 水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	029-350-8852
長野支所（東京事務所）	〒380-0825 長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	026-217-3556
名古屋事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	052-684-8402
富山支所（名古屋事務所）	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	076-471-8564(総務課・認定課) 076-481-7560(指導課)
大阪事務所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	06-6210-3351(総務課・認定課) 06-6210-3722(指導課)
広島事務所	〒730-0051 広島市中区大手町3-1-9 鯉城広島サンケイビル3階	082-207-3123(総務課・認定課) 082-207-3126(指導課)
高松事務所	〒760-0023 高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	087-802-5850
松山支所（高松事務所）	〒790-0003 松山市三番町7-1-21 シプラルタ生命松山ビル2階	089-909-4110
福岡事務所	〒812-0029 福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	092-710-4070
熊本支所（福岡事務所）	〒860-0806 熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	096-223-5372

参考

外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

外国人雇用サービスセンター	所在地	電話番号
東京 東京外国人雇用サービスセンター	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	0570-011000
愛知 名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階	052-855-3770
大阪 大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階	06-7709-9465
福岡 福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）	所在地	電話番号
北海道 札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル9階	011-233-0222
宮城 仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階	022-726-8055
茨城 土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805 土浦市穴塚1838土浦労働総合庁舎2階	029-822-5124 (32#)
埼玉 埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階	048-650-2234
千葉 千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181 (45#)
千葉 まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸1307-1松戸ビル3階	047-367-8609 (48#)
東京 東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8609
神奈川 横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
新潟 新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階	025-241-8609
石川 金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935 金沢市石引4-17-1石川県本多の森庁舎1階	076-261-9453
静岡 静岡新卒応援ハローワーク	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階	054-654-3003
愛知 愛知新卒応援ハローワーク	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階	052-855-3750
三重 みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階	059-229-9591
京都 京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階	075-280-8614
大阪 大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階	06-7709-9455
兵庫 神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階	078-361-1151
岡山 おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086-222-2904
広島 広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011 広島市中区基町12-8宝ビル6階	082-224-1120
香川 高松新卒応援ハローワーク	〒760-0054 高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内	087-834-8609
福岡 福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608
長崎 長崎新卒応援ハローワーク	〒852-8108 長崎市川口町13-1長崎西洋館3階	095-819-9000



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお気軽にお問い合わせください。

## 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン

出入国在留管理庁  
平成27年2月策定  
平成27年3月改定  
平成29年7月改定  
平成30年4月改定  
平成30年12月改定  
令和元年12月改定  
令和2年4月改定

在留資格の変更については、「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン（改正）」を策定・公表し，このうち，本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校を卒業した留学生が，「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行った場合において，その許否の判断において考慮する事項，これまでの許可事例・不許可事例，提出資料について以下のとおり取りまとめました。

### 1 本邦の大学又は専門学校等（注）を卒業した留学生が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更するために必要な要件

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たって，必要な要件は以下のとおりです。

（注）本邦の大学又は専門学校等には，別紙3に掲げるファッションデザイン教育機関が含まれます。

#### （1）行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

##### ア 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には，国，地方公共団体，独立行政法人，会社，公益法人等の法人のほか，任意団体（ただし，契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また，本邦に事務所，事業所等を有する外国の国，地方公共団体（地方政府を含む。），外国の法人等も含まれ，さらに個人であっても，本邦で事務所，事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には，雇用のほか，委任，委託，嘱託等が含まれますが，特定の機関との継続的なものでなければなりません。また，契約に基づく活動は，本邦において適法に行われるものであること，在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要です。

##### イ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること

（ア）「技術・人文知識・国際業務」については，理学，工学その他の自然科

学の分野又は法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動であることが必要です。

具体的にどのような業務が自然科学や人文科学の分野に属する知識を必要とするものに当てはまるのかは，別紙1の「許可事例」を参照してください。

一般的に，求人の際の採用基準に「未経験可，すぐに慣れます。」と記載のあるような業務内容や，後述の上陸許可基準に規定される学歴又は実務経験に係る要件を満たしていない日本人従業員が一般的に従事している業務内容は，対象となりません。

（イ）行おうとする活動が，「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは，在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって，例えば，「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は，活動全体として見ればごく一部であり，その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない，いわゆる単純な業務や，反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には，「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

また，行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても，それが入社当初に行われる研修の一環であって，今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり，日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には，「技術・人文知識・国際業務」に該当するものと取り扱っています。実務研修に係る取扱いの詳細は別紙4のとおりです。

#### （2）原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること（注）

##### ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり，そのためには，大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

具体的にどのような場合に専攻した科目と従事しようとする業務が関連しているとされるかは，別紙1の「許可事例」を参照してください。

##### ※ 業務との関連性について

大学は，学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし，また，その目的を実現するための教育研究を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項，第2項），このような教育機関としての大学の性格を踏まえ，大学における専攻科目と，従事しようとする業務

の関連性については、従来より柔軟に判断しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第105条第2項）ことから、大学に準じた判断をしています。

他方、専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされている（同法第124条）ことから、専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とします。ただし、直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っています。なお、関連性が認められた業務に3年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

※ 専修学校の専門課程を修了した者については、修了していることのほか、①本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称することができること、②同規程第3条の規定により高度専門士と称することができること、が必要です。

なお、本邦の専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された者が本国の大学も卒業しているときは、専門学校において修得した内容、又は本国の大学において修得した内容が従事しようとする業務と関連していれば、基準を満たすことになります。

（注）別紙3に掲げる教育機関の特定の専攻科・コースを卒業した対象者については、「本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）」に係る上陸許可基準に適合しているものとして取り扱います。

#### イ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

### （3）その他の要件

#### ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事しているような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

#### イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更

新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

## 2 事例

本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を付与された留学生からの「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請について、許可事例、不許可事例、従事しようとする業務と、専攻科目との関連性等に係る考え方は別紙1のとおりです。

## 3 提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可申請に当たって、必要な資料は別紙2のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることがあります。

## 大学を卒業した留学生に係る事例

## ○ 許可事例

- (1) 工学部を卒業した者が、電機製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、技術開発業務に従事するもの。
- (2) 経営学部を卒業した者が、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、翻訳・通訳に関する業務に従事するもの。
- (3) 法学部を卒業した者が、法律事務所との契約に基づき、弁護士補助業務に従事するもの。
- (4) 教育学部を卒業した者が、語学指導を業務内容とする企業との契約に基づき、英会話講師業務に従事するもの。
- (5) 工学部を卒業した者が、食品会社との雇用契約に基づき、コンサルティング業務に従事するもの。
- (6) 経済学部を卒業した者が、ソフトウェア開発会社との契約に基づき、システムエンジニアとして稼働するもの。
- (7) 文学部を卒業し、総合食料品店の本社の総合職として期間の定めなく採用された者が、採用当初2年間実務研修としてスーパーマーケットの店舗において、商品の陳列、レジ打ち、接客及び現場における顧客のニーズ等を修得するものであり、同社のキャリアステッププランでは、日本人の大卒者と同様に2年の研修を修了した後に、本社の営業部門や管理部門、グループ内の貿易会社等において幹部候補者として営業や海外業務に従事することとなっているもの。

## ○ 不許可事例

- (1) 経済学部を卒業した者から、会計事務所との契約に基づき、会計事務に従事するとして申請があったが、当該事務所の所在地には会計事務所ではなく料理店があったことから、そのことについて説明を求めたものの、明確な説明がなされなかったため、当該事務所が実態のあるものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められないことから不許可となったもの。
- (2) 教育学部を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に

基づき現場作業員として採用され、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの。

- (3) 工学部を卒業した者から、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額13万5千円の報酬を受けて、エンジニア業務に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額18万円であることが判明したことから、報酬について日本人と同等額以上であると認められず不許可となったもの。
- (4) 商学部を卒業した者から、貿易業務・海外業務を行っている企業との契約に基づき、海外取引業務に従事するとして申請があったが、申請人は「留学」の在留資格で在留中、1年以上継続して月200時間以上アルバイトとして稼働していたことが今次申請において明らかとなり、資格外活動許可の範囲を大きく超えて稼働していたことから、その在留状況が良好であるとは認められず、不許可となったもの。
- (5) 経営学部を卒業した者から飲食チェーンを経営する企業の本社において管理者候補として採用されたとして申請があったが、あらかじめ「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事することが確約されているものではなく、数年間に及び期間未確定の飲食店店舗における接客や調理等の実務経験を経て、選抜された者のみが最終的に「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務へ従事することとなるようなキャリアステッププランであったことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとして採用された者に一律に課される実務研修とは認められず、不許可となったもの。

## 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 1

## ○ 許可事例

- (1) マンガ・アニメーション科において、ゲーム理論、CG、プログラミング等を履修した者が、本邦のコンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、ゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 電気工学科を卒業した者が、本邦のTV・光ファイバー通信・コンピューターLAN等の電気通信設備工事等の電気工事の設計・施工を業務内容とする企業との契約に基づき、工事施工図の作成、現場職人の指揮・監督等に従事するもの。

- (3) 建築室内設計科を卒業した者が、本邦の建築設計・設計監理、建築積算を業務内容とする企業との契約に基づき、建築積算業務に従事するもの。
- (4) 自動車整備科を卒業した者が、本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。
- (5) 国際IT科においてプログラミング等を修得して卒業した者が、本邦の金属部品製造を業務内容とする企業との契約に基づき、ホームページの構築、プログラミングによるシステム構築等の業務に従事するもの。
- (6) 美容科を卒業した者が、化粧品販売会社において、ビューティーアドバイザーとしての活動を通じた美容製品に係る商品開発、マーケティング業務に従事するもの。
- (7) ゲームクリエイター学科において、3DCG、ゲーム研究、企画プレゼン、ゲームシナリオ、制作管理、クリエイター研究等を履修した者が、ITコンサルタント企業において、ゲームプランナーとして、海外向けゲームの発信、ゲームアプリのカスタマーサポート業務に従事するもの。
- (8) ロボット・機械学科においてCAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、マイコン制御等を履修した者が、工作機械設計・製造を行う企業において、機械加工課に配属され、部品図面の確認、精度確認、加工設備のプログラム作成等の業務に従事し、将来的に部署の管理者となることが予定されているもの。
- (9) 情報システム開発学科においてC言語プログラミング、ビジネスアプリケーション、ネットワーク技術等を履修した者が、電気機械・器具製造を行う企業において、現場作業用システムのプログラム作成、ネットワーク構築を行うもの。
- (10) 国際コミュニケーション学科において、コミュニケーションスキル、接遇研修、異文化コミュニケーション、キャリアデザイン、観光サービス論等を履修した者が、人材派遣、人材育成、研修サービス事業を運営する企業において、外国人スタッフの接遇教育、管理等のマネジメント業務を行うもの。
- (11) 国際ビジネス学科において、観光概論、ホテル演習、料飲実習、フードサービス論、リテールマーケティング、簿記、ビジネスマナー等を履修した者が、飲食店経営会社の本社事業開発室において、アルバイトスタッフの採用、教育、入社説明資

料の作成を行うもの。

- (12) 観光・レジャーサービス学科において、観光地理、旅行業務、セールスマーケティング、プレゼンテーション、ホスピタリティ論等を履修した者が、大型リゾートホテルにおいて、総合職として採用され、フロント業務、レストラン業務、客室業務等についてもシフトにより担当するとして申請があったため、業務内容の詳細を求めたところ、一部にレストランにおける接客、客室備品オーダー対応等「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれていたが、申請人は総合職として雇用されており、主としてフロントでの翻訳・通訳業務、予約管理、ロビーにおけるコンシェルジュ業務、顧客満足度分析等を行うものであり、また、他の総合職採用の日本人従業員と同様の業務であることが判明したものの。
- (13) 工業専門課程のロボット・機械学科において、基礎製図、CAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、プロダクトデザイン等を履修し、金属工作機械を製造する会社において、初年度研修の後、機械の精度調整、加工設備のプログラム作成、加工工具の選定、工作機械の組立作業等に従事するとして申請があり、同社において同様の業務に従事する他の日本人従業員の学歴、職歴、給与等について説明を求めたところ、同一の業務に従事するその他の日本人は、本邦の理工学部を卒業した者であり、また、同一業務の求人についても、大卒相当程度の学歴要件で募集しており、給与についても申請人と同額が支払われていることが判明したものの。

## ○ 不許可事例

(専攻科目と従事する業務内容の関連性以外の判断)

- (1) 日中通訳翻訳学科を卒業した者から、輸出入業を営む企業との雇用契約に基づき、月額17万円の報酬を受けて、海外企業との契約書類の翻訳業務及び商談時の通訳に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額20万円であることが判明したため、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。
- (2) 情報システム工学科を卒業した者から、本邦の料理店経営を業務内容とする企業との契約に基づき、月額25万円の報酬を受けて、コンピューターによる会社の会計管理(売上、仕入、経費等)、労務管理、顧客管理(予約の受付)に関する業務に従事するとして申請があったが、会計管理及び労務管理については、従業員が12名という会社の規模から、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があると

は認められないこと、顧客管理の具体的な内容は電話での予約の受付及び帳簿への書き込みであり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないことから不許可となったもの。

- (3) ベンチャービジネス学科を卒業した者から、本邦のバイクの修理・改造、バイク関連の輸出入を業務内容とする企業との契約に基づき、月額19万円の報酬を受けて、バイクの修理・改造に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、フレームの修理やパンクしたタイヤの付け替え等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (4) 国際情報ビジネス科を卒業した者から、本邦の中古電子製品の輸出・販売等を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万円の報酬を受けて、電子製品のチェックと修理に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、パソコン等のデータ保存、バックアップの作成、ハードウェアの部品交換等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないため不許可となったもの。
- (5) 専門学校における出席率が70%である者について、出席率の低さについて理由を求めたところ、病気による欠席であるとの説明がなされたが、学校の欠席期間に資格外活動に従事していたことが判明し、不許可となったもの。
- (6) ビルメンテナンス会社において、将来受け入れる予定の外国人従業員への対応として、通訳業務、技術指導業務に従事するとして申請があったが、将来の受入れ予定について何ら具体化しておらず、受入れ開始までの間については、研修を兼ねた清掃業務に従事するとして申請があり、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (7) ホテルにおいて、予約管理、通訳業務を行うフロントスタッフとして採用され、入社当初は、研修の一環として、1年間は、レストランでの配膳業務、客室清掃業務にも従事するとして申請があったが、当該ホテルにおいて過去に同様の理由で採用された外国人が、当初の研修予定を大幅に超え、引き続き在留資格該当性のない、レストランでの配膳業務、客室清掃等に従事していることが判明し不許可となったもの。
- (8) 人材派遣会社に雇用され、派遣先において、翻訳・通訳業務に従事するとして申

請があったが、労働者派遣契約書の職務内容には、「店舗スタッフ」として記載されており、派遣先に業務内容を確認したところ、派遣先は小売店であり、接客販売に従事してもらうとの説明がなされ、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。

- (9) 電気部品の加工を行う会社の工場において、部品の加工、組み立て、検査、梱包業務を行うとして申請があったが、当該工場には技能実習生が在籍しているところ、当該申請人と技能実習生が行う業務のほとんどが同一のものであり、申請人の行う業務が高度な知識を要する業務であるとは認められず、不許可となったもの。
- (10) 栄養専門学校において、食品化学、衛生教育、臨床栄養学、調理実習などを履修した者が、菓子工場において、当該知識を活用して、洋菓子の製造を行うとして申請があったところ、当該業務は、反復訓練によって従事可能な業務であるとして、不許可となったもの。
- (専攻した科目との関連性が認められず、不許可となったもの)  
※コース名、学科名から修得内容が明確なものは専攻科目を記載していない。
- (1) 声優学科を卒業した者が、外国人客が多く訪れる本邦のホテルとの契約に基づき、ロビースタッフとして翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (2) イラストレーション学科を卒業した者から、人材派遣及び有料職業紹介を業務内容とする企業との契約に基づき、外国人客が多く訪れる店舗において、翻訳・通訳を伴う衣類の販売業務に従事するとして申請があったが、その業務内容は母国語を生かした接客業務であり、色彩、デザイン、イラスト画法等の専攻内容と職務内容との間に関連性があるとは認められず、また翻訳・通訳に係る実務経験もないため不許可となったもの。
- (3) ジュエリーデザイン科を卒業した者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、外国人客からの相談対応、通訳や翻訳に関する業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (4) 国際ビジネス学科において、英語科目を中心に、パソコン演習、簿記、通関業務、貿易実務、国際物流、経営基礎等を履修した者が、不動産業（アパート賃貸等）を営む企業において、営業部に配属され、販売営業業務に従事するとして申請があつ



たが、専攻した中心科目は英語であり、不動産及び販売営業の知識に係る履修はごくわずかであり、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。

(5) 国際ビジネス学科において、経営戦略、貿易実務、政治経済、国際関係論等を履修した者が、同国人アルバイトが多数勤務する運送会社において、同国人アルバイト指導のための翻訳・通訳業務及び労務管理を行うとして申請があったが、教育及び翻訳・通訳業務と専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。

(6) 国際コミュニケーション学科において、接遇、外国語学習、異文化コミュニケーション、観光サービス論等を履修した者が、飲食店を運営する企業において、店舗管理、商品開発、店舗開発、販促企画、フランチャイズ開発等を行うとして申請があったが、当該業務は経営理論、マーケティング等の知識を要するものとして、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。

(7) 接遇学科において、ホテル概論、フロント宿泊、飲料衛生学、レストランサービス、接遇概論、日本文化等を履修した者が、エンジニアの労働者派遣会社において、外国人従業員の管理・監督、マニュアル指導・教育、労務管理を行うとして申請があったが、専攻した科目と当該業務内容との関連性が認められず不許可となったもの。

## 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 2

「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請のうち、特に「翻訳・通訳」業務に従事するとして申請を行うケースが多いところ、当該業務についての、専修学校における専攻との関連性等について示すこととします。

なお、専修学校における専攻との関連性のみならず、当然のことながら、実際に翻訳・通訳業務に従事することができるだけの能力を有していること、就職先に翻訳・通訳を必要とする十分な業務量があることが必要です。そのため、能力を有することの証明のほか、何語と何語間についての翻訳・通訳を行うのか、どういった業務があるのか、必要に応じ説明を求めることがあります。

専修学校における専攻との関連性としては、履修科目に「日本語」に関連する科目が相当数含まれている場合であっても、留学生が専門分野の科目を履修するために必要な専門用語を修得するための履修である場合や、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるもの、同一の専門課程において、日本人学生については免除されている（日本人が履修の対象となっていない）ような「日本語」の授業の履修については、翻訳・通訳業務に必要な科目を専攻して卒業したものとは認められません。事例については以下のとおりです。

### ○ 許可事例

(1) 翻訳・通訳学科において、通訳概論、言語学、通訳演習、通訳実務、翻訳技法等を専攻科目として履修した者が、出版社において出版物の翻訳を行うとして申請があったもの。

(2) 国際ビジネス学科において、貿易論、マーケティング等の経営学に係る科目を中心に履修しているが、ビジネス通訳実務、ビジネス翻訳実務、通訳技巧などの翻訳・通訳に特化した科目を専門科目において履修した者が、商社の海外事業部において、商談の通訳及び契約資料の翻訳を行うとして申請があったもの。

(3) 国際教養学科において、卒業単位が70単位であるところ、経営学、経済学、会計学等のほか、日本語、英語、ビジネス文書、ビジネスコミュニケーション等文章表現等の取得単位が合計30単位認定されており、日本語能力試験N1に合格している者が、渉外調整の際の通訳を行うとして申請があったもの。

### ○ 不許可事例

(1) CAD・IT学科において、専門科目としてCAD、コンピュータ言語、情報処理概論等を履修し、一般科目において日本語を履修したが、日本語の取得単位が、卒業単位の約2割程度しかなく、当該一般科目における日本語の授業については、

留学生を対象とした日本語の基礎能力の向上を図るものであるとして、不許可となったもの。

- (2) 国際ビジネス専門学科において、日本語、英語を中心とし、経営学、経済学を履修したが、当該学科における日本語は、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるものであり、通訳・翻訳業務に必要な高度な日本語について専攻したものとは言えず不許可となったもの。
- (3) 国際コミュニケーション学科において、日本語の文法、通訳技法等を履修した者が、新規開拓を計画中とする海外事業分野において、日本語が堪能である申請人を通訳人として必要とする旨の雇用理由書が提出されたが、申請人の成績証明書及び日本語能力を示す資料を求めたところ、日本語科目全般についての成績は、すべてC判定（ABCの3段階評価の最低）であり、その他日本語能力検定等、日本語能力を示す資料の提出もないことから、適切に翻訳・通訳を目的とした業務を行うものとは認められず不許可となったもの。
- (4) 通訳・翻訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、ビル清掃会社において、留学生アルバイトに対する通訳及びマニュアルの翻訳に従事するとして申請があったが、留学生アルバイトは通常一定以上の日本語能力を有しているものであり、通訳の必要性が認められず、また、マニュアルの翻訳については常時発生する業務ではなく、翻訳についても業務量が認められず不許可となったもの。
- (5) 翻訳・通訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、稼働先が飲食店の店舗であり、通訳と称する業務内容は、英語で注文を取るといった内容であり、接客の一部として簡易な通訳をするにとどまり、また、翻訳と称する業務が、メニューの翻訳のみであるとして業務量が認められず不許可となったもの。
- (6) 日本語・日本文化学科を卒業した者が、人材派遣及び物流を業務内容とする企業との契約に基づき、商品仕分けを行う留学生のアルバイトが作業する場所を巡回しながら通訳業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、自らも商品仕分けのシフトに入り、アルバイトに対して指示や注意喚起を通訳するというものであり、商品仕分けを行うアルバイトに対する通訳の業務量が認められず不許可となったもの。

## 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により在留する外国人が採用当初に行う実務研修に係る在留審査上の取扱は下記のとおりです。

### 1 実務研修の取扱

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには、当該在留資格に該当する活動、すなわち、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務に従事することが必要です。

他方で、企業においては、採用当初等に一定の実務研修期間が設けられていることがあるところ、当該実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動（例えば、飲食店での接客や小売店の店頭における販売業務、工場のライン業務等）であっても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間中の活動を全体として捉えて、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、その相当性を判断した上で当該活動を「技術・人文知識・国際業務」の在留資格内で認めています。

### 2 「在留期間中」の考え方

この研修期間を含めた在留資格該当性の判断は、「在留期間中の活動を全体として捉えて判断する」ところ、ここでいう「在留期間中」とは、一回の許可毎に決定される「在留期間」を意味するものではなく、雇用契約書や研修計画に係る企業側の説明資料等の記載から、申請人が今後本邦で活動することが想定される「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する期間全体を意味します。

そのため、例えば、今後相当期間本邦において「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事することが予定されている方（雇用期間の定めなく常勤の職員として雇用された方など）が、在留期間「1年」を決定された場合、決定された1年間全て実務研修に従事することも想定されます。

他方で、雇用契約期間が3年間のみで、契約更新も予定されていないような場合、採用から2年間実務研修を行う、といったような申請は認められないこととなります。

なお、採用から1年間を超えて実務研修に従事するような申請については、下記3に規定する研修計画の提出を求め、実務研修期間の合理性を審査します。

### 3 研修計画等

研修期間として部分的に捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動を行う必要がある場合、必要に応じ、受入機関に対し日本人社員を含めた入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容を示す資料の提出をお願いすることがあります。

当該実務研修に従事することについての相当性を判断するに当たっては、当該実務研修が外国人社員だけに設定されている場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由（日本語研修を目的としたようなもの等）がある場合を除き、当該実務研修に従事することについての相当性があるとは認められません。

なお、採用当初に行われる実務研修の他、キャリアステップの一環として、契約期間の途中で実施されるような実務研修についても、同様に取り扱っています。

### 4 在留期間の決定について

これら実務研修期間が設けられている場合、実務研修を修了した後、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「1年」を決定することとなります。

なお、在留期間更新時に当初の予定を超えて実務研修に従事する場合、その事情を説明していただくこととなりますが、合理的な理由がない場合、在留期間の更新が認められないこととなります。

「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について

平成29年9月  
法務省入国管理局

日本の魅力を世界へ発信するクールジャパン戦略が推進され、日本のコンテンツ等に対する外国からの関心が高まっていることを受け、アニメ、ファッション・デザイン、食などを学びに来た留学生が、引き続き本邦で働くことを希望する場合等において、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方や許可・不許可に係る具体的な事例を以下のとおり公表します。

#### 1 在留資格に該当する活動

外国人が日本の大学又は専門学校においてアニメ又はファッション・デザインに関連する科目を履修して卒業し（専門学校卒業者については、「専門士」又は「高度専門士」の称号を付与された者に限る。）、これらの知識を用いて日本の企業に就職を希望する場合、一般的には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになります。

当該在留資格に該当する活動内容は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」と規定されています。下記2に具体的な事例を挙げていますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動であって、単に経験を積んだことにより有している技術・知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を要するものでなければなりません。

なお、日本で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、上記の活動に該当しない業務に一時的に従事する場合であっても、それが企業における研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないような場合は、在留資格の変更が許可されるケースがあります（下記2の許可事例（3）、（7）及び（12）参照）。このようなケースに該当する場合は、当該企業に雇用される社員（日本人社員を含む。）の入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容等に係る資料の提出をお願いする場合があります。

また、食分野における就労についても、従事する職務内容に応じて、上記のとおり在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになるほか、日本料理の調理師としての就労を希望する方で、農林水産省が実施する「日本料理海外普及人材育成事業」の対象となる場合は、在留資格「特定活動」による就労が認められます（参考URL：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/ikusei/>）。なお、我が国において外国料理の調理師として就労する場合には、在留資格「技能」への該当性を審査することになります。

(注) 在留資格を変更する場合の一般的な考え方については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を、また、在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格を変更する場合の一般的な考え方については、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」を御参照ください。

参考URL：

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00058.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00058.html)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00091.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html)

## 2. 具体的な事例

### ○ 許可事例

#### <アニメーション分野>

- (1) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、コンピュータ関連サービスを業務とする会社においてキャラクターデザイン等のゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動に従事するもの。
- (3) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、入社当初の6ヶ月程度背景の色付け等の指導を受けながら行いつつ、その後は絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動に従事するもの。

#### <ファッション・デザイン分野>

- (4) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、デザイン事務所においてデザイナーとして創作業務に従事するもの。
- (5) 大学の工学部を卒業した外国人が、自動車メーカーにおいてカーデザイナーとして自動車デザインに係る業務に従事するもの。

(6) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社においてファッションコーディネーターとして商品の企画販促や商品ディスプレイの考案等に従事するもの。

(7) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社の海外広報業務を行う人材として採用された後、国内の複数の実店舗で3か月間販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で海外広報業務に従事するもの。

(8) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社において、パタンナーとして、裁断・縫製等の制作過程を一部伴う創作活動に従事するもの。

#### <美容分野>

(9) 本邦の専門学校において美容に関する専門課程を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、海外展開を予定する化粧品会社における海外進出準備のための企画・マネジメント業務に従事するもの。

(10) 本邦の専門学校において美容に関する専門課程を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、ヘアウィッグやヘアエクステンション等の商品開発及び営業販売の業務に従事するもの。

#### <食分野>

(11) 本邦の専門学校において栄養管理学等に係る課程を卒業し、専門士の称号を取得した外国人が、食品会社の研究開発業務に従事するもの。

(12) 本邦の専門学校において経営学に係る学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、飲食店チェーンの海外展開業務を行う人材として採用された後、本社における2か月の座学を中心とした研修及び国内の実店舗での3か月の販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で海外展開業務に従事するもの。

(13) 本邦の調理師養成施設において調理師免許の取得資格を得た外国人が、農林水産省が実施する「日本料理海外普及人材育成事業」の対象となって、5年間調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するもの。

(14) フランス国籍を有する者がドイツにおいてイタリア料理の調理師として10年間活動した後、我が国においてイタリア料理の調理に係る業務に従事するもの。

### ○ 不許可事例

#### <アニメーション分野>

(1) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士

平成27年12月

法務省入国管理局

の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、主体的な創作活動を伴わない背景画の色付け作業等の補助業務にのみ従事するもの。

<ファッション・デザイン分野>

- (2) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社において、主体的な創作活動を伴わない裁断・縫製等の制作過程に従事するもの。
- (3) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社の店舗において専ら接客・販売業務に従事するもの。
- (4) 本邦の専門学校において主に経理を学んで卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、衣料品販売店において専ら販売業務に従事するもの。

<美容分野>

- (5) 本邦の専門学校において美容学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、美容師やネイリストとして業務に従事するもの。
- (6) 本邦の専門学校において美容学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、海外展開を予定する化粧品会社に雇用され、同社の海外進出準備のための企画・マネジメント業務を行うため1年間の座学及び実地研修を行うとして申請があったが、実際には、同社で同じ業務に就く日本人は4か月で実地研修が終わるのに対し、当該外国人については店舗を替えながら実地研修をするという名目で1年間に渡って販売・接客業務をさせる計画であったことが、審査の過程で明らかになったもの。

<食分野>

- (7) 本邦の専門学校において経営学に係る学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、飲食店チェーンにおいて3年間の滞在予定で海外展開業務を行うとして申請があったが、実際には、入社後2年間は実地研修の名目で店舗での調理・接客業務に従事させる計画であったことが審査の過程で明らかになったもの。

『日本再興戦略』改訂2015』及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」における指摘を踏まえ、訪日外国人旅行者数が増大する中、外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル・旅館等における接遇を向上させる観点から、外国人がホテルや旅館等の宿泊施設での就労を希望する場合について、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請人の予見可能性を高めるため、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を以下のとおり公表します。

1 在留資格に該当する活動

例えば、本邦若しくは外国の大学又は本邦の専門学校を卒業した外国人がホテル・旅館等の宿泊施設における業務に従事する場合、地方入国管理官署において「在留資格認定証明書交付申請」又は「在留資格変更許可申請」を行うことが必要です。この場合、一般的には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになります。当該在留資格に該当すると認められるためには、申請人が従事しようとする業務が「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」でなければなりません。また、以下の（1）又は（2）の要件、かつ（3）の要件を満たす必要があります。

なお、日本で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、下記の活動に該当しない業務に従事することは認められませんが、それが企業における研修の一環であって当該業務に従事するのは採用当初の時期に留まる、といった場合には許容されます（下記2の「許可事例」④及び「不許可事例」⑥参照）。このようなケースに該当する場合には、当該企業に雇用される従業員（日本人を含む）の入社後のキャリアステップや各段階における具体的な職務内容と当該研修の内容との関係等に係る資料の提出をお願いすることがあります。

また、業務に従事する中で、一時的に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務を行わざるを得ない場面も想定されます（例えば、フロント業務に従事している最中に団体客のチェックインがあり、急遽、宿泊客の荷物を部屋まで運搬することになった場合な

ど)。こうした場合に当該業務を行ったとしても、入管法上直ちに問題とされるものではありませんが、結果的にこうした業務が在留における主たる活動になっていることが判明したような場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を行っていないとして、在留期間更新を不許可とする等の措置がとられる可能性があります。

(1) 申請人が「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」に従事しようとする場合は、従事する業務について次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。

- ① 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ② 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。  
※ただし、「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与された者に限られます。
- ③ 10年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

#### 《留意点》

- ・ 従事しようとする業務は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を必要とする業務でなければなりません。
- ・ 従事しようとする業務と大学等又は専修学校において専攻した科目とがある程度関連していることが必要となります。なお、①の大学（本邦所在・外国所在を問わない）を卒業した者については、大学の教育機関としての性格を踏まえ、専攻科目と従事しようとする業務の関連性は比較的緩やかに判断することとしています。

(2) 申請人が「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

- ① 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。
- ② 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。

#### 《留意点》

- ・ 当該業務は、外国に特有な文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法や感受性を必要とする業務であって、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければなりません。

(3) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

## 2 具体的な事例

(注) 以下に挙げている事例は許可・不許可の一例であり、個々の事案についての可否は個別の審査を経て判断されますのでご注意ください。

### 《許可事例》

- ① 本国において大学の観光学科を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき、月額約22万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等に従事するもの
- ② 本国において大学を卒業した者が、本国からの観光客が多く利用する本邦の旅館との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、集客拡大のための本国旅行会社との交渉に当たっての通訳・翻訳業務、従業員に対する外国語指導の業務等に従事するもの
- ③ 本邦において経済学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の空港に隣接するホテルとの契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、集客拡大のためのマーケティングリサーチ、外国人観光客向けの宣伝媒体（ホームページなど）作成などの広報業務等に従事するもの
- ④ 本邦において経営学を専攻して大学を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき総合職（幹部候補生）として採用された後、2か月間の座学を中心とした研修及び4か月間のフロントやレストランでの接客研修を経て、月額約30万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客からの要望対応、宿泊プランの企画立案業務等に従事するもの
- ⑤ 本邦の専門学校において日本語の翻訳・通訳コースを専攻して卒業し、専門士の称号を付与された者が、外国人観光客が多く利用する本邦の旅館において月額約20万円の報酬を受けて、フロントでの外国語を用いた案内、外国語版ホームページの作成、館内案内の多言語表示への対応のための翻訳等の業務等に従事するもの
- ⑥ 本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務を専攻し、専門士の称号を付与された者が、宿泊客の多くを外国人が占めているホテルにおいて、修得した知識を活かしてのフロント業務や、宿泊プランの企画立案等の業務に従事するもの
- ⑦ 海外のホテル・レストランにおいてマネジメント業務に10年間従事していた者が、国際的に知名度の高い本邦のホテルとの契約に基づき、月額60万円の報酬を受けてレストランのコンセプトデザイン、宣伝・広報に係る業務に従事するもの

### 《不許可事例》

- ① 本国で経済学を専攻して大学を卒業した者が、本邦のホテルに採用されるとして申請があったが、従事する予定の業務に係る詳細な資料の提出を求めたところ、主たる

業務が宿泊客の荷物の運搬及び客室の清掃業務であり、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの

- ② 本邦で日本語学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の旅館において、外国人宿泊客の通訳業務を行うとして申請があったが、当該旅館の外国人宿泊客の大半が使用する言語は申請人の母国語と異なっており、申請人が母国語を用いて行う業務に十分な業務量があるとは認められないことから不許可となったもの
- ③ 本邦で商学を専攻して大学を卒業した者が、新規に設立された本邦のホテルに採用されるとして申請があったが、従事しようとする業務の内容が、駐車誘導、レストランにおける料理の配膳・片付けであったことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの
- ④ 本邦で法学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の旅館との契約に基づき月額約15万円の報酬を受けて、フロントでの外国語を用いた予約対応や外国人宿泊客の館内案内等の業務を行うとして申請があったが、申請人と同時期に採用され、同種の業務を行う日本人従業員の報酬が月額約20万円であることが判明し、額が異なることについて合理的な理由も認められなかったことから、報酬について日本人が従事する場合と同等額以上と認められず不許可となったもの
- ⑤ 本邦の専門学校において服飾デザイン学科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦の旅館との契約に基づき、フロントでの受付業務を行うとして申請があったが、専門学校における専攻科目と従事しようとする業務との間に関連性が認められないことから不許可となったもの
- ⑥ 本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務等を専攻し、専門士の称号を付与された者が、本邦のホテルとの契約に基づき、フロント業務を行うとして申請があったが、提出された資料から採用後最初の2年間は実務研修として専らレストランでの配膳や客室の清掃に従事する予定であることが判明したところ、これらの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格には該当しない業務が在留期間の大半を占めることとなるため不許可となったもの

## 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

出入国在留管理庁  
令和元年5月策定  
令和2年2月改定

今般、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生（以下「本邦大学卒業者」という。）の就職支援を目的として、法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」の一部が改正され、本邦大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。

本ガイドラインにおいては、新たな制度の基本的考え方や用語の解説のほか、具体的に認められる業務内容、提出資料等について取りまとめています。

### 1 本制度の概要

本制度は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

ただし、法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。

### 2 対象者

本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

現に有する在留資格が「留学」の方からの在留資格変更許可申請に限らず、次の（1）及び（2）の要件を満たす方であれば、例えば、本邦の大学を卒業後に帰国した方や、他の就労資格で活動していた方も対象となります。

#### （1）学歴について

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

#### （2）日本語能力について

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です。

※ 日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

※ 本制度において「日本語」を専攻したとは、日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味します。

### 3 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

### 4 「本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

※ 「学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」とは、一般的に、大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）を意味します。

### 5 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの（日本人に対する接客販売業務を行うことも可能です。）

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

エ ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

オ タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（通常のタクシードライバ

ーとして乗務することも可能です。）。

※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。

※ タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第86条第1項）を取得する必要がありますが、第二種免許は、個人の特定の市場への参入を規制することを目的とするものではないことから、いわゆる業務独占資格には該当しません。

カ 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

キ 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。

※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

### 6 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について

(1) 申請内容に基づき、「指定する活動」として以下のとおり活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるため、在留資格変更許可申請が必要です。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機関名：

本店所在地：



(2) 指定書に記載される機関名は、契約先の所属機関名であるため、例えば同一法人（法人番号が同一の機関）内の異動や配置換え等については、在留資格変更手続は不要です。

他方で、転職等により契約の相手方が変更となった場合は、新たに活動先となる機関を指定する必要があるため、在留資格変更許可申請が必要です。

(3) 当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であることから、フルタイムの職員としての稼働に限られ、短時間のパートタイムやアルバイトは対象になりません。

(4) 契約機関の業務に従事する活動のみが認められ、派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。

(5) 契約機関が適切に雇用管理を行っている必要があることから、社会保険の加入状況等についても、必要に応じ確認を求めることになります。

## 7 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

一定の報酬額を基準として一律に判断するものではなく、地域や個々の企業の賃金体系を基礎に、同種の業務に従事する日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断します。

また、本制度の場合、昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とします。

その他、元留学生が本国等において就職し、実務経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっていることについても確認します。

## 8 その他

(1) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請においては、次の事項についても確認します。

ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事していたような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで及び第19条の15に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納等の義務を履行していることが必要です。

(2) 家族の滞在

上記6(1)の活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子については「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)の在留資格で、日常的な活動が認められます。

(3) 在留期間について

在留期間は、5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されますが、原則として、「留学」の在留資格からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許可時に決定される在留期間は、「1年」となります。

## 9 提出資料

「特定活動」(本邦大学卒業者)及び「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)に係る在留諸申請に当たって必要な資料は別紙のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることがあります。

外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号））に係るガイドライン

出入国在留管理庁  
令和2年5月策定

本邦において外国の学生がインターンシップを行う場合、活動内容等に応じた在留資格が決定され、一定期間の活動が認められます。

我が国においてインターンシップは、一般的に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」として幅広くとらえられており、これを体験する学生（以下「インターンシップ生」という。）、学生を送り出す大学、学生を受け入れる企業等それぞれにとって様々な意義を有するものですが、近時、十分な指導体制がないまま多数のインターンシップ生を受け入れる事例、インターンシップを労働力の確保の手段としている事例等、一部の受入れ機関において不適切なインターンシップの実態が確認されています。

このような背景を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月関係閣僚会議決定）においては、「「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の要件や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。」とされました。

本ガイドラインは、これを受けて、外国の大学の学生をインターンシップで受け入れる場合に主に活用される在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号（以下「特定活動告示第9号」という。））により認められる具体的な活動内容やインターンシップ生の受入れに求められる実施体制等について明らかにし、適正なインターンシップの利用促進を図るものです。

なお、従事しようとする活動内容について他の法令等により別途要件が求められているものについては、その趣旨を踏まえ、当該要件についても確認するよう留意願います。

## 第1 インターンシップの基本的な考え方

インターンシップとは、一般的に、学生が在学中に企業等において自らの専攻及び将来のキャリアに関連した実習・研修的な就業体験を行うものであることから、インターンシップ生を受け入れる企業等においては、産学連携による人材育成の観点を見据えた広い見地からの対応が求められるとともに、適正な体制を整備した上で、インターンシップ生が所属する大学とも連携しながら、教育・訓練の目的や方法を明確化するなど、効果的なインターンシップ計画を立案することが重要です。

## 第2 「特定活動」（特定活動告示第9号）に基づくインターンシップ

### 1 「特定活動」（特定活動告示第9号）の概要

(1) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）（抜粋）

九 外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

### (2) 用語の解釈

#### ア 「外国の大学の学生」

学位の授与される教育課程であれば、短期大学・大学院も対象となります。

なお、学生については、本邦入国時に18歳以上である者に限ります。

#### イ 「当該教育課程の一部として」

大学教育の一環であることから、外国の大学において専攻している科目と関連する業務に従事するなどにより、インターンシップにおいて修得する知識・経験等が大学において学業の一環として適正に評価されることが必要です。したがって、基本的には一定の知識・技術等を身につけることが可能な活動である必要があり、大学生に求められる知識や教養の向上に資するとは認められないような、同一の作業の反復に主として従事するものについては認められません。

#### ウ 「大学と本邦の公私の機関との間の契約」

外国の大学と受入れ機関となる本邦の企業等との間でインターンシップ生の受入れに係る契約を締結する際には、以下の事項を契約内容に含めた上で、インターンシップ生が当該内容を理解していることが必要です。

なお、報酬額や控除費目等に関しては、受入れ機関とインターンシップ生との間で、別途締結する「雇用契約書」等により当該事項に関する詳細を併せて規定しても差し支えありません。

また、契約先である受入れ機関に複数の事業所がある場合においては、実際にインターンシップを実施する事業所を明らかにしてください。

#### (ア) インターンシップの目的

教育課程の一部として、大学において修得する知識や教養に資する知識や技術等を、社会実践を通じて修得させることにより、人材育成に寄与することが目的とされていること。

#### (イ) 大学における単位科目及び取得単位数

インターンシップにより大学から与えられる単位科目及び単位取得数又はインターンシップの実施による卒業要件が明確であること。

(ウ) インターンシップの期間

1年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の2分の1を超えない期間であること。

(エ) 報酬及び支払方法

インターンシップ生に対する時給・日給・月給の別及び当該金額並びに銀行振込み又は現金支給等の別が明確であること。

(オ) 控除費目及び控除額

報酬から控除される住居費、光熱費等の控除費目及び控除額が明確であること。

なお、光熱費等について実費を控除するときは、1月当たりの目安となる金額が明示されていること。

(カ) 保険内容及び負担者

インターンシップ活動中における疾病、事故等における補償等が明確であること。

(キ) 旅費負担者

往復旅費及び日本国内における移動旅費の負担者が明確であること。

(ク) 大学に対する報告

インターンシップ実施状況について大学に報告させることとしており、受入れ機関におけるインターンシップ実施状況に関する大学への報告について、報告の時期及び報告すべき事項が明確であること。

(ケ) 契約の解除

やむを得ず契約を解除し、インターンシップを中止する場合の要件が明確であること。

エ 「当該機関の業務に従事する活動」

受入れ機関の下で業務に従事する必要があるが、派遣先における活動は認められません。

## 2 インターンシップの実施体制について

在留資格「特定活動」によるインターンシップは、長期にわたり報酬を受けながら本邦において活動するものであり、特にそのインターンシップ生の保護のため、受入れ機関は、インターンシップが「教育課程の一部」であることを理解した上でインターンシップ生を受け入れるに足りる十分な実施体制を確保している必要があるところ、原則として、次のいずれにも該当する場合に当該実施体制があるものとして取り扱います。

### (1) インターンシップ生の受入れ・指導体制等

ア 受入れ機関がインターンシップ生を労働力確保の手段として受け入れるものでないことを十分に認識していること（「大学と本邦の公私の機関との間の契約」の内容により判断されます。）。

イ 次に掲げる事項を統括管理するインターンシップ責任者を選任していること。

(ア) 外国の大学との間の契約に関すること。

(イ) インターンシップの実施計画の作成及び評価に関すること。

(ウ) インターンシップ生の受入れの準備に関すること。

(エ) インターンシップ生の生活支援及び保護に関すること。

(オ) インターンシップ生の労働条件、安全及び衛生に関すること。

(カ) インターンシップ生からの相談・苦情への対応に関すること。

(キ) 地方出入国在留管理官署及びその他関係機関との連絡調整に関すること。

(ク) その他適切な支援に関すること。

ウ インターンシップを行う事業所に所属する受入れ機関の常勤の役員又は職員であって、インターンシップ生が従事する業務について1年以上の経験を有するインターンシップ指導員（インターンシップ責任者との兼任可）を選任していること。

エ 受入れ機関又はその役員若しくはその職員が、インターンシップ生、技能実習生その他の外国人の受入れに関して、人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。

オ 受入れ機関並びにその役員、インターンシップ責任者及びインターンシップ指導員が、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令の規定に違反していないこと。

カ 受入れ機関において、インターンシップ生との間で、外国の大学との間の契約に反する内容の取決めをしていないこと。

キ 国外及び国内における費用（旅費のほか食費、住居費等名目のいかなを問わず、インターンシップの実施に要する費用）について、インターンシップ生に明示し、費用負担者及び負担金額等について合意していること。

（注）インターンシップ生が定期的に負担する費用がある場合は、インターンシップ生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で受入れ機関との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する適正な額であることが必要です。

ク インターンシップ生が行おうとする活動に係る諸条件や報酬額等をインターンシップ生に明示し、合意していること（「雇用契約書」等により確認します。）。

ケ 過去にインターンシップ生を受け入れた機関においては、過去のインターンシップが適切に実施されたものであること。仮に不適切な対応があった場合には、十分な再発防止策が講じられていること。

コ 地方出入国在留管理官署による実地調査等が行われる場合は、これに協力することとしていること。

サ インターンシップ実施状況や評価結果に関する報告書を作成し、当該インターンシップの終了後一定期間（最低3年間）保存することとしていること。

### (2) インターンシップ生の適正な受入れ人数の目安について

受入れ機関の体制・インターンシップで従事する業務内容を踏まえて個別に判断されることとなりますが、以下に示す範囲内であれば、原則として適正な受入れ人数として取り扱います。

なお、受入れ機関において「第1号技能実習生」を受け入れている場合（インターンシップ期間中に受け入れる予定がある場合を含む。）で、インターンシップ生の受入れ人数（インターンシップ期間中の受入れ予定数を含む。以下同じ。）と「第1号技能実習生」の合計が「第1号技能実習生」の受入れ人数枠を超えるときは、技能実習制度の適切な実施を阻害することのないよう、また、充実したインターンシップ活動が行われるよう、インターンシップ生についての指導体制やカリキュラムが構築されていることを明らかにしている必要があります。

- ア 常勤職員数が301人以上の場合…常勤職員数×20分の1
- イ 常勤職員数が201人以上300人以下の場合…15人
- ウ 常勤職員数が101人以上200人以下の場合…10人
- エ 常勤職員数が100人以下の場合…5人（ただし、常勤職員数以下。）

（注）常勤職員数に技能実習生は含みません。

### （3）インターンシップの実施計画について

インターンシップを行うことによる単位が学位の構成要件とされることなどを含め、教育課程の一部として適切かつ効果的なインターンシップ実施計画を大学及び受入れ機関が連携しながら作成するために、以下の事項に留意してください。また、技能実習生を受け入れている受入れ機関においては、それぞれの項目について、技能実習生との違いを明らかにしてください。

- ア 目標等  
活動の目標、内容、期間並びに大学における履修科目及び単位との関連性等を明確にすること。
- イ 指導体制  
インターンシップ責任者及びインターンシップ指導員を適切に配置すること。
- ウ 評価  
各業務ごとの理解度及び習熟度を確認する時期、評価項目、評価方法及び評価担当者（インターンシップ責任者等との兼任可）を明確にすること。  
（注）インターンシップ実施計画の履行状況については、インターンシップ指導員が定期的に確認し評価することはもとより、当該評価を行うに当たっては、インターンシップ責任者を立ち合わせるなど、公正な評価が確保されることが必要です。また、評価結果については、大学と情報共有を図ることにより、インターンシップ生に対するその後の指導にいかすことなどの対応が求められます。

### （4）夜勤やシフト制を伴うインターンシップについて

インターンシップ生が夜勤としてインターンシップに従事する場合やシフト制でインターンシップに従事する場合は、その必要性及び指導体制について明確にする必要があります。

## 3 仲介事業者を利用する場合について

受入れ機関において、インターンシップ生の受入れに関する大学との調整、出

入国手続きに際しての支援、入国後の生活支援等に関し仲介事業者を利用する場合には、以下の事項に留意してください。

なお、仲介事業者の不適切な利用が認められた場合、当該仲介事業者を利用し行うインターンシップに係る在留資格認定証明書交付申請等については、許可されないことがあります。

（注）仲介事業者を利用することは差し支えありませんが、仲介事業者は受入れ機関ではないため、在留資格認定証明書交付申請の代理人になることができないことに留意願います。

- （1）仲介事業者において、支援業務等を適切に行う能力・体制が十分に確保されていること。
- （2）仲介事業者が、仲介に係る外国人の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。
- （3）仲介事業者又はその役員若しくはその職員が、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令の規定に違反していないこと。
- （4）仲介事業者が、上記1（2）ウの契約に反する取決めをしていないこと。
- （5）仲介事業者に支払った費用の全部又は一部がインターンシップ生に転嫁されるなど、インターンシップ生にとって不利益な取扱いが行われていないこと。

## 4 労働関係法令の適用について

インターンシップ生に対する労働関係法令の適用は、インターンシップ生の活動の実態に応じて判断されることとなります。

例えば、インターンシップ生が受入れ機関の事業活動に直接従事するなど、当該活動による利益・効果が企業に帰属し、かつ、当該活動が業務上の指揮命令を受けて行われるなど、受入れ機関とインターンシップ生との間に「使用従属関係」が認められる場合には、当該活動が教育的な側面を有していても、インターンシップ生は労働基準法上の労働者に該当するとされていますので、この場合は、報酬額や支払い方法その他の労働条件については最低賃金法、労働基準法等の労働関係法令を遵守する必要があります。

また、労働者性が認められるインターンシップ生に対して受入れ機関が行う座学研修等、受入れ機関の事業活動以外の活動についても、当該活動への参加が受入れ機関により明示的あるいは黙示的に指揮命令を受けていると考えられる場合は労働時間に該当することになり、報酬を支払う必要があることに留意してください。

そのほか、受入れ機関とインターンシップ生との間に「使用従属関係」が認められる場合には、そのあっせんを行う仲介事業者についても、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可等を受けなければならないことや、雇入れと離職の際に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく外国人雇用状況届出をハローワークに提出する必要があることに留意してください。

## 「外国人材受入企業相談窓口」の御案内

県では外国人材受入を希望する企業向けの窓口を設置しています。

窓口では相談対応や出張相談会等を実施していますので、当ガイドブックについてもっと詳しく聞きたいという方は御相談ください。

### 外国人材受入企業相談窓口

- 1) 場所 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内
- 2) 対応時間 平日午前10時から午後5時まで（年末年始除く）
- 3) センター窓口へ電話・メールによる相談の受付
  - ・電話 **0120-86-2905（ハローフクオカ）**
  - ・メール **soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp**

開催地区	日時	相談会場	共催
福岡	毎月第1月曜日 16:30～18:30 毎月第4土曜日 13:00～16:00	アクロス福岡3階国際ひろば 福岡市中央区天神 1-1-1	(公財) 福岡県 国際交流センター
北九州	毎月第2土曜日 13:00～16:00	コムシティ3階 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3	(公財) 北九州 国際交流協会
筑豊	毎月第3火曜日 13:00～16:00	飯塚市役所3階北会議室 福岡県飯塚市新立岩5番5号	飯塚市役所経済部 国際政策課
筑後	毎月第3土曜日 13:00～16:00	くるめりあ六ツ門6階 福岡県久留米市六ツ門町 3番11号	久留米市

### その他、外国人関係相談窓口

#### 福岡県行政書士会無料相談会

日時	相談会場	相談会場当日連絡先	共催
毎月第2日曜日 13:00～16:00	福岡市国際会館4階 福岡市博多区店屋町4-1 冷泉ハーブビル	092-262-1799	(公財) 福岡よかトピア 国際交流財団

## 福岡県外国人相談センター

県では、県内各地域の在留外国人の方が言語の心配をすることなく相談できる、「福岡県外国人相談センター」（以下「センター」という）を開設しています。

- 1 場所  
福岡市中央区天神1-1-1アクロス福岡3階  
(公財) 福岡県国際交流センター こくさいひろば内
- 2 対応時間  
毎日（年末年始除く）午前10時から午後7時まで
- 3 業務内容  
(1) センター窓口への来所・電話・メールによる直接相談の受付
  - ・電話 **092-725-9207**
  - ・メール **fukuoka-maic@kokusaihiroba.or.jp**
 (2) 市町村等が窓口で受ける外国人からの相談に対し、三者間通話・通訳サービスを活用して多言語による相談対応を支援  
 (3) 相談内容に応じた専門機関への案内、案内先における通訳支援  
 (4) 県内各市町村で出張相談会を開催
- 4 対応言語  
日本語のほか18言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語）

外国人労働者の雇用管理については、以下の相談窓口や資料を御活用ください。

**福岡労働局ホームページ「外国人の雇入れ」のページ**

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/syokugyou\\_koyou/hourei\\_seido/taisaku\\_c01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/syokugyou_koyou/hourei_seido/taisaku_c01.html)

⇒「福岡労働局」「外国人の雇入れ」で検索

**外国人雇用管理アドバイザー制度**

(1) 外国人労働者の雇用管理の改善についての相談に係る指導・援助

外国人の採用を検討する事業主又は採用している事業主からの外国人労働者の雇用管理に関する御相談に、専門の社会保険労務士が事業所訪問により対応します。

希望される方は、福岡労働局ホームページ「外国人の雇入れ」ページから、「訪問依頼書」をダウンロードの上、職業安定部職業対策課へファックスにより御依頼ください。

- ・ 連絡先 福岡労働局職業安定部職業対策課雇用指導開発係
- ・ 電話番号 092-434-9806
- ・ ファックス番号 092-434-9822

(2) 外国人留学生等が就職する際の在留資格の変更に係る指導・援助

外国人求職者や外国人の採用を検討する事業主又は採用している事業主からの留学生等の在留資格の変更等に関する御相談に、専門の取次行政書士が対応します。

- ・ 配置先 福岡外国人雇用サービスセンター  
(福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス 12 階)
- ・ 電話番号 092-716-8608 (直通)
- ・ 相談日等 毎週火・木曜日 10 時 00 分 ~ 17 時 00 分

※ なお、予約制のため事前にお電話にて予約状況を御確認ください。

